

## 関連資料



# 立川市防災会議条例

昭和38（1963）年6月26日条例第28号

## 改正

平成24（2012）年9月21日条例第24号

令和2（2020）年9月14日条例第37号

### 立川市防災会議条例

#### （目的）

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36（1961）年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、立川市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

#### （所掌事務）

**第2条** 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- （1）立川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2）市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （3）前号に定める重要な事項に関し、市長に意見を述べること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

#### （会長及び委員）

**第3条** 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- （1）指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- （2）東京都の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- （3）警視庁の警察官のうちから市長が任命する者
- （4）市長がその部内の職員のうちから指名する者
- （5）教育委員会教育長
- （6）東京消防庁の消防吏員のうちから市長が任命する者及び消防団長
- （7）陸上自衛隊の隊員のうちから市長が任命する者
- （8）指定公共機関、指定地方公共機関又は公共的団体の役員又は職員のうちから市長が任命する者

- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、防災上必要な機関又は団体の代表者、役員又は職員のうちから市長が任命する者
- 6 前項の委員の総数は、43人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

**第4条** 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項について調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

**第5条** この条例に規定するもののほか、防災会議の議事運営について必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (昭和55 (1980) 年3月7日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成5 (1993) 年12月16日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成12 (2000) 年3月10日条例第7号)

この条例は、平成12 (2000) 年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成19 (2007) 年2月26日条例第8号)

この条例は、平成19 (2007) 年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成20 (2008) 年3月12日条例第77号)

この条例は、平成20 (2008) 年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成24 (2012) 年9月21日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (令和2 (2020) 年9月14日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 立川市防災会議運営規程

昭和38（1963）年8月16日

防災会議訓令甲第1号

（目的）

**第1条** この規程は、立川市防災会議条例（昭和38（1963）年立川市条例第28号）第5条の規定に基づき立川市防災会議（以下「会議」という。）の議事その他の運営について定めることを目的とする。

（招集）

**第2条** 会議は、必要に応じ会長が、これを招集する。

（平13防会訓令甲1・一部改正）

- 2 委員は、会議に討議すべき事件を示して会長の招集を請求することができる。
- 3 会議の日時、場所及び討議すべき事件は、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。
- 4 会議の開会中に急施を要する事件があるときは、前項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に討議することができる。
- 5 前3項の規定による通知を受けた委員に事故があるときは、その代理者が出席することができる。

**第3条** 削除（平13防会訓令甲1）

（会長の権限）

**第4条** 会長は、議事を整理し、会議の事務を統理し、会議を代表する。

（定足数）

**第5条** 会議は、委員の定数の半数以上の委員又はその代理者が出席しなければ、会議を開くことができない。

（表決）

**第6条** 会議の議事は、出席委員及びその代理者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取）

**第7条** 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求める、その意見を聞くことができる。

(会議録)

**第8条** 会長は、会議録を調整、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員又はその代理者の職及び氏名
- (3) 討議した事件の件名及び概要並びに議決事項
- (4) その他必要と認める事項

(専決処理)

**第9条** 会議の権限に属する次に掲げる事項は、会長において、これを処理することができる。

- (1) 関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (2) 市災害対策本部の設置について市長から意見を聽かれたときにその意見を申し出ること。
- (3) 会議の議決により特に指定した事項に関すること。

2 前項の規定により処理したときは、会長は、これを次の会議に報告しなければならない。

**附 則**

この規程は、昭和38（1963）年8月20日から施行する。

**附 則**（平成13（2001）年2月28日防災会議訓令甲第1号）

この規程は、平成13（2001）年4月1日から施行する。

# 立川市災害対策本部条例

昭和38（1963）年8月19日条例第34号

## 改正

平成22（2010）年9月15日条例第15号

平成24（2012）年9月21日条例第25号

## 立川市災害対策本部条例

### （目的）

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36（1961）年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、立川市災害対策本部（以下「本部」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### （本部の組織）

**第2条** 本部に本部長室及び部を置く。

- 2 部に部長を置く。
- 3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。

### （職務）

**第3条** 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
- 4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
- 5 その他の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

### （委任）

**第4条** この条例に定めるもののほか、本部について必要な事項は、規則で定める。

## 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成12（2000）年3月10日条例第13号）

この条例は、平成12（2000）年4月1日から施行する。

### 附 則（平成22（2010）年9月15日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成24（2012）年9月21日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 立川市防災会議委員名簿

No	役 職
会 長	立川市長
1	関東財務局東京財務事務所立川出張所長
2	陸上自衛隊第1後方支援連隊 <u>衛生隊長</u>
3	東京都多摩立川保健所長
4	東京都建設局北多摩北部建設事務所長
5	東京都水道局多摩水道改革推進本部立川給水管理事務所長
6	警視庁立川警察署長
7	東京消防庁第八消防方面本部長
8	東京消防庁立川消防署長
9	立川市消防団長
10	独立行政法人国立病院機構災害医療センター 副院長
11	日本郵便（株）立川郵便局長
12	東日本旅客鉄道（株）立川駅長
13	日本通運（株） <u>多摩支店長</u>
14	<u>NTT東日本（株）東京西支店長</u>
15	東京電力パワーグリッド（株）立川支社長
16	東京ガス（株）東京西支店長
17	西武鉄道（株）小川駅管区長
18	多摩都市モノレール（株）安全管理推進室長
19	立川市 <u>医師会長</u>
20	立川市 <u>歯科医師会長</u>
21	立川市 <u>薬剤師会副会長</u>
22	立川市自治会連合会会長
23	立川バス（株）運輸営業部旅客サービス課長
24	立川女性防火の会会長
25	立川市副市長
26	立川市副市長
27	立川市教育長
28	立川市参事（ <u>市長公室長</u> ）
29	立川市参事（ <u>政策財務部長</u> ）
30	立川市参事（ <u>行政管理部長</u> ）
31	立川市参事（ <u>危機管理対策室長</u> ）
32	立川市参事（ <u>子ども家庭部長</u> ）
33	立川市参事（ <u>保健医療部長</u> ）
34	立川市参事（ <u>福祉部長</u> ）
35	立川市参事（ <u>環境資源循環部長</u> ）
36	立川市参事（ <u>都市整備部長</u> ）
37	立川市参事（ <u>産業まちづくり部長</u> ）
38	立川市参事（ <u>市民部長</u> ）
39	立川市参事（ <u>文化スポーツ部長</u> ）
40	立川市参事（公営競技事業部長）
41	立川市参事（会計管理者）
42	立川市参事（教育部長）
43	立川市参事（議会事務局長）

## 防災関係機関等 緊急時連絡先

施設名称	電話番号	FAX	防災無線
東京都総務局総合防災部 防災対策課	03-5388-2455	03-5388-1260	都70221
防災管理課	03-5388-2451	03-5388-1270	都70212
夜間防災連絡室	03-5388-2459	03-5388-1958	都70349
東京都水道局小河内貯水池 管理事務所	0428-86-2211	0428-86-2738	都85801
北多摩北部建設事務所	042-540-9501	042-525-9746	117
立川消防署 本署	042-526-0119	042-528-2327	119
錦町出張所	042-527-0119	なし	120
砂川出張所	042-535-0119	なし	121
立川警察署	042-527-0110	042-526-0360	110
多摩立川保健所	042-524-5171	042- <u>528-2777</u>	116
<u>独立行政法人国立病院機構災害医療センター</u>	042-526-5511	042-526-5535	131
国営昭和記念公園事務所	042-524-1516	042-526-1466	172
関東財務局 立川出張所	042-524-2195	042-528-0874	
相武国道事務所	042-643-2008	042-644-3523	
京浜河川事務所多摩川 上流出張所	042-552-0667	042-530-1386	
日本郵便(株) 立川郵便局	042-524-6112	042-526-3989	115
<u>NTT東日本(株)東京西支店</u> <u>東京西エリア統括部サービスセンタ</u>	<u>042-518-9271</u>	042-527-6518	113
東京電力パワーグリッド(株) 立川支社	0120-995-007	なし	111
東京ガス(株) 東京西支店	042-526-6125	042-526-6142	112
東京都水道局 多摩水道改革推進本部 立川給水管理事務所	042-548-5461	042-521-5145	都86073
東日本旅客鉄道 立川駅	042-525-9349	042-528-5270	151
西立川駅	042-522-2419	042-522-2419	
西国立駅	042-522-8607	なし	
西武鉄道 玉川上水駅	042-536-0922	なし	153
武蔵砂川駅	042-535-8911	なし	
西武立川駅	042-531-0261	なし	
多摩都市モノレール 本社	042-526-7800	042-526-7857	152
西武バス 立川営業所	042-524-5421	042-524-5423	155
立川バス	042-524-3111	042-526-3777	154

施設名称	電話番号	FAX	防災無線
日本赤十字社東京都支部	03-5273-6741	03-5273-6749	
東京都赤十字血液センター 立川事業所	042-529-0401	042-529-0402	
立川市医師会事務局	042-525-2597	042-526-1612	136
立川市歯科医師会事務局	042-524-0705	042-528-1386	137
立川市薬剤師会事務局	042-527-6556	042-527-5467	138
立川病院	042-523-3131	042-522-5784	132
立川中央病院	042-522-7171	042-522-8744	133
川野病院	042-522-8161	042-529-3948	134
立川相互病院	042-525-2585	042-525-2942	135
伊勢丹	042-525-1111	042-548-2201	
グランデュオ	042-540-2111	042-540-2478	
ルミネ	042-527-1411	042-522-7510	
いなげや本社	042-537-5111	042-537-5120	
立川給食	042-522-7191	042-523-9001	
シントミフーズ	042-531-0025	042-531-0098	
ジェイコム東京 多摩局	042-538-1095	042-538-0015	161
F M立川	042-524-0844	042-527-8443	162
東京みどり農業協同組合 幸町支店	042-535-2111	042-536-8380	
立川商工会議所	042-527-2700	042-527-5913	
立川市建設業協会	042-527-5111	042-524-9411	
東京都トラック協会多摩支部	042-524-3469	042-525-1775	
陸上自衛隊第一後方支援隊 (練馬)	03-3933-1161		
東立川駐屯地	042-524-4131(内310)		
立川駐屯地	042-524-9321(内231)		
都立立川高等学校	042-524-8195	042-527-9906	771
都立立川国際中等教育学校	042-524-3903	042-527-1829	772
都立砂川高等学校	042-537-4611	042-534-0525	773
都立立川学園	042-523-1358	042-523-6421	774
都立立川緑高等学校	042-529-3080		
東京都立川児童相談所	042-523-1321	042-526-0150	
東京都女性相談センター	042-522-4232	042-524-1097	
自治大学校	042-540-4500	042-540-4510	171

立川市固定（同報）系防災行政無線 子局設置場所

No.	名称	所在地			
		町	丁目	番	号
1	リサイクルセンター	西砂	4	77	1
2	西砂北第二公園	西砂	5	56	15
3	消防団第一分団詰所	西砂	3	63	3
4	西砂小学校	西砂	2	34	2
5	立川第七中学校	西砂	6	28	3
6	西砂地域センター	西砂	6	12	10
7	消防団第二分団詰所	西砂	1	60	6
8	殿ヶ谷北公園	一番	6	22	48
9	松中橋北公園	一番	2	31	33
10	松中小学校	一番	5	8	5
11	天王橋北ゲートボール場	一番	4	7	15
12	天王橋南公園	一番	1	16	25
13	一番町北住宅	一番	4	62	3
14	立川第五中学校	上砂	3	27	1
15	大山小学校	上砂	1	5	33
16	第九小学校	上砂	2	18	1
17	上砂水源	上砂	4	32	
18	上砂五西公園	上砂	5	59	5
19	上砂川小学校	上砂	5	12	2
20	上砂五東第二公園	上砂	5	6	6
21	立川消防署砂川出張所	砂川	3	43	4
22	砂川四公園	砂川	4	27	17
23	流泉寺	砂川	2	45	
24	砂川八公園	砂川	8	19	5
25	砂川七公園	砂川	7	15	13
26	砂川五番北第一公園	砂川	6	36	12
27	砂川学習館	砂川	1	52	7
28	柏保育園	柏	3	52	9
29	第十小学校	柏	1	31	1
30	柏小学校	柏	4	8	4
31	柏四北公園	柏	4	65	9
32	立川第六中学校	泉		786	16
33	第八小学校	幸	2	1	1
34	消防団第八分団詰所	幸	2	39	7
35	（株）サンキヨー駐車場	幸	1	35	
36	幸小学校	幸	5	68	1

No.	名称	所在地			
		町	丁目	番	号
37	立川第四中学校	幸	5	49	1
38	幸学童保育所	幸	4	52	3
39	幸三公園	幸	3	24	11
40	若葉台小学校	若葉	1	13	1
41	旧若葉小学校	若葉	4	24	1
42	立川第九中学校	若葉	3	19	5
43	若葉児童館	若葉	4	25	114
44	若葉公園	若葉	1	27	1
45	東栄公園	栄	5	9	
46	南部公園	栄	4	32	
47	栄緑地	栄	3	44	
48	南砂小学校	栄	2	2	1
49	栄むつみ公園	栄	1	10	9
50	第五小学校	高松	1	12	25
51	高松三南公園	高松	3	26	6
52	高松児童館	高松	2	25	26
53	株立飛リアルエステート東地区	高松	1	22	13
54	プラザシティ立川1号棟屋上	曙	1	32	42
55	ルミネ屋上	曙	2	1	1
56	立川第二中学校	曙	3	29	46
57	第二小学校	曙	3	23	1
58	曙三第二公園北	曙	3	9	4
59	第六小学校	羽衣	2	29	22
60	立川第三中学校	羽衣	3	25	6
61	錦第二公園	錦	1	5	13
62	第三小学校	錦	3	4	1
63	市営錦町住宅2号棟	錦	4	10	20
64	錦六東公園	錦	6	17	2
65	立川公園	錦	6	29	
66	第七小学校	錦	5	6	43
67	錦二南公園	錦	2	8	15
68	ルミエールコムロビル	柴崎	3	7	5
69	柴崎四公園	柴崎	4	2	2
70	第一小学校	柴崎	2	20	3
71	諏訪の森広場	柴崎	1	1	42
72	立川第一中学校	柴崎	1	3	4

No.	名称	所在地			
		町	丁目	番	号
73	柴崎四西公園	柴崎	4	19	5
74	柴崎福祉会館	柴崎	5	11	26
75	立川公園ポケットパーク	柴崎	5	23	
76	第四小学校	富士見	4	4	1
77	富士見一北公園	富士見	1	13	6
78	東京都農林水産振興財団（立川庁舎）	富士見	3	8	1
79	新生小学校	富士見	6	69	1
80	立川第八中学校	富士見	7	24	1
81	旧多摩川小学校	富士見	6	46	1
82	立川市役所庁舎屋上	泉		1156	9
83	立川駅北口[文字表示盤]	曙	2	1	1
84	立川駅南口[文字表示盤]	柴崎	3	2	1

## 立川市地域系デジタル防災行政無線番号一覧

呼出番号	局名称 (常設場所)	設置場所住所	局の区別
110	立川警察署	立川市緑町3233-2	半固定型
111	東京電力パワーグリッド	立川市緑町6-6	半固定型
112	東京ガス	立川市曙町3-6-13	半固定型
113	N T T 東日本	立川市錦町4-12-6	半固定型
115	立川郵便局	立川市曙町2-14-36	半固定型
116	多摩立川保健所	立川市柴崎町2-21-19	半固定型
117	北多摩北部建設事務所	立川市柴崎町2-15-19	半固定型
119	立川消防署	立川市泉町1156-1	半固定型
119#1	立川消防署 遠隔	立川市泉町1156-1	半固定局遠隔制御装置
120	立川消防署錦町出張所	立川市錦町3-6-18	半固定型
121	立川消防署砂川出張所	立川市砂川町3-43-4	半固定型
122	消防署 携帯	立川市泉町1156-1	携帯型
131	災害医療センター	立川市緑町3256	半固定型
131#1	災害医療センター遠隔	立川市緑町3256	半固定局遠隔制御装置
132	立川病院	立川市錦町4-2-22	半固定型
132#1	立川病院 遠隔	立川市錦町4-2-22	半固定局遠隔制御装置
133	立川中央病院	立川市柴崎町2-17-14	半固定型
133#1	立川中央病院 遠隔	立川市柴崎町2-17-14	半固定局遠隔制御装置
134	川野病院	立川市錦町1-7-5	半固定型
134#1	川野病院 遠隔	立川市錦町1-7-5	半固定局遠隔制御装置
135	立川相互病院	立川市緑町4-1	半固定型
135#1	立川相互病院 遠隔	立川市緑町4-1	半固定局遠隔制御装置
136	医師会	立川市錦町1-8-9	半固定型
137	歯科医師会	立川市錦町3-6-1	半固定型
138	薬剤師会	立川市柴崎町3-5-11-301	半固定型
141	総合福祉センター	立川市富士見町2-36-47	半固定型
142	聖苑組合	立川市羽衣町3-20-18	半固定型
151	J R 立川駅	立川市曙町2-1-1	半固定型
152	多摩都市モノレール	立川市泉町1078-92	半固定型
153	西武鉄道玉川上水駅	立川市幸町6-36-1	半固定型
154	立川バス	立川市高松町2-27-27	半固定型
155	西武バス	立川市高松町2-38-9	半固定型
161	ジェイコム東京 多摩局	立川市栄町6-1-1立飛ビル6号館別館	半固定型
162	F Mたちかわ	立川市栄町6-1-1立飛ビル7号館4階	半固定型
171	自治大学校	立川市緑町10-1	半固定型
172	昭和記念公園	立川市緑町3173	半固定型
172#1	昭和記念公園 遠隔	立川市緑町3173	半固定局遠隔制御装置
173	昭和記念公園 携帯	立川市緑町3173	携帯型

呼出番号	局名称 (常設場所)	設置場所住所	局の区別
201	防災課	立川市泉町1156-9	半固定型
202	防災課 遠隔	立川市泉町1156-9	統制局遠隔制御装置
210	市長 車載	立川市泉町1156-9	車載型
211	指揮車	立川市泉町1156-9	車載型
212	危機管理課 車載	立川市泉町1156-9	車載型
221	携帯 1	立川市泉町1156-9	携帯型
222	携帯 2	立川市泉町1156-9	携帯型
223	携帯 3	立川市泉町1156-9	携帯型
224	携帯 4	立川市泉町1156-9	携帯型
225	携帯 5	立川市泉町1156-9	携帯型
226	携帯 6	立川市泉町1156-9	携帯型
227	携帯 7	立川市泉町1156-9	携帯型
228	携帯 8	立川市泉町1156-9	携帯型
229	携帯 9	立川市泉町1156-9	携帯型
230	携帯10	立川市泉町1156-9	携帯型
231	携帯11	立川市泉町1156-9	携帯型
232	携帯12	立川市泉町1156-9	携帯型
233	携帯13	立川市泉町1156-9	携帯型
234	携帯14	立川市泉町1156-9	携帯型
235	携帯15	立川市泉町1156-9	携帯型
236	携帯16	立川市泉町1156-9	携帯型
237	携帯17	立川市泉町1156-9	携帯型
238	携帯18	立川市泉町1156-9	携帯型
239	携帯19	立川市泉町1156-9	携帯型
240	携帯20	立川市泉町1156-9	携帯型
241	携帯21	立川市泉町1156-9	携帯型
242	携帯22	立川市泉町1156-9	携帯型
243	携帯23	立川市泉町1156-9	携帯型
244	携帯24	立川市泉町1156-9	携帯型
245	携帯25	立川市泉町1156-9	携帯型
246	携帯26	立川市泉町1156-9	携帯型
247	携帯27	立川市泉町1156-9	携帯型
248	携帯28	立川市泉町1156-9	携帯型
249	携帯29	立川市泉町1156-9	携帯型
250	携帯30	立川市泉町1156-9	携帯型
251	携帯31	立川市泉町1156-9	携帯型
252	携帯32	立川市泉町1156-9	携帯型
253	携帯33	立川市泉町1156-9	携帯型
254	携帯34	立川市泉町1156-9	携帯型
255	携帯35	立川市泉町1156-9	携帯型
256	携帯36	立川市泉町1156-9	携帯型
257	携帯37	立川市泉町1156-9	携帯型
258	携帯38	立川市泉町1156-9	携帯型
259	携帯39	立川市泉町1156-9	携帯型
260	携帯40	立川市泉町1156-9	携帯型
261	携帯41	立川市泉町1156-9	携帯型
262	携帯42	立川市泉町1156-9	携帯型
263	携帯 43 (窓口サービスセンター、帰宅困難者対策用)	立川市曙町 2-2-27	携帯型
264	携帯 44 (窓口サービスセンター、帰宅困難者対策用)	立川市曙町 2-2-27	携帯型
265	携帯 45 (中央図書館)	立川市曙町2-36-2 (4階)	携帯型

呼出番号	局名称 (常設場所)	設置場所住所	局の区別
311	消防団第一分団	立川市西砂川3-68-3	半固定型
312	消防団第二分団	立川市西砂川1-60-6	半固定型
313	消防団第三分団	立川市一番町3-6-13	半固定型
314	消防団第四分団	立川市上砂町3-61-6	半固定型
315	消防団第五分団	立川市砂川町4-19-13	半固定型
316	消防団第六分団	立川市柏町3-40-9	半固定型
317	消防団第七分団	立川市栄町2-41-5	半固定型
318	消防団第八分団	立川市幸町2-39-7	半固定型
319	消防団第九分団	立川市幸町3-33-7	半固定型
320	消防団第十分団	立川市若葉町2-9-32	半固定型
321	消防団第一分団 車載	立川市西砂町3-68-3	車載型
322	消防団第二分団 車載	立川市西砂町1-60-6	車載型
323	消防団第三分団 車載	立川市一番町3-6-13	車載型
324	消防団第四分団 車載	立川市上砂町3-61-6	車載型
325	消防団第五分団 車載	立川市砂川町4-19-13	車載型
326	消防団第六分団 車載	立川市柏町3-40-9	車載型
327	消防団第七分団 車載	立川市栄町2-41-5	車載型
328	消防団第八分団 車載	立川市幸町2-39-7	車載型
329	消防団第九分団 車載	立川市幸町3-33-7	車載型
330	消防団第十分団 車載	立川市若葉町2-9-32	車載型
331	消防団第一分団 携帯	立川市西砂町3-68-3	携帯型
332	消防団第二分団 携帯	立川市西砂町1-60-6	携帯型
333	消防団第三分団 携帯	立川市一番町3-6-13	携帯型
334	消防団第四分団 携帯	立川市上砂町3-61-6	携帯型
335	消防団第五分団 携帯	立川市砂川町4-19-13	携帯型
336	消防団第六分団 携帯	立川市柏町3-40-9	携帯型
337	消防団第七分団 携帯	立川市栄町2-41-5	携帯型
338	消防団第八分団 携帯	立川市幸町2-39-7	携帯型
339	消防団第九分団 携帯	立川市幸町3-33-7	携帯型
340	消防団第十分団 携帯	立川市若葉町2-9-32	携帯型
341	消防団第一分団 携帯 2	立川市西砂町3-68-3	携帯型
342	消防団第二分団 携帯 2	立川市西砂町1-60-6	携帯型
343	消防団第三分団 携帯 2	立川市一番町3-6-13	携帯型
344	消防団第四分団 携帯 2	立川市上砂町3-61-6	携帯型
345	消防団第五分団 携帯 2	立川市砂川町4-19-13	携帯型
346	消防団第六分団 携帯 2	立川市柏町3-40-9	携帯型
347	消防団第七分団 携帯 2	立川市栄町2-41-5	携帯型
348	消防団第八分団 携帯 2	立川市幸町2-39-7	携帯型
349	消防団第九分団 携帯 2	立川市幸町3-33-7	携帯型
350	消防団第十分団 携帯 2	立川市若葉町2-9-32	携帯型

呼出番号	局名称 (常設場所)	設置場所住所	局の区別
411	<u>子育て支援・保健センター</u> <u>「はぐくるりん」</u>	<u>立川市錦町3-3-6</u>	半固定型
412	<u>子育て支援・保健センター</u> <u>「はぐくるりん」</u> 携帯	<u>立川市錦町3-3-6</u>	携帯型
421	柴崎福祉会館	立川市柴崎町5-11-26	半固定型
422	幸福祉会館	立川市幸町5-57-14	半固定型
423	一番福祉会館	立川市一番町6-17-87	半固定型
424	曙福祉会館	立川市曙町3-44-17	半固定型
501	道路課	立川市泉町1156-9	統制局遠隔制御装置
511	道路課 車載 1	立川市泉町1156-9	車載型
512	道路課 携帯 1	立川市泉町1156-9	携帯型
513	道路課 携帯 2	立川市泉町1156-9	携帯型
514	道路課 携帯 3	立川市泉町1156-9	携帯型
515	道路課 携帯 4	立川市泉町1156-9	携帯型
516	道路課 携帯 5	立川市泉町1156-9	携帯型
517	道路課 携帯 6	立川市泉町1156-9	携帯型
601	下水道管理課	立川市泉町1156-9	統制局遠隔制御装置
611	下水道管理課 携帯 1	立川市泉町1156-9	携帯型
612	下水道管理課 携帯 2	立川市泉町1156-9	携帯型
613	下水道管理課 携帯 3	立川市泉町1156-9	携帯型
614	下水道管理課 携帯 4	立川市泉町1156-9	携帯型
615	下水道管理課 携帯 5	立川市泉町1156-9	携帯型
616	下水道管理課 携帯 6	立川市泉町1156-9	携帯型
617	下水道 <u>整備</u> 課 携帯 1	立川市泉町1156-9	携帯型
618	<u>下水道整備課</u> 携帯 2	立川市泉町1156-9	携帯型
621	<u>下水道施設課</u>	立川市錦町5-20-25	半固定型
622	<u>下水道施設課</u> 携帯 1	立川市錦町5-20-25	携帯型
623	<u>下水道施設課</u> 携帯 2	立川市錦町5-20-25	携帯型
631	ごみ対策課	立川市西砂町4-77-1	半固定型
632	ごみ対策課 携帯 1	立川市西砂町4-77-1	携帯型
633	ごみ対策課 携帯 2	立川市西砂町4-77-1	携帯型
634	ごみ対策課 携帯 3	立川市西砂町4-77-1	携帯型
635	ごみ対策課 携帯 4	立川市西砂町4-77-1	携帯型
641	クリーンセンター「たちむにい」	立川市泉町2002	半固定型
651	<u>立川</u> 競輪場	立川市曙町3-32-5	半固定型

呼出番号	局名称 (常設場所)	設置場所住所	局の区別
701	教育委員会	立川市泉町1156-9	統制局遠隔制御装置
711	第一小学校	立川市柴崎町2-20-3	半固定型
712	第二小学校	立川市曙町3-23-1	半固定型
713	第三小学校	立川市錦町3-4-1	半固定型
714	第四小学校	立川市富士見町4-4-1	半固定型
715	第五小学校	立川市高松町1-12-25	半固定型
716	第六小学校	立川市羽衣町2-29-22	半固定型
717	第七小学校	立川市錦町5-6-43	半固定型
718	第八小学校	立川市幸町2-1-1	半固定型
719	第九小学校	立川市上砂町2-18-1	半固定型
720	第十小学校	立川市柏町1-31-1	半固定型
721	若葉台小学校	立川市若葉町1-31-1	半固定型
722	西砂小学校	立川市西砂町2-34-2	半固定型
723	新生小学校	立川市富士見町6-69-1	半固定型
724	南砂小学校	立川市栄町2-2-1	半固定型
725	旧若葉小学校	立川市若葉町4-24-1	半固定型
726	幸小学校	立川市幸町5-68-1	半固定型
727	松中小学校	立川市一番町5-8-5	半固定型
728	大山小学校	立川市上砂町1-5-33	半固定型
729	柏小学校	立川市柏町4-8-4	半固定型
730	旧多摩川小学校	立川市富士見町6-46-1	半固定型
731	上砂川小学校	立川市上砂町5-12-2	半固定型
732	立川第一中学校	立川市柴崎町1-3-4	半固定型
733	立川第二中学校	立川市曙町3-29-46	半固定型
734	立川第三中学校	立川市羽衣町3-25-6	半固定型
735	立川第四中学校	立川市幸町5-49-1	半固定型
736	立川第五中学校	立川市上砂町3-27-1	半固定型
737	立川第六中学校	立川市泉町786-16	半固定型
738	立川第七中学校	立川市西砂町6-28-3	半固定型
739	立川第八中学校	立川市富士見町7-24-1	半固定型
740	立川第九中学校	立川市若葉町3-19-5	半固定型
751	泉市民体育館	立川市泉町786-11	半固定型
752	柴崎市民体育館	立川市柴崎町6-15-9	半固定型
753	学校給食西共同調理場	立川市泉町1156-14	半固定型
761	柴崎学習館	立川市柴崎町2-15-8	半固定型
762	錦学習館	立川市錦町3-12-25	半固定型
763	高松学習館	立川市高松町3-22-5	半固定型
764	幸学習館	立川市幸町2-1-3	半固定型
765	砂川学習館	立川市砂川町1-52-7	半固定型
766	西砂学習館	立川市西砂町6-12-10	半固定型
771	都立立川高等学校	立川市錦町2-13-5	半固定型
772	都立立川国際中等教育学校	立川市曙町3-29-37	半固定型
773	都立砂川高等学校	立川市泉町935-4	半固定型
774	都立立川学園	立川市栄町1-15-7	半固定型
901	中央管理室	立川市泉町1156-9	統制局遠隔制御装置
902	女性総合センター	立川市曙町2-36-2	半固定型
903	子ども未来センター	立川市錦町3-2-26	半固定型
904	たましんR I S U R Uホール(市民会館)	立川市錦町3-3-20	半固定型
905	窓口サービスセンター	立川市曙町2-2-27	半固定型

市民消火隊結成団体

## 自治会及び市民防災組織

(177 自治会 市民防災組織 140 組織)

自治会名の前に\*印のある団体は、市民防災組織のみ結成。

※スタンドパイプは、東京都水道局からの貸与によるものである。

地域	自治会名	市民防災組織 結成団体	スタンドパイプ 貸与自治会
富士見町	富一東協和会	○	
	五月会	○	○
	東親会	○	
	富士見町二丁目自治会	○	
	上富士町会		
	東親和会	○	
	富士見町4丁目西町会	○	
	富士見会	○	
	富士見町五丁目南町会	○	
	喜多町会	○	
	親生会	○	○
	立桜会	○	
	レガリア会	○	
	富士見町住宅自治会	○	
	富士見町多摩川団地自治会	○	○
	富士見町五丁目都営第二アパート自治会	○	
	*メロディーハイム立川アカア・アリーナ管理組合	○	
柴崎町	しばさき会	○	
	柴一八幡会	○	
	柴一協和会	○	○
	柴二東部会		
	柴富士会	○	
	柴崎町二丁目中和会		
	柴二南明会		
	柴二共生会	○	
	南親会	○	
	柴中会	○	
	柴三北町会		
	柴四東親和会	○	
	柴西会	○	○
	柴五会	○	○
	都営柴六自治会		
錦町	* シアンズ立川管理組合	○	
	錦東会	○	○
	錦西協力会	○	
	錦東和会	○	
	錦二の中町会	○	
	錦和会	○	
	錦みよし会	○	
	錦町五丁目親和会	○	○
	錦六会	○	
	* 立川サニーコート管理組合	○	
	* ライオンズマンション立川錦町管理組合	○	
	* 錦友会	○	
	* NIC ハイム西国立管理組合	○	
	* セザール立川管理組合	○	

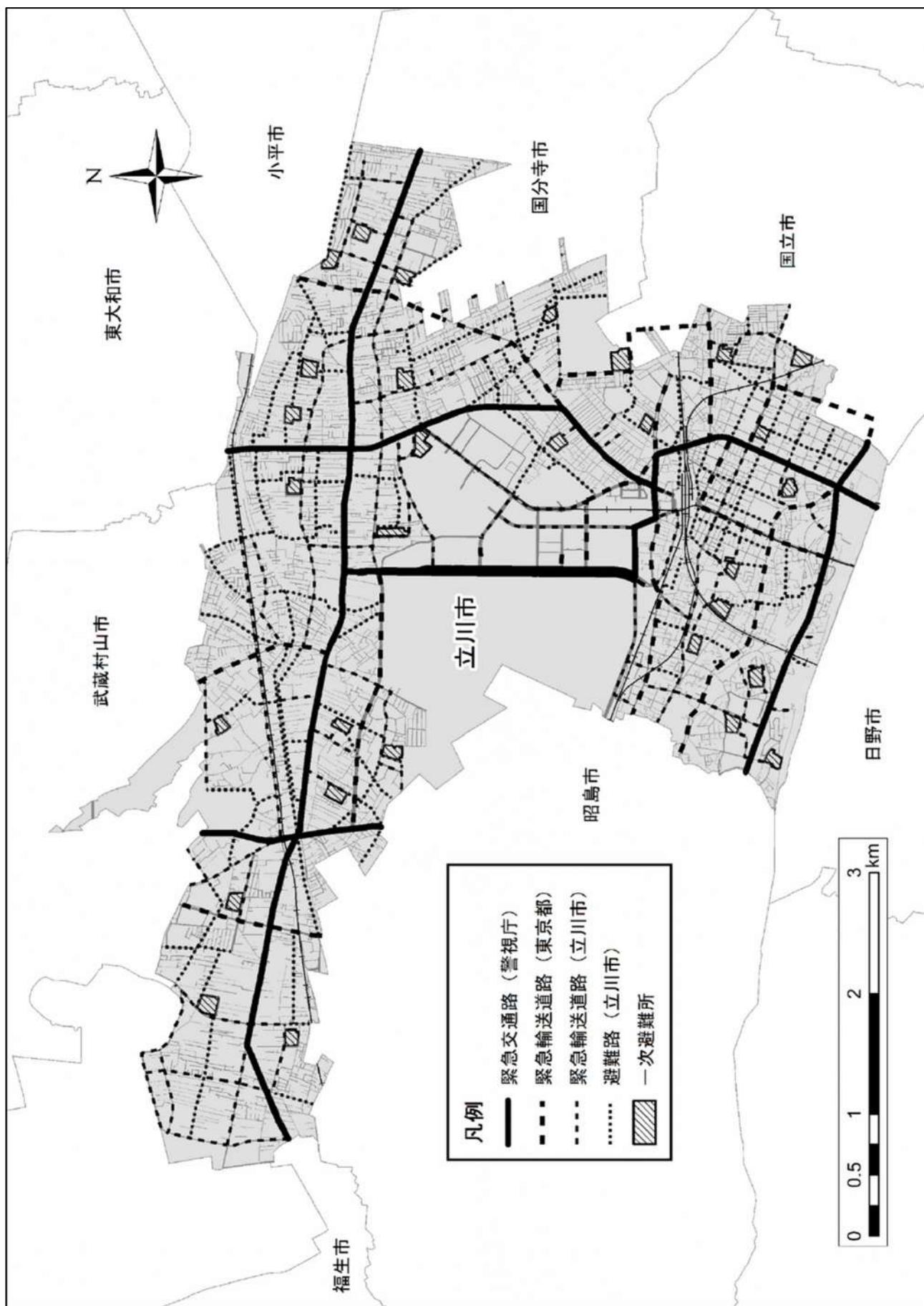
地域	自治会名	市民防災組織 結成団体	スタンドパイプ 貸与自治会
羽衣町	羽衣会	○	○
	羽衣町1丁目第2アパート自治会	○	
	羽衣本町会	○	
	東羽衣会	○	○
	羽衣町二丁目北町会	○	
	羽衣町住宅管理組合自治会	○	
	羽衣町三丁目自治会	○	
	羽衣みのわ会	○	
	コープ西国立自治会		
	羽衣第3アパート自治会	○	
曙町	都営羽衣町1丁目アパート自治会		
	曙一東自治会		
	曙町一丁目西町会	○	
	曙一南自治会	○	○
	曙町二丁目東和会	○	
	曙町二丁目西町会		
	曙二南町会		
	曙二北町会	○	
	曙町三丁目東町会	○	○
	曙町三丁目西和会		
高松町	曙町三丁目仲和会	○	
	曙町三丁目アパート自治会		
	ベルシャヤトウ立川自治会	○	
	* ルミナス立川プライムタワー管理組合	○	
	* グランツ立川	○	
	* プラウドタワー立川	○	
	* クリオ立川武番館	○	
	高松町松友会	○	
	高松町一丁目協力会	○	○
	高松町東友会	○	
高昇会	高松町仲和会	○	
	高松町南自治会	○	
	高昇会自治会	○	
	高松町三丁目松栄会	○	○
	高松会自治会	○	
	共栄会	○	○

関連資料  
市民防災組織

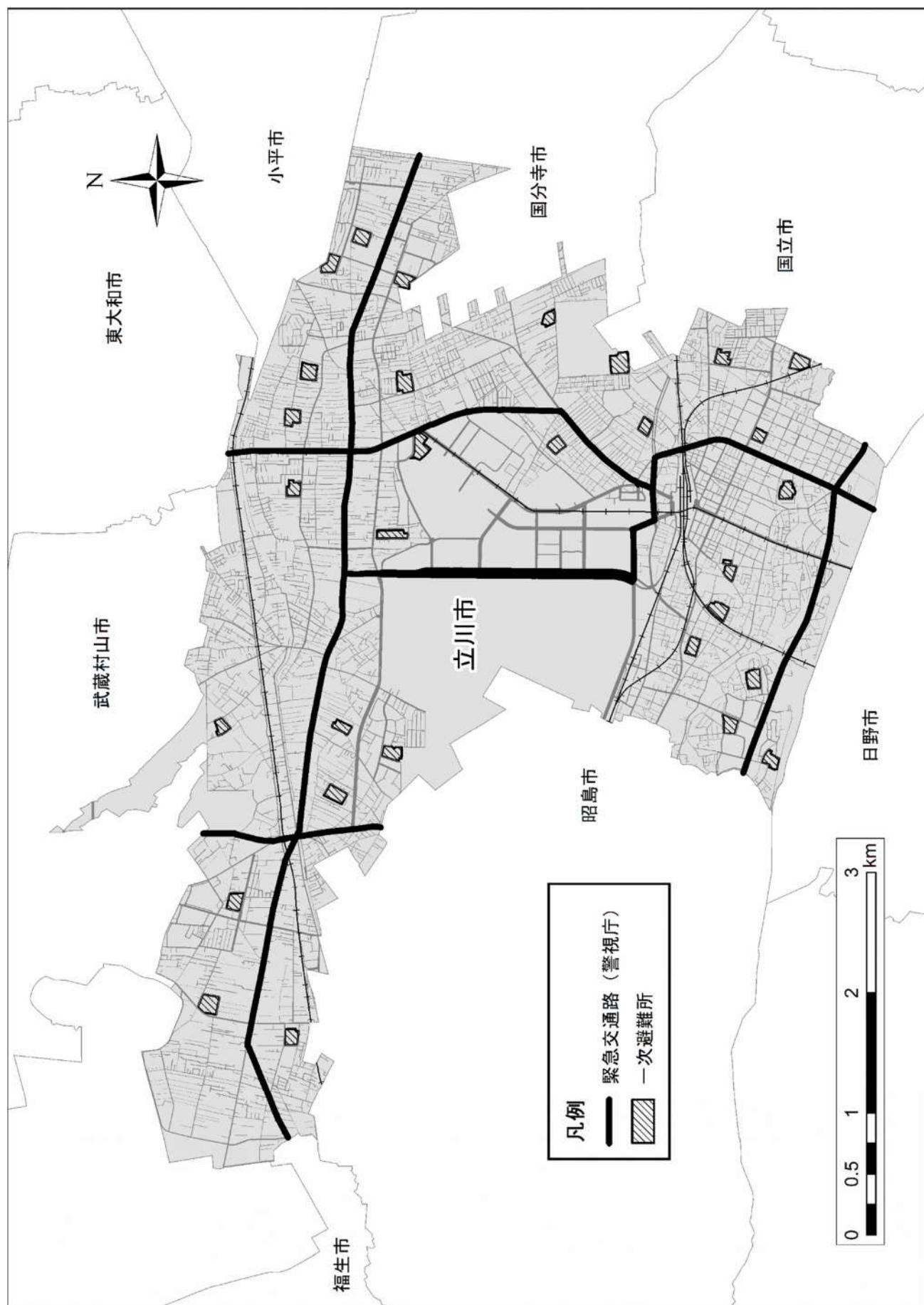
自治会名の前に\*印のある団体は、市民防災組織のみ結成。  
※スタンダードパイプは、東京都水道局からの貸与によるものである。

市民消火隊結成団体			
地域	自治会名	市民防災組織 結成団体	スタンダードパイプ 貸与自治会※
栄町	睦会自治会	○	
	第二団地自治会	○	
	日の出自治会	○	○
	弥生会自治会	○	
	南砂川自治会	○	
	南栄会自治会	○	
	栄町南部自治会	○	○
	栄町5丁目アパート自治会	○	○
	江の島道東住宅自治会	○	
	東栄会自治会	○	
	中砂自治会	○	○
	新栄自治会	○	
	都栄自治会		
	防衛省立川地区国設宿舎自治会		
	親栄自治会		
	プライムガーデン国立自治会		
	千草会		
	栄町弁天北自治会	○	
若葉町	けやき台団地自治会	○	
	あすなろ自治会		
	ときわ会		
	十番組自治会		
	緑ヶ岡ハイツ自治会	○	○
	若葉町団地自治会	○	
	若草会		
	さくら自治会		
	緑ヶ丘自治会		
	むさしの自治会	○	○
	太陽会		
	かしの実自治会	○	
	虹ヶ丘ハイツ自治会	○	
	旭自治会		
	若葉自治会	○	
	はなみずき会		
	若葉の杜自治会	○	
	若葉ひまわり会		
幸町	八番組自治会	○	
	多摩文化村自治会	○	
	幸町2丁目都営アパート自治会		
	立川幸町団地自治会	○	○
	すずかけ第3自治会		
	都営立川幸町2丁目第6アパート自治会		
	九番組自治会	○	
	つくし自治会		
	西けやき台団地自治会	○	
	都営幸町第四自治会		
	いずみ自治会		
	親幸自治会		
	文化村自治会	○	
	幸友会		
	幸町六丁目自治会	○	○
	立川幸四南自治会		
	43番会	○	
	ソフィアタウン自治会		
	スマートハイムシティ立川幸町自治会		
柏町	七番組自治会	○	○
	柏町六番組自治会	○	
	こぶし自治会	○	
	都営柏町自治会	○	
	都営柏町第二自治会		
	青柳自治会	○	
	五番組自治会		
	立川柏町住宅団地管理組合法人評議会	○	
	上水自治会	○	
	双葉自治会	○	
	北砂川自治会	○	
	みどり自治会	○	
	いづみ住宅自治会		
	トミンハイム立川泉町自治会	○	
	新青柳会	○	
	あざみ苑自治会		
	九重会		
	玉川上水さかえ野自治会		
	若杉会		
	上水ニュータウン自治会		
砂川	上水相和自治会	○	○
	西部住宅自治会	○	
	砂7夕会	○	
	三四番地自治会		
	緑水自治会		
	* エルシオ玉川上水管理組合	○	
	四番組自治会	○	
	三番組自治会	○	○
	大山自治会	○	
	二番組自治会	○	
	一番組自治会	○	○
	親交自治会	○	
	ハイホーム立川式番館自治会		
	昭和の森町会	○	
	ハイホーム立川一番町自治会	○	
	ハイホーム立川参番館自治会	○	
	ファーストシティ立川		
	* ドラゴンマンション立川式番館管理組合	○	
	* エレンシア立川トレス	○	
	* カインドステージ武蔵砂川管理組合	○	
西砂	天王橋自治会	○	○
	レクセルガーデン武蔵砂川自治会	○	
	希望ヶ丘自治会	○	
	宮沢組自治会	○	
	中里自治会	○	
	殿ヶ谷組自治会		
	西砂自治会	○	○
	諏訪の杜自治会	○	
	都営松中団地自治会	○	○
	立川一番町東団地自治会	○	
	西砂1けやきの会		
	AYUMO CITY 立川自治会	○	
	AYUMO CITY ソルヴィエントメイツ西武立川自治会	○	
	エステート立川一番町自治評議会	○	
	コーブタウン立川一番町管理組合	○	
	* サンクタス立川	○	

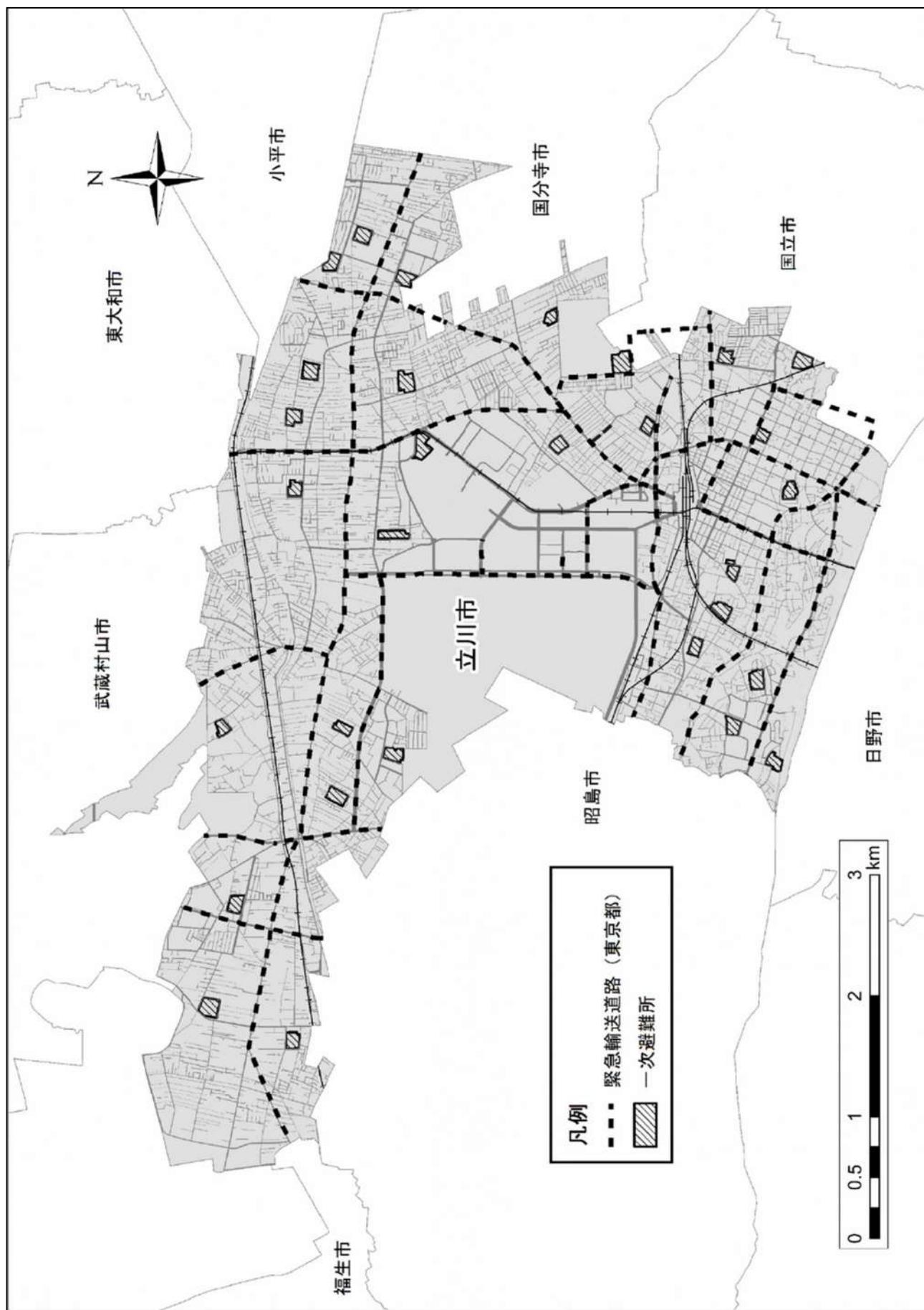
## 避難路及び緊急輸送道路図



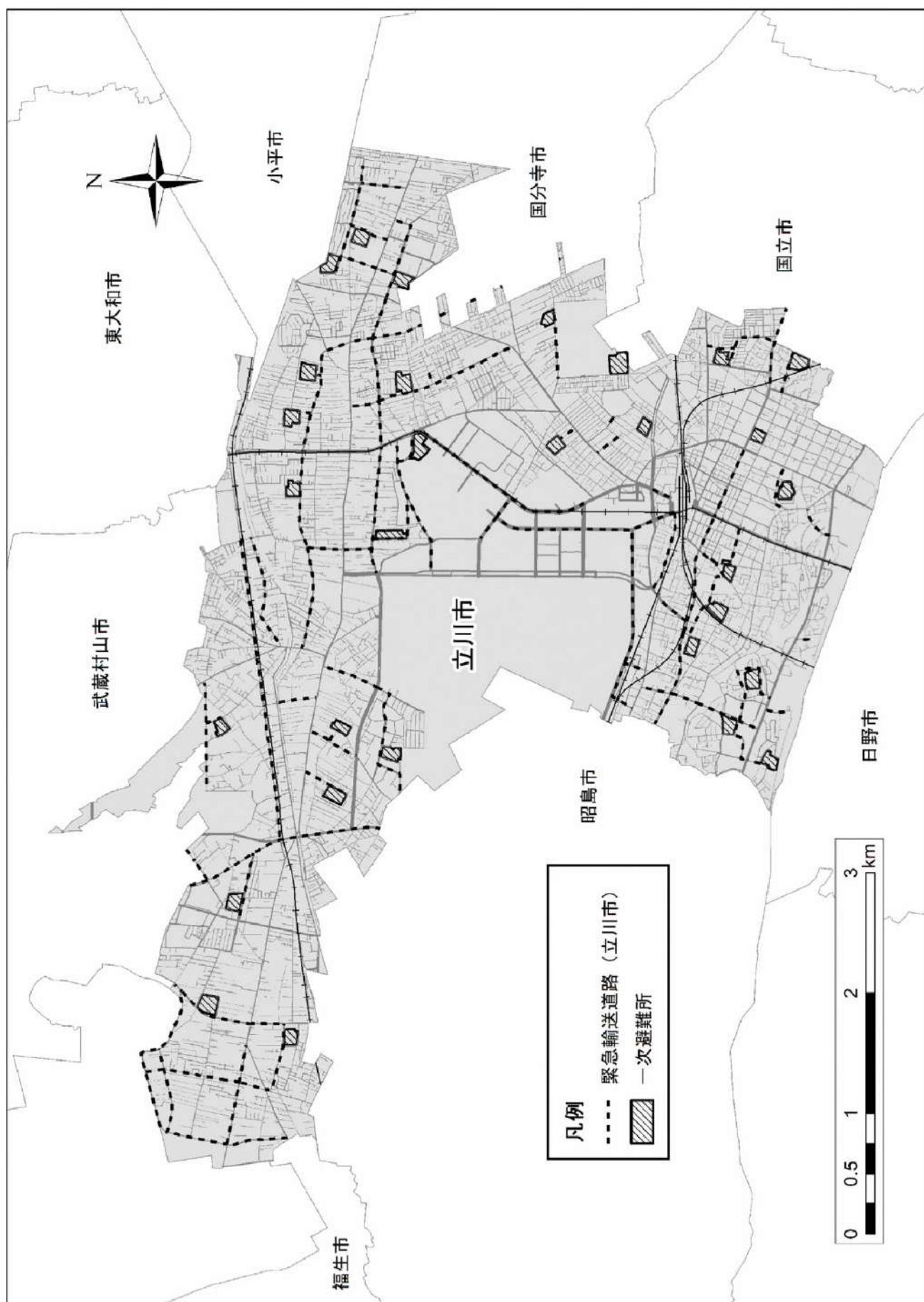
## 緊急交通路（警視庁）



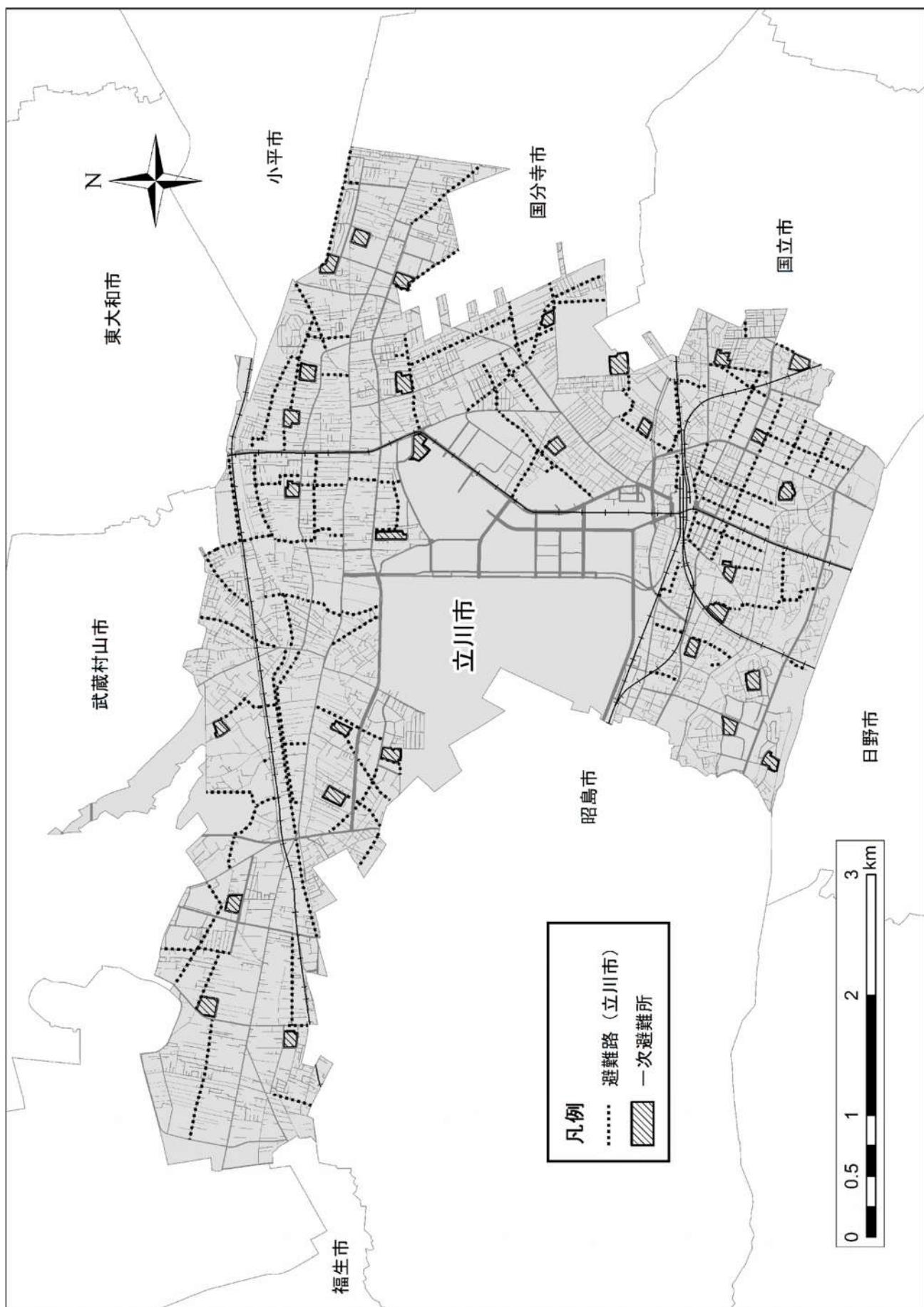
## 緊急輸送道路（東京都）



## 緊急輸送道路（立川市）



## 避難路（立川市）



## 一次避難所(地震災害時)一覧

番号	名称	所在地	電話	FAX	無線番号	階層	付帯設備
1	第四小学校	富士見町4-4-1	523-5228	529-0852	714	3階建校舎	車椅子対応便所・スロープ・オストメイト設備・Wi-Fi
2	旧多摩川小学校	富士見町6-46-1	595-6347	595-6348	730	4階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・スロープ
3	新生小学校	富士見町6-69-1	524-3148	529-0993	723	3階建校舎	車椅子対応便所・スロープ・Wi-Fi
4	立川第八中学校	富士見町7-24-1	526-2007	529-1180	739	4階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・スロープ・オストメイト設備・Wi-Fi
5	第一小学校	柴崎町2-20-3	523-4428	529-0840	711	3階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・スロープ・オストメイト設備・Wi-Fi
6	立川第一中学校	柴崎町1-3-4	523-4328	529-1005	732	3階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・スロープ・オストメイト設備・Wi-Fi
7	第三小学校	錦町3-4-1	523-4448	529-0850	713	3階建校舎	車椅子対応便所・スロープ・Wi-Fi
8	第七小学校	錦町5-6-43	523-5348	529-0860	717	3階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・スロープ・オストメイト設備・Wi-Fi
9	第六小学校	羽衣町2-29-22	523-5248	529-0859	716	4階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・スロープ・非常時災害用公衆電話・オストメイト設備・Wi-Fi
10	立川第三中学校	羽衣町3-25-6	523-4348	529-1015	734	3階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・スロープ・オストメイト設備・Wi-Fi
11	第二小学校	曙町3-23-1	523-4438	529-0843	712	4階建校舎	車椅子対応便所・スロープ・Wi-Fi
12	第五小学校	高松町1-12-25	523-5238	529-0854	715	3階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・スロープ・オストメイト設備・Wi-Fi
13	立川第二中学校	曙町3-29-46	523-4338	529-1008	733	3階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・スロープ・オストメイト設備・Wi-Fi
14	南砂小学校	栄町2-2-1	525-1474	529-0940	724	4階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・スロープ・オストメイト設備・Wi-Fi
15	若葉台小学校	若葉町1-13-1	536-3971	534-6943	721	4階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・スロープ・オストメイト設備・Wi-Fi
16	旧若葉小学校	若葉町4-24-1	なし	なし	725	4階建校舎	スロープ
17	立川第九中学校	若葉町3-19-5	535-1415	534-6958	740	4階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・スロープ・Wi-Fi
18	第八小学校	幸町2-1-1	536-0031	534-6492	718	3階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・スロープ・非常時災害用公衆電話・オストメイト設備・Wi-Fi
19	幸小学校	幸町5-68-1	536-3961	534-6944	726	3階建校舎	車椅子対応便所・スロープ・Wi-Fi
20	立川第四中学校	幸町5-49-1	536-2411	534-6949	735	4階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・スロープ・Wi-Fi
21	第十小学校	柏町1-31-1	536-2711	534-6934	720	3階建校舎	車椅子対応便所・スロープ・オストメイト設備・Wi-Fi
22	柏小学校	柏町4-8-4	537-1962	534-6946	729	3階建校舎	車椅子対応便所・スロープ・Wi-Fi
23	立川第六中学校	泉町786-16	537-3195	534-6954	737	4階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・スロープ・Wi-Fi
24	大山小学校	上砂町1-5-33	535-2850	534-6945	728	3階建校舎	車椅子対応便所・スロープ・オストメイト設備・Wi-Fi
25	第九小学校	上砂町2-18-1	536-2231	534-6929	719	3階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・スロープ・非常時災害用公衆電話・オストメイト設備・Wi-Fi
26	上砂川小学校	上砂町5-12-2	537-1801	534-6948	731	4階建校舎	車椅子対応便所・スロープ・Wi-Fi
27	立川第五中学校	上砂町3-27-1	536-2511	534-6953	736	3階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・スロープ・Wi-Fi
28	西砂小学校	西砂町2-34-2	531-2082	531-5269	722	3階建校舎	車椅子対応便所・スロープ・オストメイト設備・Wi-Fi
29	松中小学校	一一番町5-8-5	531-3821	531-6085	727	4階建校舎	車椅子対応便所・スロープ・Wi-Fi
30	立川第七中学校	西砂町6-28-3	531-0511	531-6103	738	4階建校舎	エレベーター・車椅子対応便所・スロープ・Wi-Fi

※1 網掛けは避難所救護所を示す。

児童・生徒数 (R6(2024). 1.1時点)	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	建物床面積 (m <sup>2</sup> )	最大受入者数 ※ <u>2</u>	避難対象地域※ <u>3</u>	防災倉庫 設置場所	応急給水 タンク容量 (t)	名称
548	15,141	6,316	860	富士見、曙	1、2階	20	第四小学校
-	14,104	5,245	720	富士見	1階	20	旧多摩川小学校
310	15,516	<u>7,094</u>	970	富士見	屋外	20	新生小学校
185	18,097	10,604	1,450	富士見	屋外	20	立川第八中学校
502	11,512	11,950	1,630	柴崎	屋外	0※ <u>4</u>	第一小学校
468	16,720	8,726	1,190	柴崎	2階	20	立川第一中学校
548	11,808	6,678	910	錦	屋外	20	第三小学校
177	<u>15,144</u>	4,930	670	錦	屋外	11※ <u>4</u>	第七小学校
269	11,137	5,798	790	羽衣	屋外	16※ <u>4</u>	第六小学校
438	17,975	9,337	1,270	羽衣	2階	20	立川第三中学校
453	13,150	6,528	890	曙、高松	2階	20	第二小学校
651	15,624	7,838	1,070	高松、緑、栄	屋外	10※ <u>4</u>	第五小学校
514	25,234	10,166	1,390	曙、高松、栄	1階	20	立川第二中学校
314	9,626	5,741	780	栄	屋外	20	南砂小学校
536	<u>15,978</u>	10,739	1,460	若葉	屋外	14.3※ <u>4</u>	若葉台小学校
-	16,441	6,649	910	若葉	1階	20	旧若葉小学校
315	17,992	9,841	1,340	若葉	屋外	24	立川第九中学校
430	19,610	8,513	1,160	幸、栄	屋外	10※ <u>4</u>	第八小学校
324	16,165	7,624	1,040	幸	2階	20	幸小学校
400	17,213	8,763	1,200	幸	2階	20	立川第四中学校
397	15,716	5,857	800	柏、泉、緑、砂川	屋外	20	第十小学校
560	16,728	7,379	1,010	柏、砂川	屋外	20	柏小学校
375	21,260	8,576	1,170	泉、緑、栄、幸、柏	屋外	20	立川第六中学校
252	16,508	7,187	980	上砂、砂川	屋外	20	大山小学校
609	12,370	6,405	870	上砂、砂川	屋外	10※ <u>4</u>	第九小学校
496	12,419	6,177	840	上砂、砂川	屋外	20	上砂川小学校
636	19,007	9,488	1,290	上砂、一番	屋外	20	立川第五中学校
746	14,978	7,157	980	西砂	屋外	20	西砂小学校
479	16,144	6,610	900	一番、西砂	1階	20	松中小学校
460	21,746	<u>9,511</u>	1,220	西砂、一番	1階	20	立川第七中学校

※2 最大受入者数は建物面積に対し、収容可能な体育館や教室の面積割合から算出し、感染症対策等も考慮しています。

※3 避難対象地域は目安であり、避難先を限定するものではありません。

※4 20tに足りない分は、ペットボトルで備蓄

## 二次避難所(地震災害時)一覧

番号	名称	所在地	電話	FAX	無線番号	階層
1	総合福祉センター	富士見町2-36-47	529-8300	529-8714	141	2階地下1階
2	滝ノ上会館	富士見町4-16-10	527-8762	527-8762	-	2階
3	富士見児童館・南富士見学童保育所	富士見町7-7-12	525-9020	512-7477	-	2階
4	多摩川学童保育所	富士見町6-51-1	527-5510	527-5510	-	1階
5	柴崎学習館	柴崎町2-15-8	524-2773	524-9459	761	3階地下1階
6	柴崎会館	柴崎町1-16-3	529-1081	529-1081	-	3階
7	柴崎福祉会館	柴崎町5-11-26	523-4012	521-2738	421	2階地下1階
8	錦学習館	錦町3-12-25	527-6743	527-6743	762	2階
9	たましんR I S U R Uホール(市民会館)	錦町3-3-20	526-1311	512-5693	904	5階地下1階
10	錦児童館・錦学童保育所	錦町3-12-1	525-6684	525-6684	-	2階
11	錦第四学童保育所	錦町4-3-11	506-1159	506-1159	-	1階
12	羽衣中央会館	羽衣町2-26-7	524-8601	524-8601	-	3階地下1階
13	羽衣児童館・羽衣学童保育所	羽衣町2-44-16	526-2336	595-8621	-	2階
14	曙学童保育所	曙町3-24-28	522-6471	522-6471	-	2階
15	曙福祉会館	曙町3-44-17	529-8567	528-6742	424	2階
16	高松学習館	高松町3-22-5	527-0014	527-0026	763	3階
17	高松会館	高松町2-25-26	528-1080	528-1080	-	2階
18	高松学童保育所	高松町3-6-9	522-6078	522-6078	-	2階
19	さかえ会館	栄町4-6-2	529-6546	529-6546	-	2階
20	若葉会館	若葉町3-34-1	535-3473	535-3473	-	2階
21	若葉児童館・若葉学童保育所	若葉町4-25-114	536-1400	537-9980	-	2階
22	若葉台学童保育所(学校内)	若葉町1-13-1	536-6896	536-6896	-	1階
23	幸学習館	幸町2-1-3	534-3076	534-6698	764	2階
24	こぶし会館	幸町5-83-1	537-0810	537-0810	-	2階
25	幸福福祉会館	幸町5-57-14	535-2197	535-5797	422	2階
26	幸児童館	幸町2-19-1	537-0358	535-0997	-	2階
27	中砂第二学童保育所	幸町2-1-2	537-0828	537-0828	-	1階
28	幸学童保育所	幸町4-52-3	537-2474	537-2474	-	1階
29	柏学童保育所	柏町1-31-5	536-2195	536-2195	-	1階
30	砂川学習館	砂川町1-52-7	535-5959	535-5967	765	2階地下1階
31	こんぴら橋会館	砂川町3-26-1	535-7285	535-7285	-	2階
32	上砂会館・上砂児童館・上砂第三学童保育所	上砂町1-13-1	535-2541	535-2541	-	2階
33	大山学童保育所	上砂町1-6-3	535-2215	535-2215	-	1階
34	天王橋会館	一番町3-6-1	531-4448	531-4448	-	2階
35	一番福祉会館	一番町6-17-87	531-2945	531-2040	423	2階
36	西砂学習館	西砂町6-12-10	531-0431	531-0431	766	2階
37	西砂会館	西砂町5-11-13	531-0066	531-0066	-	2階
38	西砂児童館・松中学童保育所	一番町6-8-37	531-0433	520-6695	-	2階
39	西砂学童保育所	西砂町2-34-2	531-0434	531-0434	-	1階

※1 最大受入者数は、開設所管部署が管理している図面に基づく建物面積や、収容可能な部屋等の面積から算出している。

※2 避難対象地域は、目安であり避難先を限定するものではありません。

※3 番号4は「多摩川図書館」にある車いす対応トイレを使用する。

付帯設備	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	建物床面積 (m <sup>2</sup> )	最大 受入者数 <sup>※2</sup>	避難対象 地域 <sup>※3</sup>	開設所管部署 (担当課)	番 号
エレベーター・オストメイト設備・車椅子対応便所・スロープ	4,366	5,673	90	富士見	生活支援班 (福祉総務課)	1
エレベーター・車椅子対応便所・スロープ	1,141	648	90		避難所班 (生涯学習推進センター)	2
スロープ	1,056	541	90		子ども支援班 (子ども育成課)	3
車椅子対応便所 <sup>※3</sup>	174	284	60		子ども支援班 (子ども育成課)	4
エレベーター・Wi-Fi・オストメイト設備・車椅子対応便所・スロープ	2,006	1,044	90	柴崎	避難所班 (生涯学習推進センター)	5
エレベーター・車椅子対応便所・スロープ	754	689	90		避難所班 (生涯学習推進センター)	6
エレベーター・車椅子対応便所・スロープ	6,579	2,598	180		生活支援班 (福祉総務課)	7
エレベーター・Wi-Fi・オストメイト設備・車椅子対応便所・スロープ	1,997	1,065	90	錦	避難所班 (生涯学習推進センター)	8
エレベーター・車椅子対応便所・スロープ・オストメイト設備・非常時灾害用公衆電話	4,740	11,996	480		物資配布班 (地域文化課)	9
エレベーター・車椅子対応便所・スロープ	891	670	110		子ども支援班 (子ども育成課)	10
車椅子対応便所・スロープ・オストメイト設備	337	202	40		子ども支援班 (子ども育成課)	11
エレベーター・車椅子対応便所・スロープ	408	814	110	羽衣	避難所班 (生涯学習推進センター)	12
スロープ	787	564	100		子ども支援班 (子ども育成課)	13
-	164	152	30	曙	子ども支援班 (子ども育成課)	14
エレベーター・車椅子対応便所・スロープ	859	593	40		生活支援班 (福祉総務課)	15
エレベーター・Wi-Fi・車椅子対応便所 <sup>※4</sup> ・スロープ	2,853	1,385	120	高松	避難所班 (生涯学習推進センター)	16
車椅子対応便所・スロープ	522	326	40		避難所班 (生涯学習推進センター)	17
車椅子対応便所・スロープ・オストメイト設備	331	291	60		子ども支援班 (子ども育成課)	18
エレベーター・車椅子対応便所	1,289	750	100	栄	避難所班 (生涯学習推進センター)	19
エレベーター・車椅子対応便所	1,485	531	70		避難所班 (生涯学習推進センター)	20
車椅子対応便所・スロープ	1,176	616	100		子ども支援班 (子ども育成課)	21
車椅子対応便所・スロープ・オストメイト設備	若葉台小学校内	232	50		子ども支援班 (子ども育成課)	22
エレベーター・Wi-Fi・車椅子対応便所・スロープ	1,406	1,282	110	幸	避難所班 (生涯学習推進センター)	23
エレベーター・車椅子対応便所・スロープ	1,895	1,165	160		避難所班 (生涯学習推進センター)	24
エレベーター・車椅子対応便所・スロープ	2,354	1,131	80		生活支援班 (福祉総務課)	25
-	915	462	80		子ども支援班 (子ども育成課)	26
-	2,248	201	40		子ども支援班 (子ども育成課)	27
-	665	175	30		子ども支援班 (子ども育成課)	28
-	537	175	30	柏	子ども支援班 (子ども育成課)	29
車椅子対応便所・スロープ	1,626	1,239	110		避難所班 (生涯学習推進センター)	30
エレベーター・車椅子対応便所・スロープ	1,167	617	80	砂川	避難所班 (生涯学習推進センター)	31
エレベーター・車椅子対応便所・スロープ	都営団地内	1,974	330		子ども支援班 (子ども育成課)	32
-	376	176	30	上砂	子ども支援班 (子ども育成課)	33
エレベーター・車椅子対応便所・スロープ	1,127	636	90		避難所班 (生涯学習推進センター)	34
エレベーター・車椅子対応便所・スロープ	1,613	740	50	一番	生活支援班 (福祉総務課)	35
エレベーター・Wi-Fi・オストメイト設備・車椅子対応便所・スロープ	2,881	1,141	100		避難所班 (生涯学習推進センター)	36
エレベーター・車椅子対応便所・スロープ	1,524	559	80	西砂	避難所班 (生涯学習推進センター)	37
車椅子対応便所・スロープ	650	610	100		子ども支援班 (子ども育成課)	38
車椅子対応便所	西砂小学校内	175	30		子ども支援班 (子ども育成課)	39

※4 別途、都立学校3校（砂川高等学校、立川高等学校、立川国際中等教育学校）と避難所施設利用に関する協定を締結している。

## 特定避難所、風水害限定指定避難所一覧

番号	名称	所在地	電話	FAX	無線番号	階層
1	女性総合センター・中央図書館	曙町2-36-2	528-6801	528-6805	902	5階
2	立川競輪場集合棟*	曙町3-32-5	524-1121	527-1929	651	3階

\* 立川競輪場は、特定避難所及び風水害限定指定避難所に指定する。状況によっては競輪場内の他の施設が運用されることも想定される。

## 福祉避難所(地震災害時)一覧

番号	区分	名称	所在地	電話	FAX	階層
1	障害者用	富士見福祉作業所	富士見町1-2-24	522-6950	522-6950	2階
2		栄福祉作業所	栄町5-38-4	536-0549	536-0549	2階
3		一番福祉作業所	一番町3-6-1	531-6527	531-6527	2階
4	乳幼児用	西立川保育園	富士見町1-18-16	524-7831	524-8807	2階
5		柴崎にじのいの保育園 (協定)	柴崎町1-16-23	525-0066	524-8718	2階
6		羽衣保育園	羽衣町2-51-7	522-2161	524-8056	2階
7		高松保育園	高松町1-18-7	525-0201	524-8816	2階
8		江の島保育園 (協定)	栄町5-20-3	536-1443	534-6478	2階
9		中砂保育園	栄町5-38-1	536-1391	534-6864	2階
10		栄保育園 (協定)	栄町3-33-3	525-0815	524-8435	2階
11		柏保育園	柏町3-52-9	536-2565	534-6476	2階
12		見影橋保育園 (協定)	砂川町3-23-2	536-1644	534-6471	2階
13		上砂保育園	上砂町1-13-1	536-2670	534-6508	1階
14		西砂保育園 (協定)	西砂町2-63-2	531-0514	531-4865	2階地下1階
15		ドリーム学園	錦町3-3-6	525-9418	524-8417	1階

\*1 別途、都立立川学園と障害者を対象とした避難所施設利用に関する協定を締結している。

\*2 民間事業者の施設については支援協定締結後、追加指定する。

\*3 最大受入者数は、開設所管部署が管理している図面に基づく建物面積や、収容可能な部屋等の面積から算出している。

付帯設備	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	建物床面積 (m <sup>2</sup> )	最大受入者数	開設所管部署 (担当課)	番号
エレベーター・Wi-Fi・車椅子対応便所・スロープ	4,454	1,792	730	政策班 (男女平等推進課)	1
エレベーター・オストメイト設備・車椅子対応便所・スロープ	41,883	1,438	100	競輪場対応班 (事業課)	2

※ 女性総合センター・中央図書館は風水害限定指定避難所として指定する。

付帯設備	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	建物床面積 (m <sup>2</sup> )	最大受入者数	開設所管部署 (担当課)	番号
車椅子対応便所・スロープ・オストメイト設備	206	142	10	生活支援班 (障害福祉課)	1
車椅子対応便所・スロープ	932	587	40	生活支援班 (障害福祉課)	2
エレベーター・スロープ・車椅子対応便所	580	457	30	生活支援班 (障害福祉課)	3
-	1,262	372	20	子ども支援班 (保育課)	4
車椅子対応便所・オストメイト設備	1,235	679	20	子ども支援班 (保育課)	5
-	571	868	20	子ども支援班 (保育課)	6
-	960	655	10	子ども支援班 (保育課)	7
太陽光パネル	1,118	406	10	子ども支援班 (保育課)	8
車椅子対応便所・スロープ・オストメイト設備	2,785	499	30	子ども支援班 (保育課)	9
車椅子対応便所・太陽光パネル	1,652	1,047	20	子ども支援班 (保育課)	10
-	2,479	694	20	子ども支援班 (保育課)	11
車椅子対応便所・太陽光パネル・オストメイト設備	1,657	767	30	子ども支援班 (保育課)	12
車椅子対応便所	1,731	1,030	20	子ども支援班 (保育課)	13
車椅子対応便所・オストメイト設備	1,811	958	30	子ども支援班 (保育課)	14
-	962	764	50	子ども支援班 (児童発達支援センター)	15

## 風水害時指定避難所開設段階別一覧

【第1段階】 4 施設	滝ノ上会館、柴崎会館、錦学習館、立川競輪場
【第2段階】 <u>23</u> 施設	第四小学校、第一小学校、立川第一中学校、第三小学校、第七小学校、第六小学校、立川第三中学校、第二小学校、第五小学校、立川第二中学校、南砂小学校、若葉台小学校、立川第九中学校、第八小学校、幸小学校、立川第四中学校、第十小学校、柏小学校、立川第六中学校、大山小学校、松中小学校、 <u>旧若葉小学校、立川第七中学校</u>
【第3段階】 <u>10</u> 施設	柴崎学習館、女性総合センター(5階のみ)・中央図書館、さかえ会館、若葉会館、砂川学習館、こんぴら橋会館、上砂会館、西砂学習館、西砂会館
浸水の可能性があるため、開設しない一次避難所 ( <u>7</u> 施設)	旧多摩川小学校、新生小学校、立川第八中学校、第九小学校、上砂川小学校、立川第五中学校、西砂小学校

## 風水害時における車両による一時避難場所一覧

番号	名称	所有	所在地	電話	受入台数	トイレの有無
1	立川競輪場	市	曙町3-30	524-1121	150台程度	有
2	セレモア白峯殿	民間	柏町1-26-4	534-1111	75台程度	有
3	イオンモール むさし村山	民間	武蔵村山市榎1-1-3	566-8125	100台程度	有
4	<u>DCM</u> <u>立川幸町店</u>	民間	幸町2-32-1	534-6380	50台程度	有

## 広域避難場所一覧

番号	名称	面積(m <sup>2</sup> )	収容可能人数	所在地	備考
1	国営昭和記念公園	1,673,000	115,000	立川市緑町・泉町地内 及び昭島市もぐせいの杜	昭島市も指定。東京都立川地域防災センター・立川広域防災基地など隣接
2	二中一帯	82,000	41,000	曙町3丁目、国立市北	立川国際中等教育学校、立川国際中等教育学校附属小学校を含む。 ※2m <sup>2</sup> /人で算出
3	多摩川河川敷	415,000	207,500	富士見町6・7丁目地先 柴崎町5・6丁目地先 錦町5・6丁目地先	洪水のおそれのあるときは注意を要する。 ※2m <sup>2</sup> /人で算出
計		2,170,000	363,500	-	-

## 災害時に活用するオープンスペース一覧

	名称	位置	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	有効面積 (m <sup>2</sup> )	種別	備考
1	立川市諏訪の森公園	柴崎町1-1-8	11,837	722	近隣	
2	立川市諏訪の森広場	柴崎町1-1-42	3,971	2,200	広場	防災倉庫設置
3	立川市錦第三公園	錦町3-9-12	2,909	1,387	街区	
4	立川市立川公園	錦町6-29-62	171,473	40,457	総合	
5	立川市高砂公園	高松町2-37-14	7,000	4,206	街区	
6	立川市緑川第一公園	羽衣町1-12-1	3,076	625	街区	
7	立川市たちかわ中央公園	緑町105-3	3,743	1,043	広場	
8	立川市緑町北公園	緑町8	7,841	1,532	広場	
9	立川市若葉公園	若葉町1-27-1	8,491	1,902	街区	防災倉庫設置
10	立川市幸五公園	幸町5-74-1	3,808	1,041	街区	
11	立川市見影橋公園	砂川町3-12-1	16,642	6,580	近隣	防災倉庫設置
12	立川市砂川公園	砂川町7-8-14	12,950	1,938	近隣	防災倉庫設置
13	立川市上砂公園	上砂町1-14-3	11,085	2,320	近隣	
14	立川市富士見公園	富士見町3-17-1	4,019	387	総合	
15	立川市錦五南公園	錦町5-15-15	743	234	街区	防災倉庫設置
16	立川市泉町西公園	泉町2004	15,000	8,500	地区	
合計			284,588	75,074		

## 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

番号	指定緊急避難場所※1 ・指定避難所※2 (指定避難所は建物施設 のみ)	所在地	電話	災害種別		
				地震	延焼火災	水害 がけ崩れ
1	第四小学校	富士見町 4-4-1	523-5228	○	×	○
2	旧多摩川小学校	富士見町 6-46-1	595-6347	○	×	×
3	新生小学校	富士見町 6-69-1	524-3148	○	×	×
4	立川第八中学校	富士見町 7-24-1	526-2007	○	×	×
5	第一小学校	柴崎町 2-20-3	523-4428	○	×	○
6	立川第一中学校	柴崎町 1-3-4	523-4328	○	×	○
7	第三小学校	錦町 3-4-1	523-4448	○	×	○
8	第七小学校	錦町 5-6-43	523-5348	○	×	○
9	第六小学校	羽衣町 2-29-22	523-5248	○	×	○
10	立川第三中学校	羽衣町 3-25-6	523-4348	○	×	○
11	第二小学校	曙町 3-23-1	523-4438	○	×	○
12	第五小学校	高松町 1-12-25	523-5238	○	×	○
13	立川第二中学校	曙町 3-29-46	523-4338	○	×	○
14	南砂小学校	栄町 2-2-1	525-1474	○	×	○
15	若葉台小学校	若葉町 1-13-1	536-3971	○	×	○
16	旧若葉小学校	若葉町 4-24-1	—	○	×	○
17	立川第九中学校	若葉町 3-19-5	535-1415	○	×	○
18	第八小学校	幸町 2-1-1	536-0031	○	×	○
19	幸小学校	幸町 5-68-1	536-3961	○	×	○
20	立川第四中学校	幸町 5-49-1	536-2411	○	×	○
21	第十小学校	柏町 1-31-1	536-2711	○	×	○
22	柏小学校	柏町 4-8-4	537-1962	○	×	○
23	立川第六中学校	泉町 786-16	537-3195	○	×	○

※1 指定緊急避難場所とは、災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所で土砂災害、水害、津波、地震等の災害種別ごとに指定する。

※2 指定避難所とは、災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした施設である。

番号	指定緊急避難場所※1 ・指定避難所※2 (指定避難所は建物施設 のみ)	所在地	電話	災害種別		
				地震	延焼火災	水害 がけ崩れ
24	大山小学校	上砂町 1-5-33	535-2850	○	×	○
25	第九小学校	上砂町 2-18-1	536-2231	○	×	×
26	上砂川小学校	上砂町 5-12-2	537-1801	○	×	×
27	立川第五中学校	上砂町 3-27-1	536-2511	○	×	×
28	西砂小学校	西砂町 2-34-2	531-2082	○	×	×
29	松中小学校	一番町 5-8-5	531-3821	○	×	○
30	立川第七中学校	西砂町 6-28-3	531-0511	○	×	○
31	滝ノ上会館	富士見町 4-16-10	527-8762	二次 避難所	×	○
32	柴崎会館	柴崎町 1-16-3	529-1081		×	○
33	柴崎学習館	柴崎町 2-15-8	524-2773		×	○
34	錦学習館	錦町 3-12-25	527-6743		×	○
35	さかえ会館	栄町 4-6-2	529-6546		×	○
36	若葉会館	若葉町 3-34-1	535-3473		×	○
37	砂川学習館	砂川町 1-52-7	535-5959		×	○
38	こんぴら橋会館	砂川町 3-26-1	535-7285		×	○
39	上砂会館・上砂児童館・ 上砂第三学童保育所	上砂町 1-13-1	535-2541		×	○
40	西砂学習館	西砂町 6-12-10	531-0431		×	○
41	西砂会館	西砂町 5-11-13	531-0066		×	○
42	女性総合センター・ 中央図書館	曙町 2-36-2	528-6801	×	×	○
43	立川競輪場	曙町 3-32-5	524-1121	特定 避難所	×	○
44	国営昭和記念公園	立川市緑町、泉町地 内及び昭島市もくせい の杜	—	広域 避難場所	○	○
45	二中一帯	曙町 3 丁目、国立市北	—		○	○
46	多摩川河川敷	富士見町6・7 丁目地先、 柴崎町5・6 丁目地先、 錦町5・6 丁目地先	—		○	×

## 立川駅帰宅困難者一時滞在施設一覧

番号	区分	名称	住所・電話番号等	立川駅からの距離等
1	北口	国営昭和記念公園 (総合案内所、花みどり文化センター)	緑町3173 無線: 172 173	駅から約400m 立川市、昭島市の広域避難場所に指定
2	北口	女性総合センター 中央図書館	曙町2-36-2 TEL: 528-6801 FAX: 528-6805 無線: 902	駅から約400m
			TEL: 528-6800 FAX: 528-6806 無線: 265	1階にホール、5階に学習室等あり。2階~4階が中央図書館。地震の際は避難所としての指定はない。
3	南口	柴崎学習館	柴崎町2-15-8 TEL: 524-2773 FAX: 524-9459 無線: 761	駅から約900m 二次避難所に指定
4	北口	総合福祉センター	富士見町2-36-47 TEL: 529-8300 FAX: 529-8714 無線: 141	駅から約1,200m 二次避難所に指定。災害ボランティアセンター設置場所
5	南口	柴崎市民体育館	柴崎町6-15-9 TEL: 523-5770 FAX: 525-7364 無線: 752	駅から約1,200m 物資集配拠点及び <u>遺体収容所</u> に指定
6	南口	たましんRISURUホール (市民会館)	錦町3-3-20 TEL: 526-1311 FAX: 512-5693 無線: 904	駅から約800m 二次避難所に指定
7	南口	子ども未来センター	錦町3-2-26 TEL: 529-8682 無線: 903	駅から約800m
8	駅内	立川駅自由通路	曙町2-1-1 (立川駅)	駅自由通路は、乗客を駅構内から一時的に誘導する場所とし、ほかの一時滞在施設の開設後は速やかに、この場から移動してもらう。
9	駅内	ホテルメッツ立川	柴崎町3-1-1	南口側・駅直結
10	南口	東京都農林水産振興財団 (立川庁舎)	富士見町3-8-1	駅から約1,800m
11	北口	都立立川国際中等教育学校	曙町3-29-37 無線: 772	駅から約1,300m
12	南口	都立立川高等学校	錦町2-13-5 無線: 771	駅から約600m
13	北口	都民防災教育センター (立川防災館)	泉町1156-1	駅から約2,000m

番号	区分	名称	住所・電話番号等	立川駅からの距離等
14	北口	立川競輪場	曙町3-32-5 TEL: 524-1121 無線: 651	駅から約900m 応援受入拠点に指定
15	南口	アレアレア2	柴崎町3-6-29	駅から約200m
16	北口	ホテルエミシア東京立川	曙町2-14-16	駅から約400m
17	北口	立川ホテル	曙町1-12-23	駅から約700m
18	北口	多摩信用金庫本店 (本部棟4階)	緑町3-4	駅から約550m
19	北口	河合塾 立川校	曙町1-14-13	駅から約450m
20	北口	応現院	泉町935-32	駅から約2,700m
21	南口	ホテル日航立川東京	錦町1-12-1	駅から約850m
22	北口	SuperD 'STATION 立川店	曙町2-4-5	駅から約200m
23	南口	立川都税事務所	錦町4-6-3	駅から約800m
24	北口	立川拘置所	泉町1156-11	駅から約2,000m
25	南口	トヨタモビリティ東京立川店	錦町3-8-26	駅から約900m
26	南口	東京しごとセンター多摩	柴崎町3-9-2	駅から約400m
27	北口	大原簿記公務員医療福祉保育 専門学校立川校	緑町4-8	駅から約600m
施設の受入総数			9,642人	

### 立川駅帰宅困難者一晩滞在施設一覧

番号	区分	名称	住所	立川駅からの距離等
1	北口	ファーレ立川センタースクエア	曙町2-36-2	駅から約400m
2	北口	ウイング高松	高松町3-13-21	駅から約900m
3	北口	IKEA立川	緑町6	駅から約900m
4	北口	立川地方合同庁舎	緑町4-2	駅から約800m
5	北口	立川タクロス	曙町2-2-27	駅から約200m

## 複数の防災機能を有する市有施設早見表

	災害対策本部	灾害対策本部代替候補施設	被災者総合支援センター	一次避難所	二次避難所	福祉避難所	特定避難所	風水害時指定避難場所	車両による風水害限定期定指定避難場所	帰宅困難者一時滞在施設	帰宅困難者現地対策本部	帰宅困難者備蓄保管場所	帰宅困難者用資機材庫	応急教育施設	応急保育候補施設 ※状況により	医療救護対策本部	支援物資集配拠点	炊き出し・応急給食	災害時薬事センター	災害廃棄物処理施設	災害対策用井戸保有施設	遺体収容所	災害ボランティアセンター	応援職員受入施設			
本部庁舎	●	●																●									
第一小学校				●				●							●												
第二小学校				●				●							●				●								
第三小学校				●				●							●				●								
第四小学校				●				●							●				●								
第五小学校				●				●							●				●								
第六小学校				●				●							●				●								
第七小学校				●				●							●				●								
第八小学校				●				●							●				●								
第九小学校				●											●				●								
第十小学校				●				●							●				●								
若葉台小学校				●				●							●				●								
西砂小学校				●											●				●								
南砂小学校				●					●						●				●								
幸小学校				●					●						●				●								
松中小学校				●					●						●				●								
大山小学校				●					●						●				●								
柏小学校				●					●						●				●								
上砂川小学校				●											●				●								
新生小学校				●											●				●								
立川第一中学校				●					●						●				●								
立川第二中学校				●					●						●				●								
立川第三中学校				●					●						●				●								
立川第四中学校				●					●						●				●								
立川第五中学校				●											●				●								
立川第六中学校				●					●						●				●								
立川第七中学校				●					●						●				●								
立川第八中学校				●											●				●								
立川第九中学校				●					●						●				●								
旧多摩川小学校				●																							
旧若葉小学校				●					●																		
たましんRISURUホール (市民会館)								●						●													
富士見児童館・ 南富士見学童保育所								●																			
多摩川学童保育所								●																			
錦児童館・錦学童保育所								●																			
羽衣児童館・ 羽衣学童保育所								●																			
曙学童保育所								●																			

	災害対策本部	灾害対策本部代替候補施設	被災者総合支援センター	一次避難所	二次避難所	福祉避難所	特定避難所	風水害時指定避難場所	車両による風水害限定指定避難場所	帰宅困難者一時滞在施設	帰宅困難者備蓄保管場所	帰宅困難者現地対策本部	帰宅困難者用資機材庫	応急教育施設	応急保育候補施設	※状況により	医療救護対策本部	避難所救護所	支援物資集配拠点	災害対策用飲料貯水槽保有施設	災害対策用井戸保有施設	災害時墓事センター	遺体収容所	災害ボランティアセンター	応援職員受入施設				
高松学童保育所				●																									
若葉児童館・ 若葉学童保育所					●																								
若葉台学童保育所					●																								
幸児童館					●																								
中砂第二学童保育所					●																								
幸学童保育所					●																								
柏学童保育所					●																								
上砂会館・上砂児童館・上砂 第三学童保育所					●			●																					
大山学童保育所						●																							
西砂児童館・ 松中学童保育所					●																								
西砂学童保育所					●																								
錦第四学童保育所					●																								
滝ノ上会館					●			●																					
柴崎学習館					●			●		●																			
柴崎会館					●			●		●																			
錦学習館					●			●		●																			
羽衣中央会館					●																								
高松学習館					●																								
高松会館					●																								
さかえ会館					●			●																					
若葉会館					●			●																					
幸学習館					●																								
こぶし会館					●																								
砂川学習館					●			●																					
こんびら橋会館					●			●																					
天王橋会館					●																								
西砂学習館					●			●																					
西砂会館					●			●																					
総合福祉センター	●				●			●		●																	●		
柴崎福祉会館						●																							
曙福祉会館						●																							
幸福福祉会館						●																							
一番福祉会館						●																							
富士見福祉作業所							●																						
栄福祉作業所							●																						
一番福祉作業所							●																						
西立川保育園							●										●												
柴崎にじのいろ保育園							●										●												

## 関連資料

## 避難所・避難場所・一時滞在施設

	災害対策本部	災害対策本部代替候補施設	被災者総合支援センター	一次避難所	二次避難所	福祉避難所	特定避難所	風水害時指定避難場所	車両による風水害限定指定避難場所	帰宅困難者一時滞在施設	帰宅困難者備蓄保管場所	帰宅困難者現地対策本部	帰宅困難者用資器材庫	応急教育施設	応急保育候補施設 ※状況により	医療救護対策本部	避難所救護所	支援物資集配拠点	災害対策用飲料貯水槽保有施設	災害対策用井戸保有施設	災害時墓事センター	遺体収容所	災害ボランティアセンター	応援職員受入施設		
羽衣保育園					●									●												
高松保育園					●									●												
江の島保育園				●										●												
中砂保育園				●										●												
栄保育園				●										●												
柏保育園				●										●												
見影橋保育園					●									●												
上砂保育園					●									●												
西砂保育園					●									●												
ドリーム学園					●																					
女性総合センター・中央図書館								●	●	●	●	●	●	●												
立川競輪場							●	●	●	●	●	●													●	
子ども未来センター										●	●	●										●				
窓口サービスセンター											●															
東京都・立川市合同施設内「コトリンク」												●														
子育て支援・保健センター「はぐくりん」														●								●				
泉市民体育館	●																●	●	●				●			
柴崎市民体育館	●									●							●	●	●				●			
学校給食西共同調理場											●						●	●	●							
学校給食東共同調理場	●										●						●	●	●							
クリーンセンター「たちむにい」※	●																					●			●	
総合リサイクルセンター																						●				

※ クリーンセンター「たちむにい」はごみの焼却熱を利用した発電、給湯設備を有し、災害時には活用が期待できる。

一次避難所備蓄品一覧 (令和8(2026)年4月現在)

備蓄品名		備蓄場所	第一小学校	第二小学校	第三小学校	第四小学校	第五小学校	第六小学校	第七小学校	第八小学校	第九小学校	第十小学校
			単位									
食料関連	アルファ化米 山菜	食	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
	アルファ化米 五目	食	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
	梅がゆ(パック入り)	食	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750
	クラッカー	食	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280
	飲料水(2L)	本	10,002	-	-	-	5,004	2,004	5,004	5,004	5,004	-
	液体ミルク	缶	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
	アレルギー用粉ミルク	缶	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	哺乳瓶(200ml)	本	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	哺乳瓶消毒容器	セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	哺乳瓶消毒薬	錠	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
	紙コップ等セット	セット	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
生活用品	折りたたみボリ容器(5L)	個	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
	クイックコンロ	個	340	700	700	700	700	700	700	360	700	340
	大釜・かまど	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	毛布	枚	700	700	700	700	1,400	700	900	700	1,400	700
	カーペット	枚	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
	折り畳み簡易ベッド	台	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	間仕切り	張	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	段ボール間仕切り	セット	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	石けん	個	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960
	紙おむつ 大人用 M(54枚/箱)	枚	162	162	162	162	162	162	162	162	162	162
	紙おむつ 大人用 L(48枚/箱)	枚	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144
生活用品	紙おむつ 子ども用男女共用M	枚	522	522	522	522	522	522	468	522	522	522
	紙おむつ 子ども用男の子用L	枚	264	264	264	264	264	264	264	264	264	264
	紙おむつ 子ども用女の子用L	枚	264	264	264	264	264	264	264	264	264	264
	コンパクト肌着セット 男性用	セット	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
	コンパクト肌着セット 女性用	セット	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
	コンパクトタオル	枚	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	生理用ナプキン	枚	-	-	-	15,680	15,680	15,680	-	15,680	15,680	-
	生理用ナプキン(ふつうの日用)	枚	9,856	9,856	9,856	-	-	-	9,856	-	-	9,856
	生理用ナプキン(多い日の昼用)	枚	4,256	4,256	4,256	-	-	-	4,256	-	-	4,256
	生理用ナプキン(夜用)	枚	2,640	2,640	2,640	-	-	-	2,640	-	-	2,640
	ウェットティッシュ	枚	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
	コードリール	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	ブルーシート	枚	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	延長コード 5m	本	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	延長コード 10m	本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	平台車	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	運搬用スチール台車	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ごみ袋(半透明)	枚	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
	ごみ袋(黒色)	枚	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	ごみ袋(女性用)	枚	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
	電話機	台	-	-	-	-	5	5	-	5	4	-
	災害用ラジオ	台	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	反射ベスト	枚	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	首下げ名札	枚	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
	結束バンド	本	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
	災害用バンダナ	枚	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	筆談ホワイトボード	冊	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	スマートフォン用充電USB HUB	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	スマートフォン用充電ケーブル	台	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	ポータブル蓄電池	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	ポータブル発電機	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ディーゼル発電機	台	-	-	-	2	2	2	2	2	2	-
	ガソリン発電機	台	-	-	-	-	2	2	2	2	2	-
可搬型非常用発電機(LPガス、燃料共用)												
LPガスボンベ5kg(可搬型非常用発電機用)												
生活用品	投光器	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	フラン	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	LED投光器	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	懐中電灯	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ローソク	本	1,020	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	1,080	2,100	1,020
	スタンドパイプセット	セット	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

備蓄品名		備蓄場所	第一小学校	第二小学校	第三小学校	第四小学校	第五小学校	第六小学校	第七小学校	第八小学校	第九小学校	第十小学校
			単位									
トイレ関連	トイレットペーパー	ロール	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156
	携帯トイレ 便袋	枚	2,000	1,400	1,400	1,400	1,600	1,600	1,400	1,600	1,600	1,400
	簡易トイレ ベンクイックS型	台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	簡易トイレ ベンクイックS2型	台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	簡易トイレ ベンクイックH型	台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	簡易トイレ 六角パクト	台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	簡易トイレ ベンチャー	台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	簡易トイレ マンホール利用型仮設トイレ	台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	マンホールトイレ(洋式)	基	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	マンホールトイレ(和式)	基	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	マンホールトイレ用テントS	台	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	マンホールトイレ用テントW	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	給水用ポンプ	セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	マンホールトイレ固定用資器材	セット	1	1	—	—	—	—	1	—	—	—
	幼児用折り畳み補助便座	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
感染症対策用品	ポリタンク(20L)	個	5	5	—	5	5	5	—	5	—	5
	土のう袋	枚	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
	LEDライト	個	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	アルコール消毒ジェル	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	非接触式電子温度計	本	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	使い捨て手袋	枚	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
	レインコート	着	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	フェイスシールド	枚	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	ビニールシート	巻	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	マスク(こども用)	枚	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250
救助・救護用資機材	マスク(ジュニア用)	枚	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
	マスク(大人用)	枚	4,400	5,200	4,800	5,200	6,000	4,400	3,600	7,200	5,200	4,000
	ワンタッチテント	張	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	救急セット	セット	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	スコップ	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	つるはし	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	バール(金てこ)	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	両口ハンマー	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
救助・救護用資機材	かけや	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	片刃のこぎり	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	ボルトクリッパー	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	担架	台	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	リヤカー	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

備蓄品名	備蓄場所	備蓄品名												
		小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	
食料関連	アルファ化米 山菜	食	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
	アルファ化米 五目	食	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
	梅がゆ(パック入り)	食	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750
	クラッカー	食	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280
	飲料水(2L)	本	5,004	—	—	5,004	—	—	—	—	—	—	—	—
	液体ミルク	缶	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
	アレルギー用粉ミルク	缶	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	哺乳瓶(200ml)	本	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	哺乳瓶消毒容器	セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	哺乳瓶消毒薬	錠	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
	紙コップ等セット	セット	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
生活用品	折りたたみボリ容器(5L)	個	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
	クイックコンロ	個	700	360	700	340	360	700	340	360	700	340	340	340
	大釜・かまど	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	毛布	枚	700	700	700	700	700	700	700	700	1,400	700	700	700
	カーペット	枚	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
	折り畳み簡易ベッド	台	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	間仕切り	張	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	段ボール間仕切り	セット	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	石けん	個	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960
	紙おむつ 大人用M(54枚/箱)	枚	162	162	162	162	162	162	162	162	162	162	162	162
	紙おむつ 大人用L(48枚/箱)	枚	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144
生活用品	紙おむつ 子ども用男女共用M	枚	522	468	522	522	522	522	522	522	468	468	522	522
	紙おむつ 子ども用男の子用L	枚	264	264	264	264	264	264	264	264	264	264	264	264
	紙おむつ 子ども用女の子用L	枚	264	264	264	264	264	264	264	264	264	264	264	264
	コンパクト肌着セット 男性用	セット	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
	コンパクト肌着セット 女性用	セット	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
	コンパクトタオル	枚	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	生理用ナプキン	枚	—	—	15,680	15,680	—	15,680	15,680	—	—	—	—	15,680
	生理用ナプキン(ふつうの日用)	枚	9,856	9,856	—	—	9,856	—	—	9,856	9,856	9,856	9,856	—
	生理用ナプキン(多い日の昼用)	枚	4,256	4,256	—	—	4,256	—	—	4,256	4,256	4,256	4,256	—
	生理用ナプキン(夜用)	枚	2,640	2,640	—	—	2,640	—	—	2,640	2,640	2,640	2,640	—
	ウェットティッシュ	枚	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
生活用品	コードリール	台	2	2	2	2	2	5	2	2	2	2	2	2
	ブルーシート	枚	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	延長コード 5m	本	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	延長コード 10m	本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	平台車	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	運搬用スチール台車	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ごみ袋(半透明)	枚	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
	ごみ袋(黒色)	枚	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	ごみ袋(女性用)	枚	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
	電話機	台	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	災害用ラジオ	台	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	反射ベスト	枚	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
生活用品	首下げ名札	枚	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
	結束バンド	本	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
	災害用バンダナ	枚	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	筆談ホワイトボード	冊	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	スマートフォン用充電USB HUB	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	スマートフォン用充電ケーブル	台	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	ポータブル蓄電池	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	ポータブル発電機	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ディーゼル発電機	台	2	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—
	ガソリン発電機	台	2	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—
	可搬型非常用発電機(LPガス、燃料共用)	台	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—
生活用品	LPガスボンベ 5kg(可搬型非常用発電機用)	本	—	—	—	12	—	—	—	—	—	—	—	—
	投光器	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ランタン	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	LED投光器	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	懐中電灯	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ローソク	本	2,100	1,080	2,100	1,020	1,080	2,100	1,020	1,080	2,100	1,020	1,020	1,020
	スタンドパイプセット	セット	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

		備蓄場所	小若葉学校台	小西砂学校	小新学校	小南砂学校	小旧学校葉	幸小学校	柏小学校	小松学校	小大山学校	小旧多摩川	小上学校砂川
備蓄品名													
トイレ	トイレットペーパー	ロール	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156	156
	携帯トイレ 便袋	枚	1,400	1,400	1,800	1,600	1,400	1,400	1,400	1,600	1,400	1,800	1,400
	簡易トイレ ベンクイックS型	台	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-
	簡易トイレ ベンクイックS2型	台	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-
	簡易トイレ ベンクイックH型	台	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-
	簡易トイレ 六角パクト	台	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-
	簡易トイレ ベンチャー	台	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-
	簡易トイレ マンホール利用型仮設トイレ	台	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-
	マンホールトイレ(洋式)	基	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	マンホールトイレ(和式)	基	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	マンホールトイレ用テントS	台	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	マンホールトイレ用テントW	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	給水用ポンプ	セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	マンホールトイレ固定用資器材	セット	-	-	1	-	-	-	1	-	1	-	1
	幼児用折り畳み補助便座	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
感染症対策用品	ポリタンク(20L)	個	5	5	5	5	5	5	-	-	5	5	5
	土のう袋	枚	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
	LED ライト	個	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	アルコール消毒ジェル	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	非接触式電子温度計	本	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	使い捨て手袋	枚	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
	レインコート	着	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	フェイスシールド	枚	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	ビニールシート	巻	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	マスク(こども用)	枚	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250
	マスク(ジュニア用)	枚	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
	マスク(大人用)	枚	4,400	5,200	5,600	4,000	4,400	6,000	4,800	5,600	4,400	5,200	5,600
	ワンタッチテント	張	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
救助・救護用機材	救急セット	セット	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	スコップ	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	つるはし	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	パール(金てこ)	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	両口ハンマー	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	かけや	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	片刃のこぎり	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	ボルトクリッパー	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	担架	台	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	リヤカー	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

備蓄品名		備蓄場所	第一川中学校	第二川中学校	第三川中学校	第四川中学校	第五川中学校	第六川中学校	第七川中学校	第八川中学校	第九川中学校	一次避難所
			立第一川中学校	立第二川中学校	立第三川中学校	立第四川中学校	立第五川中学校	立第六川中学校	立第七川中学校	立第八川中学校	立第九川中学校	
食料関連	アルファ化米 山菜	食	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	57,000
	アルファ化米 五目	食	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	57,000
	梅がゆ(パック入り)	食	750	750	750	750	750	750	750	750	750	22,500
	クラッカー	食	280	280	280	280	280	280	280	280	280	8,400
	飲料水(2L)	本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	42,030
	液体ミルク	缶	24	24	24	24	24	24	24	24	24	720
	アレルギー用粉ミルク	缶	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30
	哺乳瓶(200ml)	本	120	120	120	120	120	120	120	120	120	3,600
	哺乳瓶消毒容器	セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30
	哺乳瓶消毒薬	錠	60	60	60	60	60	60	60	60	60	1,800
	紙コップ等セット	セット	5	5	5	5	5	5	5	5	5	150
生活用品	折りたたみボリ容器(5L)	個	700	700	700	700	700	700	700	700	700	21,000
	クイックコンロ	個	360	340	700	360	340	700	360	700	700	15,740
	大釜・かまど	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30
	毛布	枚	700	700	700	700	700	700	700	700	700	23,300
	カーペット	枚	700	700	700	700	700	700	700	700	700	21,000
	折り畳み簡易ベッド	台	8	8	8	8	8	8	8	8	8	240
	間仕切り	張	10	10	10	10	10	10	10	10	10	300
	段ボール間仕切り	セット	4	4	4	4	4	4	4	4	4	120
	石けん	個	960	960	960	960	960	960	960	960	960	28,800
	紙おむつ 大人用M(54枚/箱)	枚	162	162	162	162	162	162	162	162	162	4,860
	紙おむつ 大人用L(48枚/箱)	枚	144	144	144	144	144	144	144	144	144	4,320
生活用品	紙おむつ 子ども用男女共用M	枚	468	522	522	522	522	522	522	522	522	15,390
	紙おむつ 子ども用男の子用L	枚	264	264	264	264	264	264	264	264	264	7,920
	紙おむつ 子ども用女の子用L	枚	264	264	264	264	264	264	264	264	264	7,920
	コンパクト肌着セット 男性用	セット	300	300	300	300	300	300	300	300	300	9,000
	コンパクト肌着セット 女性用	セット	300	300	300	300	300	300	300	300	300	9,000
	コンパクトタオル	枚	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	45,000
	生理用ナプキン	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	156,800
	生理用ナプキン(ふつうの日用)	枚	9,856	9,856	9,856	9,856	9,856	9,856	9,856	9,856	9,856	197,120
	生理用ナプキン(多い日の昼用)	枚	4,256	4,256	4,256	4,256	4,256	4,256	4,256	4,256	4,256	85,120
	生理用ナプキン(夜用)	枚	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	52,800
	ウェットティッシュ	枚	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	81,000
生活用品	コードリール	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	63
	ブルーシート	枚	40	40	40	40	40	40	40	40	40	1,200
	延長コード5m	本	2	2	2	2	2	2	2	2	2	60
	延長コード10m	本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30
	平台車	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30
	運搬用スチール台車	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30
	ごみ袋(半透明)	枚	150	150	150	150	150	150	150	150	150	4,500
	ごみ袋(黒色)	枚	20	20	20	20	20	20	20	20	20	600
	ごみ袋(女性用)	枚	60	60	60	60	60	60	60	60	60	1,800
	電話機	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19
	災害用ラジオ	台	3	3	3	3	3	3	3	3	3	90
生活用品	反射ベスト	枚	4	4	4	4	4	4	4	4	4	120
	首下げ名札	枚	50	50	50	50	50	50	50	50	50	1,500
	結束バンド	本	300	300	300	300	300	300	300	300	300	9,000
	災害用パンダナ	枚	10	10	10	10	10	10	10	10	10	300
	筆談ホワイトボード	冊	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30
	スマートフォン用充電USB HUB	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	60
	スマートフォン用充電ケーブル	本	40	40	40	40	40	40	40	40	40	1,200
	ポータブル蓄電池	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	60
	ポータブル発電機	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30
	ディーゼル発電機	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14
	ガソリン発電機	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14
生活用品	可搬型非常用発電機(LPガス、燃料共用)	台	二	二	二	二	二	二	二	二	二	3
	LPガスボンベ5kg(可搬型非常用発電機用)	本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12
	投光器	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30
	ランタン	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30
	LED投光器	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30
	懐中電灯	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30
	ローソク	本	1,080	1,020	2,100	1,080	1,020	2,100	1,080	2,100	2,100	47,220
	スタンドパイプセット	セット	2	2	2	2	2	2	2	2	2	60

		備蓄場所	第一川中学校	第二川中学校	第三川中学校	第四川中学校	第五川中学校	第六川中学校	第七川中学校	第八川中学校	第九川中学校	一次避難所計
備蓄品名												
トイレ関連	トイレットペーパー	ロール	156	156	156	156	156	156	156	156	156	4,680
	携帯トイレ 便袋	枚	1,400	1,400	1,400	1,400	1,600	1,400	1,400	1,600	1,400	45,000
	簡易トイレ ベンケイックS型	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	簡易トイレ ベンケイックS2型	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	簡易トイレ ベンケイックH型	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
	簡易トイレ 六角パクト	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	簡易トイレ ベンチャー	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	簡易トイレ マンホール利用型仮設トイレ	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	マンホールトイレ(洋式)	基	9	9	9	9	9	9	9	9	9	228
	マンホールトイレ(和式)	基	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30
	マンホールトイレ用テントS	台	9	9	9	9	9	9	9	9	9	228
	マンホールトイレ用テントW	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30
	給水用ポンプ	セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30
	マンホールトイレ固定用資器材	セット	1	-	-	1	-	-	-	1	1	11
	幼児用折り畳み補助便座	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	60
感染症対策用品	ポリタンク(20L)	個	5	5	-	5	5	-	-	5	-	105
	土のう袋	枚	20	20	20	20	20	20	20	20	20	516
	LEDライト	個	10	10	10	10	10	10	10	10	10	258
	アルコール消毒ジェル	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	300
	非接触式電子温度計	本	5	5	5	5	5	5	5	5	5	150
	使い捨て手袋	枚	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	66,000
	レインコート	着	40	40	40	40	40	40	40	40	40	1,200
	フェイスシールド	枚	8	8	8	8	8	8	8	8	8	240
	ビニールシート	巻	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30
	マスク(こども用)	枚	250	250	250	250	250	250	250	250	250	7,500
救助・救護用資機材	マスク(ジュニア用)	枚	500	500	500	500	500	500	500	500	500	15,000
	マスク(大人用)	枚	6,400	6,800	6,800	6,400	7,200	5,600	7,200	5,600	6,000	163,200
	ワンタッチテント	張	10	10	10	10	10	10	10	10	10	300
	救急セット	セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
	スコップ	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	300
	つるはし	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	300
	バール(金てこ)	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	300
救助・救護用資機材	両口ハンマー	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	300
	かけや	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	300
	片刃のこぎり	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	300
	ボルトクリッパー	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	300
	担架	台	5	5	5	5	5	5	5	5	5	150
	リヤカー	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30

その他備蓄品一覧 (令和8 (2026) 年4月現在)

備蓄品名	備蓄場所 単位	見影橋公園	砂川公園	若葉公園	曙一丁目公園	柴崎福祉会館	錦五南公園	西砂第二公園	「はぐくるりん」 子育て支援・保健センター	子ども未来センター	学校給食西共同調理場	学校給食東共同調理場	立川競輪場	JR中央線高架下
アルファ化米 五目	食	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,000	22,000	3,000	-
アルファ化米 山菜	食	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,000	22,000	3,000	-
アルファ化米 わかめ	食	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-	-
アルファ化米 青菜	食	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-	-
アルファ化米(五目)※	食	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルファ化米(わかめ)※	食	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クラッカー	食	-	-	-	-	-	-	-	-	15,400	-	-	-	-
米粉クッキー	食	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲料水(500ml)	本	-	-	-	-	-	-	-	-	42,288	-	-	40,008	-
粉ミルク(10本入り)	箱	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
哺乳瓶(200ml)	本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
紙おむつ 大人用 M(54枚/箱)	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
紙おむつ 大人用 L(48枚/箱)	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
紙おむつ 子ども用男女共用M	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
紙おむつ 子ども用男の子用L	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
紙おむつ 子ども用女の子用L	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生理用ナプキン ふつうの日用	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生理用ナプキン 多い日の昼用	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生理用ナプキン 夜用	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
毛布	枚	30	30	30	150	30	30	30	-	290	-	-	1,270	-
サバイバルブランケット	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	5,400	-	-	-	-
携帯トイレ 便袋	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	23,600	-	-	7,578	-
ヘルメット	個	20	20	20	20	20	20	20	-	35	-	-	-	-
メガフォン	個	2	2	2	10	2	2	2	-	-	-	-	-	-
誘導灯	本	-	-	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ランタン	個	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
LEDライト	個	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
懐中電灯	個	5	5	5	10	5	5	5	-	-	-	-	-	-
災害用ラジオ	台	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	1
反射ベスト	枚	-	-	-	20	-	-	-	-	30	-	-	-	-
簡易トイレ ベンクイック S型	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
簡易トイレ ベンクイック S2型	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
簡易トイレ ベンクイック H型	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
簡易トイレ 六角パクト	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
簡易トイレ ベンチャー	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
簡易トイレ マンホールトイ	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マンホールトイ(洋式)	基	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	-
マンホールトイ(和式)	基	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マンホールトイ用テントS	台	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-
マンホールトイ用テントW	台	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
担架	台	2	2	2	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-
救急箱	個	1	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-
簡易ベッド	台	-	-	-	-	-	-	-	-	50	-	-	-	-
台車	台	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スタンドパイプセット	セット	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ポリタンク(20l)	個	3	3	3	5	3	3	3	-	-	-	-	-	-

備蓄品名	備蓄場所 単位	見影橋公園	砂川公園	若葉公園	曙一丁目公園	柴崎福祉会館	錦五南公園	西砂第二公園	「はぐくるりん」 子育て支援・保健センター	子ども未来センター	学校給食西共同調理場	学校給食東共同調理場	立川競輪場	JR中央線高架下
		見影橋公園	砂川公園	若葉公園	曙一丁目公園	柴崎福祉会館	錦五南公園	西砂第二公園	「はぐくるりん」 子育て支援・保健センター	子ども未来センター	学校給食西共同調理場	学校給食東共同調理場	立川競輪場	JR中央線高架下
バケツ	個	10	10	10	10	10	10	10	二	二	二	二	二	二
ブルーシート	枚	10	10	10	8	34	10	10	二	二	二	二	二	二
ショベル	本	5	5	5	二	5	5	5	二	二	二	二	二	二
スコップ	本	二	二	二	二	37	二	二	二	二	二	二	二	二
つるはし	本	5	5	5	一	5	5	5	一	一	一	一	一	一
バール(金てこ)	本	5	5	5	一	5	5	5	一	一	一	一	一	一
両口ハンマー	本	5	5	5	一	5	5	5	一	一	一	一	一	一
片刃のこぎり	本	5	5	5	一	5	5	5	一	一	一	一	一	一
かけや	本	2	2	2	一	2	2	2	一	一	一	一	一	一
ボルトカッター	本	4	4	4	一	4	4	4	一	一	一	一	一	一
ボルトクリッパー	本	一	一	一	一	4	一	一	一	一	一	一	一	一
手袋	組	36	36	36	36	36	36	36	一	一	一	一	一	一
ロープ	本	4	4	4	3	4	4	4	一	一	一	一	一	一
万能斧	本	3	3	3	一	3	3	3	一	一	一	一	一	一
ワインチ	台	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
エンジンチェーンソー	台	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
チェーンブロック	台	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
土のう(砂入り)	袋	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	150
土のう袋	枚	一	一	一	一	400	一	一	一	一	一	一	一	一
パイル	本	一	一	一	一	374	一	一	一	一	一	一	一	一
ワイヤーカッター	個	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	4
水中ポンプ	個	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	4
ポータブル蓄電池	台	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
アルコール消毒ジェル (1L、5本／箱)	本	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	5
非接触式電子温度計 (3個／箱)	本	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	3
レインコート(20着／箱)	着	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	20
フェイスシールド	枚	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	2
ビニールシート	巻	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
マスク(こども用)	枚	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	50
マスク(ジュニア用)	枚	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	100
マスク(大人用)	枚	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	50
ワンタッチテント	張	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	5
段ボールベッド	個	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
スマートフォン用充電USB HUB	個	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
スマートフォン用充電ケーブル	本	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
パーテーション(900×1600)	枚	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
パーテーション(1200×1600)	枚	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
テント(三方横幕込み)	張	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
折りたたみ式テーブル	台	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
コードリール	台	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
可搬型非常用発電機(LP ガス、燃料共用)	台	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
LPガスボンベ5kg(可搬 型非常用発電機用)	本	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

※ 東京都からの寄託品であり、1箱の食数が市で用意しているアルファ化米と異なる。

備蓄品名	備蓄場所	女性総合センター	東京都多摩広域防災倉庫	旧錦児童館	クリーンセンター「たちむにい」	消防団										その他備蓄品保管場所
						第一分団	第二分団	第三分団	第四分団	第五分団	第六分団	第七分団	第八分団	第九分団	第十分団	
単位																計
アルファ化米 五目	食	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35,000
アルファ化米 山菜	食	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35,000
アルファ化米 わかめ	食	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000
アルファ化米 青菜	食	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,000
アルファ化米(五目)※	食	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300
アルファ化米(わかめ)※	食	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300
クラッカー	食	-	15,400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30,800
米粉クッキー	食	800	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	800
飲料水(500ml)	本	2,712	121,968	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	206,976
粉ミルク(10本入り)	箱	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28
哺乳瓶(200ml)	本	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60
紙おむつ 大人用M(54枚/箱)	枚	54	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54
紙おむつ 大人用L(48枚/箱)	枚	48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48
紙おむつ 子ども用男女共用M	枚	174	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	174
紙おむつ 子ども用男の子用L	枚	132	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	132
紙おむつ 子ども用女の子用L	枚	132	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	132
生理用ナプキン ふつうの日用	枚	1,344	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,344
生理用ナプキン 多い日の昼用	枚	608	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	608
生理用ナプキン 夜用	枚	480	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	480
毛布	枚	450	-	-	-	-	-	30	-	30	-	30	-	-	-	2,430
サバイバルプランケット	枚	500	22,900	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28,800
携帯トイレ 便袋	枚	2,400	120,400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	153,978
ヘルメット	個	42	-	-	-	-	-	20	-	20	-	20	-	-	-	277
メガフォン	個	10	-	-	-	-	-	2	-	2	-	2	-	-	-	38
誘導灯	本	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50
ランタン	個	20	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29
LEDライト	個	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10
懐中電灯	個	-	-	5	-	-	-	5	-	5	-	5	-	-	-	60
災害用ラジオ	台	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
反射ベスト	枚	70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	120
簡易トイレ ベンクイックS型	台	-	-	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28
簡易トイレ ベンクイックS2型	台	-	-	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28
簡易トイレ ベンクイックH型	台	-	-	56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	56
簡易トイレ 六角パクト	台	-	-	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28
簡易トイレ ベンチャー	台	-	-	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28
簡易トイレ マンホールトイレス	台	-	-	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21
<u>マンホールトイレス(洋式)</u>	<u>基</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>6</u>
<u>マンホールトイレス(和式)</u>	<u>基</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>-</u>
<u>マンホールトイレス用テントS</u>	<u>台</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>5</u>
<u>マンホールトイレス用テントW</u>	<u>台</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>ニ</u>	<u>1</u>
担架	台	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	2	-	-	-	20
救急箱	個	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	11
簡易ベッド	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	-	-	-	62
台車	台	-	1	8	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15
スタンドパイプセット	セット	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
ポリタンク(20l)	個	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	3	-	-	-	32

備蓄品名	備蓄場所	女性総合センター	東京都多摩広域防災倉庫	旧錦児童館	クリーンセンター「たちむにい」	消防団										その他備蓄品保管場所
						第一分団	第二分団	第三分団	第四分団	第五分団	第六分団	第七分団	第八分団	第九分団	第十分団	
単位																計
バケツ	個	二	二	二	二	二	10	二	10	二	10	二	二	二	二	100
ブルーシート	枚	一	一	一	一	一	10	一	10	一	10	一	一	一	一	122
ショベル	本	二	二	二	二	二	5	二	5	二	5	二	二	二	二	45
スコップ	本	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	37
つるはし	本	一	一	一	一	一	5	一	5	一	5	一	一	一	一	45
バール(金てこ)	本	一	一	一	一	一	5	一	5	一	5	一	一	一	一	45
両口ハンマー	本	一	一	一	一	一	5	一	5	一	5	一	一	一	一	45
片刃のこぎり	本	一	一	一	一	一	5	一	5	一	5	一	一	一	一	45
かけや	本	一	一	一	一	一	2	一	2	一	2	一	一	一	一	18
ボルトカッター	本	一	一	一	一	一	4	一	4	一	4	一	一	一	一	36
ボルトクリッパー	本	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	4
手袋	組	一	一	一	一	一	36	一	36	一	36	一	一	一	一	360
ロープ	本	一	一	一	一	一	4	一	4	一	4	一	一	一	一	39
万能斧	本	一	一	一	一	一	3	一	3	一	3	一	一	一	一	27
ワインチ	台	一	一	一	一	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
エンジンチェーンソー	台	一	一	一	一	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
チェーンブロック	台	一	一	一	一	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
<u>土のう(砂入り)</u>	袋	二	300	二	二	20	38	45	10	25	15	30	二	30	二	663
土のう袋	枚	一	二	一	一	50	230	200	225	150	400	50	200	一	二	1,905
パイル	本	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	374
ワイヤーカッター	個	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	4
水中ポンプ	個	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	4
ポータブル蓄電池	台	一	一	一	10	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	10
アルコール消毒ジェル (1L、5本／箱)	本	一	50	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	50
非接触式電子温度計 (3個／箱)	本	一	30	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	30
レインコート(20着／箱)	着	一	200	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	200
フェイスシールド	枚	一	40	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	40
ビニールシート	巻	一	20	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	20
マスク(こども用)	枚	一	500	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	500
マスク(ジュニア用)	枚	一	1,000	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	1,000
マスク(大人用)	枚	一	10,800	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	10,800
ワンタッチテント	張	一	50	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	50
段ボールベッド	個	一	240	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	240
スマートフォン用充電USB HUB	個	一	10	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	10
スマートフォン用充電ケーブル	本	一	200	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	200
パーテーション(900×1600)	枚	一	107	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	107
パーテーション(1200×1600)	枚	一	80	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	80
テント(三方横幕込み)	張	一	一	2	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	2
折りたたみ式テーブル	台	一	一	2	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	2
コードリール	台	一	6	11	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	175
<u>可搬型非常用発電機(LP ガス、燃料共用)</u>	台	一	6	6	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	12
<u>LP ガスボンベ5kg(可搬型非常用発電機用)</u>	本	一	24	24	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	48

※ 東京都からの寄託品であり、1箱の食数が市で用意しているアルファ化米と異なる。

## その他備蓄品保管場所一覧（一次避難所以外）

番号	名称	住所	備考
1	見影橋公園	砂川町3-12-1	地域防災備蓄倉庫
2	砂川公園	砂川町7-8-14	地域防災備蓄倉庫
3	若葉公園	若葉町1-27-1	地域防災備蓄倉庫
4	曙一丁目公園	曙町1-32-31	地域防災備蓄倉庫
5	柴崎福祉会館	柴崎町5-11-26	地域防災備蓄倉庫
6	錦五南公園	錦町5-15-15	地域防災備蓄倉庫
7	西砂第二公園	西砂町5-11-10	地域防災備蓄倉庫
8	健康会館	高松町3-22-9	
9	子ども未来センター	錦町3-2-26	
10	学校給食西共同調理場	泉町1156-14	
11	学校給食東共同調理場	泉町1156-18	
12	立川競輪場	曙町3-32-5	
13	J R中央線高架下	曙町3	
14	女性総合センター	曙町2-36-2	
15	東京都多摩広域防災倉庫	緑町3256-5	
16	旧錦児童館	錦町5-6-6	
17	クリーンセンター「たちむにい」	泉町2002	
18	消防団第一分団	西砂町3-68-3	
19	消防団第二分団	西砂町1-60-6	
20	消防団第三分団	一番町3-6-13	地域防災備蓄倉庫
21	消防団第四分団	上砂町3-61-6	
22	消防団第五分団	砂川町4-19-13	地域防災備蓄倉庫
23	消防団第六分団	柏町3-40-9	
24	消防団第七分団	栄町2-41-5	地域防災備蓄倉庫
25	消防団第八分団	幸町2-39-7	
26	消防団第九分団	幸町3-33-7	
27	消防団第十分団	若葉町2-9-32	

## 災害時支援協定

### 1 他自治体等との協定

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	内容
1	姉妹都市相互支援協定書	平成7（1995）年4月17日	長野県大町市	救助・救護活動、消防・給水活動、児童・生徒の一時入学及び被災者の受入業務、救援物資調達等
2	震災時等の相互応援に関する協定書	平成8（1996）年3月1日	（当時） 東京都27市3町1村	生活必需物資、医薬品・資機材の提供、車両等の提供、職員の派遣、被災者の一時受入、ボランティアのあつ旋等
3	避難所施設利用に関する協定書	平成8（1996）年7月19日 ※立川国際中等教育学校は、平成25（2013）年9月20日	都立砂川高等学校 都立立川高等学校 都立立川国際中等教育学校	避難所としての施設利用
4	避難所施設利用に関する協定書	平成8（1996）年9月13日	都立立川学園	避難所としての施設利用
5	災害時における相互応援に関する協定書	平成8（1996）年10月16日	埼玉県さいたま市	食糧・飲料水及び生活必需物資等の提供、被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧、救急・救助活動に必要な車両その他の提供、救急・救助及び応急復旧に必要な職員の応援、被災者及び被災児童・生徒その他の一時受入等
6	大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書 (甲州街道サミット参加12市)	平成8（1996）年11月27日 [改定] 平成28（2016）年3月31日	八王子市 府中市、調布市 日野市、国立市 甲府市、諏訪市 山梨市、大月市 韮崎市、茅野市	生活必需物資、医薬品・資機材の提供、車両等の提供、職員の派遣、被災者の一時受入、ボランティアのあつ旋等
7	災害時の避難場所相互利用に関する協定書	平成12（2000）年3月1日	国分寺市 武藏村山市 東大和市 国立市 小平市 昭島市	指定避難場所の相互利用
8	災害時の情報交換に関する協定書	平成23（2011）年6月9日	国土交通省関東地方整備局	災害時の情報交換

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	内容
9	災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入に関する覚書	平成23（2011）年7月1日	東京都下水道局流域下水道本部	し尿の搬入・受入
10	災害時における相互応援に関する協定書	平成24（2012）年7月17日	愛知県額田郡幸田町	食糧・飲料水及び生活必需物資等の提供、被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧、救急・救助活動に必要な車両その他の提供、救急・救助及び応急復旧に必要な職員の応援、被災者及び被災児童・生徒その他の一時受入等
11	多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定書	平成29（2017）年3月31日 [改定] 平成30（2018）年10月29日	東京都下水道局 <u>多摩地域30市町村</u> 東京都都市づくり公社 下水道メンテナンス協同組合	下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援
12	災害時の支援等に関する協定書	平成29（2017）年5月16日	財務省関東財務局 財務省関東財務局 東京財務事務所立川出張所	一時滞在施設としての受入、利用可能な未利用国有地の無償提供、震災対応業務に係る職員派遣、訓練実施の協力等
13	災害時における火災証明書発行に関する協定書	平成30（2018）年3月28日	東京消防庁立川消防署	災害時における火災被害に係る火災証明書の発行支援
14	災害発生時等における相互協力に関する協定書	令和元（2019）年8月1日	立川拘置所	災害発生時等における一時滞在施設としての使用 一時滞在施設閉鎖後は、広域応援要請を行った場合の応援受入施設としての施設使用
15	多摩地域災害時における技術支援協力に関する協定書	令和3（2021）年3月19日	東京都下水道局 多摩地域30市町村 東京都都市づくり公社 全国上下水道コンサルタント協会関東支部	災害査定に関する民間事業等の技術支援協力及び <u>東京都</u> 下水道局の支援調整

\*多摩地区都営水道の災害時等の相互応援協定（東京都、23市、2町、平成14（2002）年4月1日締結）は省略

2 民間団体との協定 (90団体92協定)

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	内容
1	災害応急用米穀調達に関する協定書	昭和53（1978）年10月26日	立川市米穀販売同業組合	米穀の提供
2	災害応急用調整粉乳調達に関する協定書	昭和55（1980）年12月23日	森永乳業株式会社	調整粉乳の調達
3	災害時における相互協力に関する協定書	平成10（1998）年3月30日	立川郵便局	車両、施設等の提供、情報の相互提供
4	災害時における緊急輸送業務に関する協定書	平成12（2000）年3月1日	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部	輸送用車両及び運転手の提供
5	災害時における緊急輸送業務に関する協定書	平成12（2000）年3月1日	一般社団法人東京都トラック協会多摩支部	輸送用車両及び運転手の提供
6	災害発生時等における燃料等の優先供給に関する協定書	平成13（2001）年12月21日	東京都石油商業組合多摩支部	燃料等の優先的な供給
7	災害時における立川商工会議所の協力に関する協定書	平成15（2003）年8月14日	立川商工会議所	道路啓開等の道路及び下水道等の被害に対する応急措置 倒壊家屋等からの生存者を救出する業務 救援物資の提供及び搬送 浴場利用等のサービス提供 被害状況等の情報提供
8	災害時における立川市商店街振興組合連合会の協力に関する協定書	平成15（2003）年8月14日	立川市商店街振興組合連合会	避難所の応急炊き出し活動 避難所への緊急物資の提供及び搬送 被害状況等の情報提供
9	災害時における食糧の供給に関する協定書	平成15（2003）年11月13日	立川給食株式会社	食糧の供給
10	災害時における食糧の供給に関する協定書	平成15（2003）年11月13日	シントミフーズ株式会社	食糧の供給

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	内容
11	災害時医療救護活動に関する協定書	平成16（2004）年4月1日	立川市三師会災害対策本部 (旧立川市三師会災害医療センター)	医療救護活動の協力
12	災害時における応急用食糧品及び日用品等の供給に関する協定書	平成16（2004）年6月1日	ジェイアール東日本商業開発株式会社	食糧品及び日用品等の供給
13	災害時における応急用食糧品及び日用品等の供給に関する協定書	平成16（2004）年6月1日	株式会社三越伊勢丹 伊勢丹立川店	食糧品及び日用品等の供給
14	災害時における応急用食糧品及び日用品等の供給に関する協定書	平成16（2004）年6月1日	株式会社いなげや	食糧品及び日用品等の供給
15	災害時における応急用食糧品及び日用品等の供給に関する協定書	平成16（2004）年6月1日	株式会社 ルミネ立川店	食糧品及び日用品等の供給
16	災害時における衛生活動（理容）に関する協定書	平成19（2007）年12月20日	東京都理容生活衛生 同業組合	衛生活動（理容）
17	災害時における飲料の提供及び情報配信に関する協定書	平成20（2008）年3月6日	株式会社 ジャパンビバレッジ	飲料の提供及び情報配信
18	災害時等の応急活動の協力に関する協定書	平成20（2008）年3月25日	立川市建設業四団体 連合会	応急活動
19	災害時における消防救助活動の支援に関する協定書	平成20（2008）年3月25日	立川消友会	消防救助活動

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	内容
20	災害時におけるボランティア活動等の支援に関する協定書	平成20（2008）年3月31日 [改定] 令和5（2023）年6月1日	社会福祉法人立川市社会福祉協議会	ボランティア活動等の支援
21	災害時等の災害防災情報放送業務に関する協定書	平成20（2008）年6月23日	エフエムラジオ立川株式会社	市民への情報提供
22	災害時における自転車の提供に関する協定書	平成22（2010）年9月1日	西武造園株式会社・株式会社プリンスホテル共同体 (H24(2012). 4. 変更)	自転車の提供
23	災害時等における車両等障害物除去応急対応対策活動に関する協定書	平成23（2011）年2月1日	一般社団法人東京都自動車整備振興会立川支部	放置車両等の移動
24	災害時における乳幼児避難者等の緊急受入に関する協定書	平成23（2011）年4月1日	社会福祉法人高峰福祉会（西砂保育園）	乳幼児避難者等の緊急受入
25	災害時における農産物等の供給及び農地の使用に関する協定書	平成23（2011）年5月11日	立川農業振興会議	農産物の供給、農地の使用
26	災害時の応急活動の協力に関する協定書	平成24（2012）年3月29日	東京土建一般労働組合多摩西部支部	応急活動
27	災害時における動物救護活動に関する協定書	平成24（2012）年8月6日	東京都獣医師会多摩西支部	動物救護活動
28	災害時における飲料水の提供に関する協定書	平成25（2013）年2月1日	株式会社アクア	飲料水の提供

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	内容
29	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	平成25（2013）年3月25日	アルフレッサ株式会社 株式会社スマッシュ 東邦薬品株式会社 株式会社ゲイオ	医薬品の供給
30	災害時における食糧の供給に関する協定書	平成25（2013）年4月1日	株式会社立川スクールランチサービス	食糧の供給
31	災害時における協力に関する協定書	平成25（2013）年5月31日	全日本冠婚葬祭互助協会	遺体の安置・搬送等に関する業務
32	災害時における協力に関する協定書	平成25（2013）年7月1日	東京多摩葬祭業協同組合	遺体の安置・搬送等に関する業務
33	災害時における応急用食糧品及び日用品等の供給に関する協定書	平成26（2014）年12月9日	I K E A立川	食糧品及び日用品等の供給
34	災害時における応急対策の協力に関する協定書	平成27（2015）年2月13日	三和シャッター工業株式会社	公共建築物等のシャッター・ドア等の緊急点検及び緊急修繕
35	災害時における乳幼児避難者等の緊急受入に関する協定書	平成27（2015）年3月1日	社会福祉法人和の会（見影橋保育園）	乳幼児避難者等の緊急受入
36	災害時における復旧支援に関する協定書	平成27（2015）年3月27日	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援
37	災害時における被災者への民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定書	平成27（2015）年5月1日	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会立川支部	被災者への民間賃貸住宅に関する情報提供等
38	災害時における畳の提供に関する協定書	平成27（2015）年12月8日	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	避難所等への畳の無償提供

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	内容
39	緊急速報発信ツール等の活用及びガスの安全に関する事象の情報提供に関する協定書	平成28（2016）年1月25日	東京ガス株式会社	市の情報発信ツールを用いての情報発信及び東京ガス株式会社東京西支店からの情報提供
40	災害時における放送等に関する協定書	平成28（2016）年2月1日	株式会社ジェイコム東京多摩局 (旧 株式会社ジェイコム多摩)	災害時の情報提供及び放送の要請
41	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	平成28（2016）年2月1日	酒井薬品株式会社	医薬品の供給
42	災害時における物資供給に関する協定書	平成28（2016）年3月1日	株式会社マツモトキヨシ	食糧品及び日用品等の供給
43	災害時における日用品等の供給に関する協定書	平成28（2016）年3月25日	株式会社ファーストリテイリング	日用品等の供給
44	災害時における支援協力に関する協定書	平成28（2016）年3月31日	三井不動産株式会社	援助物資の一時集積場所の提供
45	災害時における乳幼児避難者等の緊急受入に関する協定書	平成28（2016）年4月1日	社会福祉法人童愛会 (江の島保育園)	乳幼児避難者等の緊急受入
46	行政告知放送の再送信に関する協定書	平成29（2017）年1月18日	株式会社ジェイコム東京多摩局 (旧 株式会社ジェイコム多摩)	行政告知放送の再送信
47	災害時における災害活動等の支援に関する協定書	平成29（2017）年2月1日	市内社会福祉法人	要配慮者等の受入 備蓄品の提供 支援物資提供拠点としての場所提供 応急・復旧に必要な応援職員の派遣 等

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	内容
48	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	平成29（2017）年5月1日	株式会社ゼンリン	地図製品等の供給
49	災害時の応急救護活動における妊産婦及び乳児ケアに関する協定書	平成29（2017）年9月1日	公益社団法人東京都助産師会北多摩第一分会	妊産婦及び乳児に対するケア支援及び応急救護活動
50	災害時における緊急物資輸送及び物資配達等拠点の運営に関する協定書	平成29（2017）年9月29日	ヤマト運輸株式会社西東京主管支店	避難所等への救援物資の配達 物資配達等拠点の運営 救援物資の一時保管のための倉庫施設の貸借 物資配達等拠点の運営に必要な資機材の提供
51	災害時における災害活動等の支援に関する協定書	平成30（2018）年2月20日	医療法人社団東京石心会	高齢者避難者等の受入 車両の提供 支援物資提供拠点としての場所提供
52	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書	平成30（2018）年4月25日	特定非営利活動法人クライシスマッパーズ・ジャパン	無人航空機による被災状況の調査 無人航空機により撮影した情報の提供 調査により把握した被災状況を反映した地図の作成 等
53	災害時における災害活動等の支援に関する協定書	平成30（2018）年7月1日	株式会社こたつ生活介護	高齢者避難者等の受入 車両の提供 支援物資提供拠点としての場所提供 介護援助活動及び生活支援活動 立川市備蓄品の保管 応急復旧に必要な応援職員の派遣 地域と連携した防災訓練の実施
54	災害時における災害活動等の支援に関する協定書	平成30（2018）年7月17日	株式会社ハーフ・センチュリー・モア	要配慮者等の受入 車両の提供 支援物資提供拠点としての場所提供 等
55	災害時における廃棄物処理等に関する協定書	平成30（2018）年11月1日	廃棄物収集運搬委託業者（8社）	災害廃棄物の収集運搬等

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	内容
56	災害時における災害活動等の支援に関する協定書	平成31（2019）年4月1日	社会福祉法人修敬会（栄保育園）	乳幼児避難者等の緊急受入
57	災害に係る情報発信等に関する協定書	平成31（2019）年4月1日	L I N E ヤフー株式会社（旧ヤフー株式会社）	キャッシュサイトの利用 防災情報等の周知
58	災害時における災害活動等の支援に関する協定書	令和元（2019）年7月1日	株式会社木下の介護	災害時における高齢者避難者等の緊急受入 車両の貸し出し 支援物資拠点としての場所提供 介護援護活動及び生活支援活動 平時における立川市備蓄品の保管 応急復旧に必要な応援職員の派遣
59	災害時における被災者支援に関する協定書	令和2（2020）年3月10日	東京都行政書士会立川支部	行政書士法に定める業務に関する被災者向け相談
60	防災情報の提供に関する協定書	令和2（2020）年3月10日	ファーストメディア株式会社	防災情報等の周知
61	災害時における災害活動等の支援に関する協定書	令和2（2020）年3月10日	大和自動車交通立川株式会社	災害時における避難行動要支援者の移送
62	災害時における東京みどり農業協同組合との協力に関する協定書	令和2（2020）年3月13日	東京みどり農業協同組合	みのーれ立川及びみのーれ立川幸町店で保有する物資の提供等
63	災害時における災害活動等の支援に関する協定書	令和2（2020）年4月1日	社会福祉法人若水会（柴崎にじのいろ保育園）	災害時における乳幼児避難者等の緊急受入

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	内容
64	災害時における災害活動等の支援に関する協定書	令和2（2020）年4月1日	株式会社エクセレントケアシステム	災害時における高齢者避難者等の緊急受入
65	災害時における災害活動等の支援に関する協定書	令和2（2020）年8月1日	医療法人社団 国立あおやぎ会	災害時における高齢者避難者等の緊急受入 介護救護活動及び生活支援活動 地域と連携した防災訓練の実施
66	災害時における協力に関する協定書	令和2（2020）年8月6日	株式会社セレモア	遺体の収容、安置、搬送等に関する業務
67	災害時における災害活動等の支援に関する協定書	令和2（2020）年8月6日	日本交通立川株式会社	災害時における避難行動要支援者の移送
68	災害時における給電車両貸与に関する協定書	令和3（2021）年1月8日	トヨタモビリティ東京株式会社	災害対応業務実施時に使用する給電車両の貸与
69	災害時における相互連携に関する基本協定書	令和3（2021）年3月12日	東京電力パワーグリッド株式会社立川支社	電力の復旧に支障となる障害物等の除去及び応急措置の実施 施設、駐車場等の利用 市の広報手段の利用
70	災害時における緊急医療救護所に関する協定書	令和3（2021）年4月1日	社会医療法人財団健生会 立川相互病院	敷地の一部の緊急医療救護所としての利用 緊急医療救護所の管理及び運営 災害対策上必要な協力

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	内容
71	災害時における緊急医療救護所に関する協定書	令和3（2021）年4月1日	医療法人財団 立川中央病院	敷地の一部の緊急医療救護所としての利用 緊急医療救護所の管理及び運営 災害対策上必要な協力
72	災害時における緊急医療救護所に関する協定書	令和3（2021）年4月1日	医療法人財団 川野病院	敷地の一部の緊急医療救護所としての利用 緊急医療救護所の管理及び運営 災害対策上必要な協力
73	災害時における緊急医療救護場所への人員派遣等に関する協定書	令和3（2021）年4月1日	国家公務員共済組合連合会 立川病院	緊急医療救護所への人員派遣 災害対策上必要な協力
74	災害時における緊急医療救護場所への人員派遣等に関する協定書	令和3（2021）年4月1日	独立行政法人 国立病院機構 災害医療センター	緊急医療救護所への人員派遣 災害対策上必要な協力
75	災害時における災害活動等の支援に関する協定書	令和3（2021）年7月1日	医療法人社団光誠会 パークサイドヴィラ	高齢者の避難緊急受入 車両貸出 支援物資拠点としての場所提供 介護援護活動 生活支援 備蓄品の保管 等
76	災害時における井戸水の供給協力に関する協定書	令和3（2021）年8月30日	大和自動車交通立川株式会社	災害発生時の生活用水の応急給水に対する井戸水の供給
77	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	令和3（2021）年8月30日	三菱自動車工業株式会社 東日本三菱自動車販売株式会社	災害停電時における給電車両の貸与 給電車両を電源として使用するため移送 その他

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	内容
78	災害時における災害活動等の支援に関する協定書	令和3（2021）年8月30日	新立川交通株式会社	避難行動要支援者の移送
79	災害時における災害活動等の支援に関する協定書	令和3（2021）年8月30日	立川観光自動車株式会社	避難行動要支援者の移送
80	災害時における応急救護活動についての協定書	令和3（2021）年10月25日	公益社団法人 東京都柔道整復師会 多摩中央支部	応急救護の実施 衛生材料等の提供
81	災害時における段ボール製簡易ベッド等の優先供給に関する協定書	令和4（2022）年3月23日	王子コンテナー株式会社東京工場	段ボール製簡易ベッド等の供給、運搬
82	災害時における井戸水の供給協力に関する協定書	令和4（2022）年6月1日	日本交通立川株式会社	災害発生時の生活用水の応急給水に対する井戸水の供給
83	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	令和4（2022）年6月8日	トヨタS&D西東京株式会社	災害停電時における給電車両の貸与 給電車両を電源として使用する等
84	災害時における支援協力に関する協定書	令和4（2022）年9月4日	イオンモール株式会社	災害時における車両による一時避難所及び物資等の提供

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	内容
85	立川市と特定非営利活動法人立川災害ボランティアネットの防災に関する応援協定書	令和4（2022）年10月28日	特定非営利活動法人立川災害ボランティアネット	防災力向上のため、避難所運営、備蓄品、防災士、その他市民への周知に関することの連携
86	株式会社建デポとの災害時における物資等供給に関する協定書	令和5（2023）年2月1日	株式会社建デポ	災害時における物資等の供給
87	風水害時における支援協力に関する協定書	令和5（2023）年3月1日	セレモアホールディングス株式会社	風水害時における駐車場の一部を一時退避場所等として提供
88	災害時における支援協力に関する協定書	令和5（2023）年11月24日	<u>DCM株式会社</u>	風水害時における駐車場の一部を一時退避場所等として提供 災害時における物資等の支給
89	<u>災害時における公衆浴場等の被災者支援の協力に関する協定書</u>	<u>令和6（2024）年7月31日</u>	<u>立川市内銭湯事業者立川湯屋敷梅の湯・松見湯・美保湯</u>	<u>災害時における公衆浴場の提供、生活用水の提供</u>
90	<u>災害時及び平時における物資等の供給に関する協定書</u>	<u>令和7（2025）年3月27日</u>	<u>エレコム株式会社</u>	<u>災害時における蓄電池等の優先供給に関する事項及び平時における物資等の供給</u>
91	<u>防災対策及び災害対応への協力に関する協定書</u>	<u>令和7（2025）年10月29日</u>	<u>NTT東日本株式会社</u> <u>株式会社</u> <u>NTT Landscape</u>	<u>ICTを活用した防災・減災等のデジタル化に向けた検討、トレーラーハウス等の提供・設置及び移設等支援</u>

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	内容
92	<u>災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定書</u>	<u>令和7（2025）年10月29日</u>	<u>株式会社多摩ケータリング俱楽部</u>	<u>災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等</u>

## 自衛隊災害派遣活動内容

項目	活動内容
被害状況の把握	車両・航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。 (消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用。)
道路または水路の啓開	道路もしくは水路が損壊した場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 (薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用。)
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付または譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する總理府令（昭和33（1958）年總理府令第1号）」に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、または譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他 臨機の措置等	(1) その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置を取る。 (2) 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、市長または警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊は市長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置を取る。

## 給水拠点施設

番号	施設名	所在地	確保水量 (m <sup>3</sup> )
1	柴崎給水所	柴崎町1-1-4 1	1,500
2	立川栄町浄水所	栄町5-3 8-5	330
3	立川砂川給水所	砂川町6-4 1-1	5,100
4	市立松中公園 (応急給水槽)	西砂町1-1 9-1 2	100

## 災害対策用飲料貯水槽

番号	施設名	所在地	確保水量 (m <sup>3</sup> )
1	泉市民体育館	泉町7 8 6-1 1	20
2	柴崎市民体育館	柴崎町6-1 5-9	20
3	学校給食西共同調理場	泉町1 1 5 6-1 4	105
4	学校給食東共同調理場	泉町1 1 5 6-1 8	70

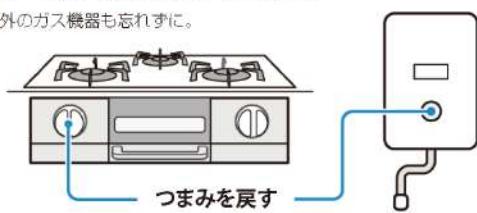
## ガスメーターの復帰方法（復旧マイマップ裏面）

# ガスメーターの復帰方法

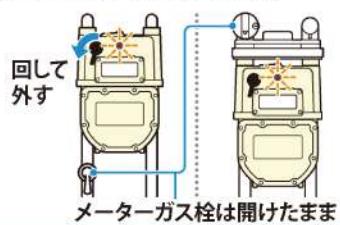
ガスの使われかたに異常の疑いがあったり、震度5程度以上の揺れを感じたときなどに、ガスメーターが自動的にガスを止めます。ガスが止まって、ガスメーターの赤ランプが点滅していたら、以下の手順で復帰をお願いいたします。

### ①すべてのガス機器を止める

※屋外のガス機器も忘れない。



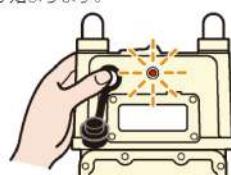
### ②復帰ボタンのキャップを外す



### ③復帰ボタンをしっかり奥まで押し込み、ゆっくり手を放す

赤いランプが点灯した後、また点滅が始まります。

※ランプが点かないこともあります。



### ④ガスを使わないで約3分待つ

ランプの点滅が消えていたら、ガスが使えます。  
変わらないときは、もう一度①から。

※それでも復帰しない場合は東京ガスネットワークまでご連絡ください。

約3分待つ



## ガスメーターの主な設置場所例(家庭用ガスメーターの場合)



玄関脇や共通廊下の  
メーターBOX内  
共用廊下



外に複数並列設置  
(部屋番号のシールが  
貼ってあります)



屋外・玄関付近の外壁

## ガス漏れ通報専用電話



受付時間: 24時間(ガス漏れ通報専用・無休)

☎ 0570-002299 (ナビダイヤル※) | ナビダイヤルをご使用になれない場合  
IP電話・海外からのご利用など ☎ 03-6735-8899

《ご連絡時に教えていただきたい情報》 ●お名前 ●ご住所 ●ご近所の目標 ●現在の状況

●ガス漏れ通報専用電話は、ガスくさいなどの緊急の用件のみ受けたまわっております。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

## 一般ガス導管事業者(東京ガスネットワーク)の連絡先(ガスメーター・ガス管・ガス栓に関することなど)

☎ 0570-023388 (ナビダイヤル※)

受付時間: 月曜日～土曜日 9:00～19:00、日曜日・祝日 9:00～17:00

●上記以外の時間帯は、ガス臭い、ガスが出ない等の安全に関わる緊急のご用件のみを承っております。ご理解とご協力ををお願いいたします。  
●右の時間帯・曜日・時期は混雑が予想されます。・9:00～10:00・日曜日・祝日・引っ越しシーズンとなる3月中旬～4月上旬

\*耳やごぼの不自由のお客さま向けに、東京ガスネットワークホームページにFAX送付用紙を掲載しています。必要な情報を記入の上、FAXでお送りください。

\*【東京ガスネットワークホームページ】<https://www.tokyo-gas.co.jp/network/> [FAX番号]ガスのご用件:03-6627-6385 ガス漏れ通報:03-4332-2419

\* For English <https://www.tokyo-gas.co.jp/network/en/>

ナビダイヤルをご使用になれない場合  
IP電話・海外からのご利用など ☎ 03-6627-6257

※ナビダイヤルはNTTコミュニケーションズ(株)のサービスです。電話料金はお客さまご負担となります。

携帯電話の場合、基本使用料に含まれる無料通話分や通話料割引サービス(定額通話制度等も含む)の適用対象外(有料)となります。  
ご契約いただいている通信会社の規約をご確認の上お掛けいただく番号をお選びください。



## 大規模地震発生時等にガスの復旧進捗状況を知らせる

# 復旧マイマップ

お客さまご自身でガス復旧進捗状況の確認が可能に

地震時に「ガスの供給・復旧状況」をご確認いただけます。



地図データ©2021Google



地図データ©2021Google

「復旧マイマップ」は、供給停止を伴う大規模な地震が発生した際に稼働し、地図上に復旧進捗状況を「供給停止」「閉栓作業中」「ガス管検査中」「ガス管修繕中」「開栓作業中」「復旧完了」の6区分に色分けして表示するシステムです。地番単位まで地図を拡大表示することや、住所検索ができるため、お客さまごとのガスの供給停止状況や復旧進捗状況が確認できます。

## 4か国語(英・中・韓・スペイン語)の多言語化にも対応



対応言語は英語・中国語・韓国語・スペイン語の4種類で、画面右上の「Language」のタブから切り替えが可能となっています。

▼「復旧マイマップ」は  
こちら

<https://fmap.tokyo-gas.co.jp>



▼例「復旧マイマップ」  
英語ページはこちら

<https://fmap.tokyo-gas.co.jp/en>



「復旧マイマップ」は、東京ガスネットワーク(一般ガス導管事業者)が管理・運用しています。

 TOKYO GAS

## 立川市内地域危険度町別ランク数

(地震に関する地域危険度測定調査(第9回))

町名	建物倒壊危険度					火災危険度					総合危険度				
	ランク1	ランク2	ランク3	ランク4	ランク5	ランク1	ランク2	ランク3	ランク4	ランク5	ランク1	ランク2	ランク3	ランク4	ランク5
富士見町	5	2	0	0	0	5	2	0	0	0	4	3	0	0	0
柴崎町	4	2	0	0	0	3	3	0	0	0	3	3	0	0	0
錦町	5	1	0	0	0	6	0	0	0	0	5	1	0	0	0
羽衣町	2	1	0	0	0	1	1	1	0	0	1	2	0	0	0
曙町	2	1	0	0	0	1	2	0	0	0	1	2	0	0	0
高松町	1	2	0	0	0	0	2	1	0	0	1	0	2	0	0
緑町	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
栄町	4	2	0	0	0	2	3	1	0	0	2	4	0	0	0
若葉町	4	0	0	0	0	3	1	0	0	0	3	1	0	0	0
幸町	5	1	0	0	0	3	3	0	0	0	6	0	0	0	0
柏町	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	4	1	0	0	0
砂川町	7	1	0	0	0	5	3	0	0	0	6	2	0	0	0
泉町	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
上砂町	7	0	0	0	0	7	0	0	0	0	7	0	0	0	0
一番町	6	0	0	0	0	5	1	0	0	0	6	0	0	0	0
西砂町	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0
合計	65	13	0	0	0	54	21	3	0	0	57	19	2	0	0

\* 東京都震災対策条例に基づき、東京都都市整備局が概ね5年ごとに行っている。東京都内の市街化区域の5,192町丁目について、各地域における地震に関する危険性を測定している。

\* 危険度のランクは相対評価のため、安全性が向上していても、他の町丁目の安全性がより一層向上している場合には、危険な方向にランクが変化している場合がある。

## 立川市水防計画

### 1 計画の目的及び任務

#### (1) 計画の目的

この計画は、水防法、土砂災害防止法、災害対策基本法及び東京都水防計画に基づき、立川市地域防災計画の一環として、洪水による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する目的をもって、市内各河川等に対する水防上必要な監視、警戒その他水防上必要な事項について、その大綱を定めるものとする。

#### (2) 任務

- ア 市は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として市の行政区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。
- イ 東京都は、水防法第3条の6に基づき、東京都内の水防態勢を確立し、水防管理団体（区市町村）の行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

### 2 水防組織

市地域防災計画に基づく災害対策本部を準用する。

### 3 水防用資器材等

市は、市内における水防を十分に果たせるよう水防用資器材及び装備を準備しておくものとする。

### 4 水防機関の活動

#### (1) 市の態勢及び活動

市長（水防管理者）は、気象状況等により洪水のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。

- ア 河川、堤防等の巡回を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。
- イ 気象状況及び水位に応じて河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。
- ウ 水防作業に必要な技術上の指導を行う。
- エ 水防作業に必要な資器材の調達を行う。
- オ 次の場合直ちに消防機関（立川消防署及び市消防団）に対し、準備及び出動することを要請する。この場合は、直ちに東京都建設局（東京都水防本部）に報告するものとする。

#### (ア) 準備

- ① 水防警報により、「待機」又は「準備」の警告があったとき。
- ② 河川の水位が、通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり「出動」の必要が予想されたとき。

#### (イ) 出動

- ① 水防警報により、「出動」又は「指示」の警告があったとき。
- ② 河川の水位が、警報水位に達し、危険のおそれがあるとき。
- ③ その他水防上必要と認められたとき。

カ 洪水予報等の情報を、自衛水防組織の構成員に直接伝達する。

キ 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者又は現場にある者をして、

作業に従事させることができる。

- ク 堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。  
また、決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。
- ケ 洪水による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく立川警察署長に、その旨を通知しなければならない。
- コ 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序あるいは保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。
- サ 水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者に対し、応援を求めることができる。  
応援のため派遣された者は、応援を求めた市長（水防管理者）の指示の下に行動する。
- シ 水防のため緊急の必要があるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請することができる。

## (2) 北多摩北部建設事務所の態勢

### ア 水防の責任

北多摩北部建設事務所は、その管内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように情報交換し、技術的な援助を与えるなどその調整を図るものとする。

### イ 水防態勢

北多摩北部建設事務所における水防本部組織は、以下のとおりとなっている。

北多摩北部建設事務所業務分担表

(令和7 (2025) 年度東京都水防計画による)

班別	業務分担
所長・副所長	総括指導
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>各班の連絡調整に関する事。</li> <li>水防資器材の購入、及び受払、労力、船車の調達、輸送に関する事。</li> <li>各班に属さない事。</li> </ol>
情報連絡班	<ol style="list-style-type: none"> <li>水防管理団体及び関係機関との情報連絡に関する事。(内水を含む。)</li> <li>雨量、水位、潮位、流量等の観測と通報、及び資料の収集、整理に関する事。</li> <li>土砂災害警戒情報の収集・整理に関する事。</li> <li>気象、水象、土砂災害警戒情報の情報連絡に関する事。</li> </ol>
技術班	<ol style="list-style-type: none"> <li>水防作業の技術支援、及び指導に関する事。</li> <li>水防実施状況の調査、及び報告に関する事。</li> <li>所管工事現場等の警戒巡視の指示に関する事。</li> <li><u>施設操作等の指示に関する事。</u></li> <li>公共土木施設の被害状況調査及び資料収集に関する事。</li> <li>がけ崩れの被害状況調査及び資料収集に関する事。</li> <li>危険箇所の警戒巡視に関する事。</li> <li>雨量、水位、潮位等の観測に関する事。</li> <li>工区班応援に関する事。</li> <li><u>被害があった際の維持修繕等必要な措置。</u></li> </ol>
工務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>水防資器材の受払の調整に関する事。</li> <li>水防資器材の配分、輸送計画に関する事。</li> </ol>

班別	業務分担
工区班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 雨量、水位、潮位等の観測に関すること。</li> <li>2. 所管工事現場等の警戒巡視に関すること。</li> <li><u>3. 危険箇所の警戒巡視に関すること。</u></li> <li><u>4. 水防作業の技術支援、及び指導に関すること。</u></li> <li><u>5. 公共土木施設の被害状況調査に関すること。</u></li> <li><u>6. がけ崩れの被害状況調査に関すること。</u></li> <li><u>7. 被害があった際の維持修繕等必要な措置。</u></li> </ol>

ウ 気象情報等伝達系統

気象状況等の情報に関する伝達系統は、東京都水防計画の定めるところによる。

エ 水防資器材

市が北多摩北部建設事務所に対して水防資器材の調達を要請する場合は、電話にて要請し、資器材は、指定された水防倉庫から払い出すものとする。なお、後日文書をもって処理する。

(3) 消防機関の態勢及び活動

消防機関（立川消防署及び市消防団）が分担する水防活動は、おおむね次のとおりとなっている。

ア 河川、堤防等を隨時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

イ 水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

ウ 消防機関の長は、水防上やむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

エ 水防時堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通知するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

オ 消防機関の長は、水防管理者から出動の要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出動し、水防作業を行わなければならない。

(4) 水災現場活動計画

ア 活動の方針

台風、豪雨時により水災が発生する危険がある場合、又は発生した場合は、この計画の定めるところにより、市、立川消防署、市消防団及び立川警察署は、全機能をあげて、関係機関と連携のもとに被害の発生拡大を防止するものとする。

イ 立川消防署の態勢

(ア) 消防署及び関係機関との連携

- ① 消防署長は、水災の発生又は危険を知ったときは、直ちに市長（水防管理者）に通報する。
- ② 関係機関は、水災の発生又は危険を知ったときは、市長（水防管理者）及び消防署長への通報に協力する。

- ③ 前2号の連絡は、有線及び無線のあらゆる通信施設及び連絡車を活用して行うものとする。

(イ) 事前措置

水災現場活動を効率的に実施するため、次の計画を樹立する。

- ① 事前教養

水防活動計画書による事前教養を実施する。

- ② 要注意箇所の決定

市長（水防管理者）と協議して、要注意箇所を決定する。

③ 監視警戒計画

監視警戒の必要箇所、警戒方法、警戒要員、連絡方法等について水災種別及び態勢別の計画を樹立する。

④ 水防活動計画

水防活動の迅速適切化を図るため、要注意箇所ごとに実施する工法の種別、必要人員及び必要資器材の調達及び運搬方法について計画する。

⑤ 部隊運用計画

○ 部隊の運用は、管内全域について、災害種別に対応し消防部隊を運用して実施する。

○ 消防署長は、市消防団と連携し、所管の消防部隊を指揮運用し、管内の水災防護活動にあたる。

⑥ その他必要事項

その他水災について必要が生じた場合は、計画を樹立し、指示命令をする。

(ウ) 水防態勢及び水防非常配備態勢

① 水防態勢

東京消防庁の水防態勢の発令は、警防本部長の命による。

ただし、災害の状況に応じ、第八消防方面本部長又は立川消防署長が方面、署ごとに発令する。

態勢	配備内容	活動内容
水防態勢	職員は当務員	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 気象、河川水位等に関する情報収集体制の強化</li><li>2. 水防資機材等の確認</li><li>3. 水災発生危険個所の確認及び広報</li><li>4. その他必要な措置</li></ol>

② 水防非常配備態勢

警防本部長は、水災に対処するため気象状況及び災害状況に応じ、次の区分により水防非常配備態勢を発令するものとする。

ただし、方面隊長及び署隊長は、大雨等による被害の発生が予想され、又は発生した場合、水防第二非常配備態勢までを発令することができる。

態勢	配備内容	活動内容
水防第一 非常配備態勢	職員は当務員及び 発令時に勤務して いる所要の職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>水防部隊の編成及び署隊運用</u></li> <li>2. <u>救命ボートの運用準備</u></li> <li>3. <u>水防資器材の点検整備</u></li> <li>4. <u>関係機関との連絡、情報の収集</u></li> <li>5. <u>庁舎施設の防護</u></li> <li>6. <u>河川の巡視による情報収集、水災発生危険箇所 の把握及び広報</u></li> <li>7. <u>警防本部、方面隊本部等への報告連絡</u></li> </ol>
水防第二 非常配備態勢	職員は当務員及び 勤務時間外職員の おおむね 1 / 3	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 署隊本部機能の強化</li> <li>2. 水防部隊の編成及び署隊運用</li> <li>3. 所要の水防資器材、水、食糧、燃料等の準備</li> <li>4. 関係機関等への連絡員の派遣</li> <li>5. 水防活動、被害状況等の把握</li> <li>6. 警防本部、方面隊本部等への報告連絡</li> </ol>
水防第三 非常配備態勢	職員は当務員及び 勤務時間外職員の おおむね 1 / 2	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 署隊本部機能の強化</li> <li>2. 水防部隊の増強及び署隊運用</li> <li>3. 関係機関への派遣連絡員の増強</li> <li>4. 監視警戒の強化</li> <li>5. 水防活動、被害状況等の把握</li> <li>6. 警防本部、方面隊本部等への報告連絡</li> </ol>
水防第四 非常配備態勢	職員全員招集	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上記に掲げる事項の強化</li> <li>2. 長期水防活動を行うために必要な交替制の確立</li> <li>3. 全水防部隊の編成</li> <li>4. 応援態勢又は応援受入態勢の確立</li> </ol>

ウ 消防団の態勢

(ア) 消防団の配備態勢

態勢	配備内容	活動内容
水防準備 警戒態勢	消防団本部の指 令による。その 他は自宅待機	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水防態勢における活動のための準備</li> <li>2. 水災危険箇所の把握</li> <li>3. その他必要な水防活動</li> </ol>
水防態勢	団員全員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 監視・警戒の強化</li> <li>2. 水災発生箇所での応急対策</li> <li>3. その他必要な水防活動</li> </ol>

(イ) 消防団の配備基準

態勢	配備の基準
水防準備 警戒態勢	1. 多摩川（日野橋）又は残堀川（下砂橋）の水位が指定水位に達したとき 2. 時間雨量が30mmを越えたとき 3. 市内に水災の発生した場所があるとき 4. 気象状況により水災が発生するおそれがあるとき 5. その他市長が必要と認めた場合
水防態勢	1. 多摩川（日野橋）又は残堀川（下砂橋）の水位が警戒水位に達したとき 2. 時間雨量が45mmを越えたとき 3. 市内の多くの場所に水災が発生したとき 4. 気象状況により水災が発生するおそれが高いとき 5. 特別警報（大雨、洪水）が発表されたとき 6. その他市長が必要と認めた場合

エ 非常招集命令

非常災害に対処するため、必要があると認めた場合は、勤務時間外の職員に非常招集命令を発令する。非常招集命令は、各水防非常配備態勢の発令をもって命令が発令されたものとする。

オ 活動要員

(ア) 部隊及び消防団運用要領

水防小隊は、災害の状況を判断して被害の最もはなはだしい区域に出場し、水防活動にあたる。消防団は、各分団の受け持ち区域の水防活動にあたる。

(イ) 活動の統括

消防署長は、水防小隊が実施する水防活動を指揮統括する。

(ウ) 監視及び警戒の実施

降雨量その他気象状況により監視警戒計画に定めるところにより、消防署員及び消防団員をもって市長（水防管理者）と協議して決定した要注意箇所等について実施する。

(エ) 水防作業の実施

水防管理者の要請、監視警戒その他により水防作業の必要を認めたときは、消防機関の長は、水防小隊、消防団員を出動させ水防活動に従事する。

(オ) 資材の運用

水防に要する資器材の準備が間に合わないとき、又は不足をきたしたときは、必要な資器材を現地において収用する。

カ 長期にわたる活動態勢

長期にわたる活動時においては、次の順位により実施する。

(ア) 人命救助

(イ) 水災現場活動

(ウ) 水防工法その他消防署長が特に優先実施について命令又は指示するもの

キ その他

消防署員の招集は、署招集編成計画による。団員の招集は、団長が定める招集計画による。

(5) 市消防団

ア 市消防団員の水防区域

市消防団が行う水防区域は、市全域とし、特別の指示のない限り各分団が行う水防の区域は、分団管轄区域内とする。

イ 通報

(ア) 団員は、水災の発生するおそれがあると認められる異常な現状を発見したとき、又は水災が発生した場合は、直ちに分団長を通じ団本部に通報しなければならない。

(イ) 団本部は、団員からの通報を受けた場合は、直ちに市長（水防管理者）及び消防署長に通報するものとする。

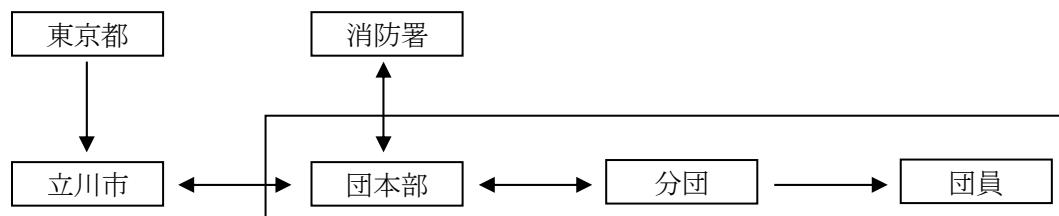
ウ 出動の指示

(ア) 団長は、水災の発生するおそれがあると認められるとき、もしくは発生したとき、又は分団から通報を受けたときは、市長（水防管理者）及び消防署長と協議し、必要な団員に出動を指示するものとする。

(イ) 分団長は、気象状況等により分団区域内に被害の発生のおそれが認められるとき、又は被害が発生したときは、その被害の規模に応じた団員を出動させることができる。この場合において分団長は、速やかに出動した場所及び出動団員数を団本部に報告しなければならない。

エ 指示等の伝達

団本部の指示又は分団の通報等の伝達は、次の要領により行うものとする。



オ 有線途絶時の連絡

伝達施設が災害のため被害を受け、その機能を失った場合は分団に対し無線又は連絡車を派遣し、連絡等を保つものとする。

カ 広報活動の協力

消防団は、必要に応じ、各種広報活動に協力するものとする。

キ 消防団出動基準

水災現場活動の出動は、次の基準により実施するものとする。

(ア) 待機

団員は、自宅に待機し、必要に応じ、直ちに出動できる態勢

(イ) 準備

水防に関する情報連絡及び水防資器材の整備点検等消防団の出動の準備態勢

(ウ) 出動

消防団が被害現場に出動する態勢

(エ) 解除

水防活動を必要とする状況が解消し、消防団の水防態勢の終了の通知

ク 出動の要領

出動は、団本部の指示があった場合のほか、気象状況等により分団区域内に被害の発生のおそれが認められたとき、又は被害が発生した場合は、分団長は、その被害の規模に応じ、団員を出動させるものとする。

この場合、分団長は、出動ごとに場所及び出動団員数を団本部に報告しなければならない。

ケ 監視及び警戒

気象状況等により、分団管轄区域内に水防上危険であると認められるときは、分団長は所属する団員をして監視及び警戒を行い、事態に即応した措置を講じるものとする。

コ 水防作業報告

分団において水防作業を実施した場合は、その経過及び結果について、隨時、団本部に報告するものとする。

(6) 立川警察署の協力

ア 市長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない範囲で部隊を応援出動させる。

なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。

イ 市の災害応急対策従事車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。

ウ 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。

5 決壊時の処置

河川が決壊したときの処置は、おおむね次のとおり行う。

(1) 警戒員その他の者からの連絡報告等により決壊を確認したとき、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、市長（水防管理者）又は消防署長及び消防団長は、直ちに東京都水防本部（東京都建設局）に報告するとともに、関係機関に通報し、相互に緊密な連絡をとるものとする。

(2) 決壊後といえども、市長（水防管理者）及び消防署長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(3) 洪水等による著しい危険が切迫していると認められるときは、市長又はその命を受けた者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退きを指示することができる。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知しなければならない。

6 費用負担及び公用負担

(1) 費用負担

ア 市

市（水防管理団体）は、市の管理区域の水防に要する費用を負担するものとする。

ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、当該応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。（水防法第41条、第23条第3項及び第4項）

または、区域外の区市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。この負担費用の額及び方法は両者が協議して定める。

（水防法第42条第1項及び第2項）

イ 東京都

東京都の行う事務に要する費用は、東京都の負担とする。（水防法第43条）

(2) 公用負担

ア 公用負担権限

水防法第28条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、市長（水防管理者）又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

（ア）必要な土地の一時使用

- (イ) 土石、竹木、その他の資材の使用
- (ウ) 土石、竹木、その他の資材の収用
- (エ) 車両、その他の運搬具又は器具の使用
- (オ) 工作物その他の障害物の処分

## イ 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、市長（水防管理者）又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、次のような証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示する。（水防法第28条）

公用負担権限委任証明書
第 号
身 分 氏 名
上の者に○○区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを 証明する。
年 月 日
水防管理者
氏 名 印
(又は消防機関の長)

## ウ 公用負担命令票

水防法第28条の規定により、公用負担の権限を行使するときは、次のような公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準すべき者に交付するものとする。

ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは事後において直ちに処理するものとする。

番 号				
公 用 負 担 命 令 票				
住 所				
負担者氏名				
物 件	数 量	負担内容 (使用、収用 処分等)	期 間	摘 要
水防法第28条の規定により右物件を収用（使用又は処分）する。				
年 月 日				
水防管理者				
氏 名 印				
(又は消防機関の長)				
事務取扱者職 氏 名 印				

## エ 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、市（水防管理団体）は時価によりその損失を補償するものとする（水防法第28条）。

## 7 水防実施状況報告

市長（水防管理者）は、水防活動終了後3日以内に「水防活動報告書」を東京都建設局（建設事務所）に提出する。また、公共土木施設の被害発生を確認した場合は、速やかに「被害報告表」をFAXで報告する。第1報はその時点で判明している内容を迅速に報告する。災害復旧を申請する場合は、災害終息後7日以内に概算被害額を算定して、河川部防災課へ提出する。

## 土砂災害警戒区域

○：区域が存在する。／ ×：区域が存在しない。

番号	区域の番号	区域の所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	備考
1	202001-K001	富士見町三丁目	○	○	
2	202001-K002		○	○	
3	202001-K003		○	○	
4	202001-K004		○	○	
5	202001-K005		○	○	
6	202001-K006		○	○	
7	202001-K007		○	○	
8	202001-K008	富士見町四丁目	○	○	
9	202001-K009		○	○	
10	202001-K010		○	○	所在地の一部は、富士見町五丁目
11	202001-K011	富士見町五丁目	○	○	所在地の一部は、富士見町四丁目
12	202001-K012		○	○	
13	202001-K013		○	×	
14	202001-K014	柴崎町四丁目	○	○	所在地の一部は、柴崎町一丁目
15	202001-K015		○	○	
16	202001-K016		○	○	
17	202001-K017		○	×	所在地の一部は、柴崎町六丁目
18	202001-K018		○	○	所在地の一部は、柴崎町六丁目
19	202001-K019		○	×	
20	202001-K020	錦町五丁目	○	○	所在地の一部は、柴崎町四丁目、柴崎町六丁目
21	202001-K021		○	○	
22	202001-K022		○	○	
23	202001-K023	錦町六丁目	○	○	
24	202001-K024		○	×	
25	202001-K025		○	○	
26	202001-K026		○	○	

## 土砂災害警戒区域概略図



浸水想定区域内要配慮者利用施設及び土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設

番号	施設名称	所在地	電話番号	FAX	多摩川	残堀川	内水	土砂
1	西砂小学校（西砂小キラリ）	西砂町 2-34-2	531-2082	531-5269			○	
2	ベストライフ西武立川	二番町 2-26-1	520-0071	520-0072			○	
3	障害福祉サービス事業所 グループいもっこ	二番町 3-6-1	531-6798	531-6527		○	○	
4	一番町さつき寮	一番町 4-62-1	531-8609	531-8609			○	
5	敬愛ホーム	上砂町 2-14-1	537-5637	535-7200		○		
6	上砂学童保育所 (第九小学校内)	上砂町 2-18-1	535-5846	535-5846		○		
7	特別養護老人ホームほゝえみ	上砂町 2-3-10	537-7005	537-7006		○		
8	あおば第二保育園	上砂町 2-40-5	537-3325	537-6237		○	○	
9	立川第五中学校（10組）	上砂町 3-27-1	536-2511	534-6953		○	○	
10	高齢者グループホーム ウェルケア立川	上砂町 3-4-26	537-1255	537-1259		○	○	
11	上砂第二学童保育所	上砂町 5-23-1	537-6315	537-6315		○	○	
12	エクセレント立川プレミア	上砂町 5-61-1	538-1165	538-0165		○	○	
13	砂川園	上砂町 5-76-4	537-3351	534-0203		○	○	
14	サニーライフ立川	上砂町 5-79-23	537-3600	537-3602		○	○	
15	きらめきの森保育園	上砂町 5-85-1	537-7736	537-7762		○		
16	サンシティ立川 昭和記念公園	砂川町 2-71-1	538-5531	—		○	○	
17	グランマ立川	砂川町 8-8-2	538-1188	538-1198			○	
18	応援家族 昭和記念公園	曙町 1-1-19	595-8078	529-0018		○	○	
19	たんぽぽ	富士見町 1-18-10 ワコーレ立川 1 階 1 号	519-3246	519-3246			○	
20	西立川児童会館 (西立川学童保育所)	富士見町 1-23-6	525-0571	525-0571		○	○	
21	サンビナス立川	富士見町 1-33-3	527-8866	527-7007		○	○	
22	介護老人保健施設 パークサイドヴィラ	富士見町 1-36-6	540-0099	540-0095		○	○	
23	富士見保育園	富士見町 2-26-1	522-2834	523-1231		○	○	
24	グループホーム やわらぎ・西立川	富士見町 2-31-23	526-2217	526-2208		○		

※ ○印が該当

番号	施設名称	所在地	電話番号	FAX	多摩川	残堀川	内水	土砂
25	<u>グランクレール立川ケアレジデンス</u>	<u>富士見町 2-3-21</u>	<u>506-1163</u>	<u>524-1103</u>		○	○	
26	<u>ヴィラ・フェローホームズ</u>	<u>富士見町 2-36-43</u>	<u>523-7601</u>	<u>523-7605</u>		○	○	
27	<u>フェローホームズ 森の家</u>	<u>富士見町 2-36-43</u>	<u>523-7601</u>	<u>523-7605</u>		○	○	
28	<u>フェローホームズ 仲間の家</u>	<u>富士見町 2-36-43</u>	<u>523-7601</u>	<u>523-7605</u>		○	○	
29	<u>立川市多摩川学童保育所</u>	<u>富士見町 6-51-1</u>	<u>527-5510</u>	<u>527-5510</u>	○			
30	<u>立川たんぽぽ保育園</u>	<u>富士見町 6-59-1</u>	<u>526-0280</u>	<u>524-8746</u>	○			
31	<u>グループホーム いろりん</u>	<u>富士見町 6-62-20</u>	<u>521-3712</u>	<u>521-3712</u>	○			
32	<u>新生小学校 (ひまわり学級)</u>	<u>富士見町 6-69-1</u>	<u>525-3897</u>	<u>529-0993</u>	○			
33	<u>玉川保育園</u>	<u>富士見町 6-72-1</u>	<u>522-6308</u>	<u>522-6367</u>	○			
34	<u>愛光第五保育園</u>	<u>富士見町 7-23-5</u>	<u>524-4115</u>	<u>526-5771</u>	○		○	
35	<u>立川第八中学校 (八中プラス)</u>	<u>富士見町 7-24-1</u>	<u>526-2007</u>	<u>529-1180</u>	○			
36	<u>グループホーム 立川富士見町の家</u>	<u>富士見町 7-30-15</u>	<u>528-7212</u>	<u>528-7213</u>	○			
37	<u>介護老人保健施設 国立あおやぎ苑立川</u>	<u>富士見町 7-33-10</u>	<u>527-0510</u>	<u>527-2455</u>	○			
38	<u>ケアハウス 国立あおやぎ苑立川</u>	<u>富士見町 7-33-11</u>	<u>540-0321</u>	<u>540-0322</u>	○			
39	<u>立川リハビリ (ワークステーション立川)</u>	<u>富士見町 7-33-3</u>	<u>521-1234</u>	<u>521-1203</u>	○			
40	<u>グランマリバーサイド立川</u>	<u>富士見町 7-36-9</u>	<u>595-8666</u>	<u>507-3043</u>	○			
41	<u>プロッサムビレッジ立川</u>	<u>富士見町 7-5-11</u>	<u>540-6771</u>	<u>540-6772</u>	○			
42	<u>立川市富士見児童館 (南富士見学童保育所併設) (子育てひろば)</u>	<u>富士見町 7-7-12</u>	<u>525-9020</u>	<u>512-7477</u>	○			
43	<u>東京都立川通勤寮</u>	<u>柴崎町 4-11-15</u>	<u>528-3572</u>	<u>528-3526</u>	○			
44	<u>立川市柴崎福祉会館</u>	<u>柴崎町 5-11-26</u>	<u>523-4012</u>	<u>521-2738</u>	○			
45	<u>ファミリーホーム柴崎</u>	<u>柴崎町 5-9-24</u>	<u>521-3013</u>	<u>521-3013</u>	○			
46	<u>ニチイホーム立川</u>	<u>錦町 5-13-24</u>	<u>548-0121</u>	<u>548-0122</u>	○			
47	<u>至誠保育園</u>	<u>錦町 6-26-13</u>	<u>524-1500</u>	<u>524-1574</u>	○			○
48	<u>ワークセンターまことくらぶ</u>	<u>錦町 6-26-15</u>	<u>521-3988</u>	<u>521-3986</u>	○			○

※ ○印が該当

番号	施設名称	所在地	電話番号	FAX	多摩川	残堀川	内水	土砂
49	<u>至誠和光ホーム</u>	<u>錦町 6-26-4</u>	<u>527-0034</u>	<u>527-2646</u>	○			○
50	<u>至誠ホーム アウリンコ</u>	<u>錦町 6-28-15</u>	<u>527-3939</u>	<u>527-2020</u>	○			○
51	<u>至誠ホーム スオミ</u>	<u>錦町 6-28-15</u>	<u>527-0033</u>	<u>525-7125</u>	○			○
52	<u>至誠ホームスオミグループホーム</u>	<u>錦町 6-28-15</u>	<u>527-0279</u>	<u>525-7125</u>	○			
53	<u>至誠特別養護老人ホーム</u>	<u>錦町 6-28-15</u>	<u>527-0032</u>	<u>527-0061</u>	○			○
54	<u>高齢者向け住宅 せせらぎ</u>	<u>錦町 6-28-33</u>	<u>527-0033</u>	<u>525-7125</u>	○			○

※ ○印が該当

## 積雪時の除雪

### 1 道路対策

#### (1) 実施担当部

立川市は年間を通じ降雪量が少なく、積雪による通行の途絶はまれであるが、異常降雪の場合は、その状況により都市整備部が関係機関と協力して除雪作業を実施し交通の確保に努める。

#### (2) 主要幹線の指定確保

主要地方道、一般都道については、道路管理者が以下の除雪を実施する。また、幹線の市道については、主要地方道・一般都道に準じて、路線の性格、地域及び気象条件、交通量等の条件を考慮し、緊急度の高い路線から除雪を実施する。

種類	道路種別	除雪目標	実施内容
第二種	主要地方道	2車線幅員の確保を原則とするが状況により、1車線幅員で待避所を設ける。バスの停留所などは確保する。全幅員除雪は極力早期に実施する。	2車線の最小幅を確保し路面の維持作業は必要限度に止める。特別の場合1車線交通になることがある。
第三種	一般都道	1車線幅員で必要な待避所を設ける。	各種車両の交通可能をもって限度とする。特別の場合短時間または単区間交通不能になつてもやむを得ない。

#### (3) その他の路線

幹線以外の市道については、原則として沿道の地域住民・各種団体等の協力により除雪を行う。ただし、坂道等事故防止のためその必要があると認める路線については、市が行う。

#### (4) 除雪作業

ア 状況に応じ、関係業者の協力を得て人力と機械力による協同作業を行う。

なお、融雪時の夜間凍結によるスリップ防止については、関係機関と連携し、必要に応じて交通制限の実施等の措置や砂・散布剤等の散布を迅速に行うものとする。

イ 市長は、主要幹線道路を確保するため緊急に除雪作業を行う場合で、必要と認めるときは地域住民、各種団体に対し協力を要請するものとする。

### 2 消防水利の確保

積雪の状況に応じ、その必要があると認めるときは、消防署所及び消防団が連携し、巡回調査や除雪等による消火栓や防火水槽等の消防水利施設の確保にあたる。

## 放射線障害防止法の対象事業所一覧

事業所名	郵便番号	所在地	区分			分類	番号	年	連絡先
			密	非	発				
国家公務員共済組合連合会 立川病院	190-8531	立川市錦町四丁目 2番22号			○	医	使第942号	65	042-523-3131
防衛省航空自衛隊航空医学実験隊	190-8585	立川市栄町一丁目 2番地の10		○		他	使第996号	66	0425-24-4131
独立行政法人国立病院機構 災害医療センター	190-0014	立川市緑町3256 番地	○		○	医	使第4626号	96	042-526-5511
株式会社 ジャムコ 航空機 内装品・機器製造事業本部	190-0011	立川市高松町一丁 目100番地	○			民	届第6-3435 号	10	042-528-6182
東京消防庁装備部航空隊多摩 航空センター	190-0015	立川市泉町1156 番地の1	○			他	届第7-1862 号	12	042-521-0190
警視庁 航空隊	190-0014	立川市緑町3567 番地	○			他	届第7-1864 号	12	042-522-2397
陸上自衛隊 東部方面航空隊	190-8501	立川市緑町5番地	○			他	届第7-1888 号	13	042-524- 9321(206)
株式会社 むさしの計測 分 析センター	190-0031	立川市砂川町四丁 目19番地の5	○			民	届第8-552 号	05	042-536-0963
国立極地研究所	190-8518	立川市緑町10番地 の3	○			研	届第8-4875 号	10	042-512-0620
陸上自衛隊東部方面航空野整 備隊	190-8501	立川市緑町5番地	○			他	届第8-5859 号	11	042-524- 9321(506)
株式会社 I H I 検査計測 制御システム事業部 立川事 業所	190-0011	立川市高松町一丁 目100番地	○			民	届第8-8777 号	13	042-523-8313
警視庁警備部警備第一課（機 動隊総合訓練所）	190-0014	立川市緑町3567 番地	○			他	届第8-8916 号	13	042-522-3017

### 使用区分

- (1) 密：密封された放射性同位元素
- (2) 非：密封されていない放射性同位元素
- (3) 発：放射線発生装置

### 使用事業所

- (1) 医：（医療機関）医療法に基づく全ての病院及び診療所（国立、公立、私立の機関の附属の病院及び診療所）
- (2) 研：（研究機関）国立、公立、私立の研究機関及び試験所並びに教育機関及び民間機関の附属研究所、試験所及び研究施設
- (3) 教：（教育機関）学校教育法に基づく国立、公立、私立の全ての学校（(2)を除く。）
- (4) 民：（民間機関）民間の工場及び作業所
- (5) 他：（その他機関）前記の分類に属さない機関（国、地方公共団体等）

資料：原子力規制委員会HP（令和5（2023）年3月31日現在）

<https://www.nsr.go.jp/data/000196315.pdf>

## 立川市災害被災者等援護条例

昭和51（1976）年3月31日条例第23号

### 改正

平成23（2011）年10月7日条例第11号

平成24（2012）年6月20日条例第19号

令和元（2019）年6月17日条例第5号

令和2（2020）年2月21日条例第7号

## 立川市災害被災者等援護条例

### （目的）

**第1条** この条例は、災害により被害を受けた者又はその遺族（以下「被災者等」という。）を援護し、もって被災者等の保護及び福祉の増進を図ることを目的とする。

### （援護の方法）

**第2条** 被災者等に対する援護は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48（1973）年法律第82号。以下「法」という。）第3条第1項、第8条第1項及び第10条第1項の規定により、並びに被災者等が暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生じた被害（以下「自然災害」という。）又は火災若しくは爆発により生じた被害について次の各号に掲げる方法により行う。

- （1）災害見舞金の支給
- （2）災害弔慰金の支給
- （2）の2 災害障害見舞金の支給
- （3）災害援護資金の貸付け

### （災害見舞金の受給資格）

**第3条** 災害見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を有している世帯の世帯主とする。

- （1）市内において自然災害又は火災若しくは爆発により生じた被害（以下「災害」という。）が災害救助法（昭和22（1947）年法律第118号）第2条に規定する救助（以下「救助」という。）が行われない災害により次のいずれかに掲げる被害を受けたものであること。ただし、被害を受けた者の故意又は重大な過失により被害を受けたときを除く。

ア 療養に要する期間（以下「療養期間」という。）が1月以上である傷害

イ 住居が部分壊、部分焼、消火による水損又は床下浸水（以下「床下浸水等」という。）以上の損害

（2）市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42（1967）年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されていること。  
(災害見舞金の支給額)

**第4条** 災害見舞金の区分及び額は、別表第1のとおりとする。

2 災害により傷害を受け、かつ、住居に損害を受けたときにおける災害見舞金は、その区分に応じた災害見舞金を併せて支給する。

(災害弔慰金の受給資格)

**第5条** 災害弔慰金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を有しているものとする。

（1）災害により死亡した者（以下「死亡者」という。）の遺族であること。ただし、死亡者の故意又は重大な過失により死亡したときを除く。

（2）災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48（1973）年政令第374号。以下「令」という。）第2条の規定に該当しないこと。

（3）死亡者が第3条第2号に掲げる要件を有していたこと。

(災害弔慰金を支給する遺族)

**第6条** 前条第1号に掲げる遺族は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）

（2）子

（3）父母

（4）孫

（5）祖父母

（6）死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）

2 災害弔慰金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号に掲げる順位とし、父母及び祖父母については、死亡者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にした者を

先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔の地にあるとき、その他の事情により前項の規定により難いときは、同項の規定にかかわらず、第1項に規定する遺族のうち市長が適當と認める者に支給することができる。

4 前2項の規定により災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の支給額)

**第7条** 災害弔慰金の区分及び額は、別表第2のとおりとする。ただし、死亡者がその災害に係る災害障害見舞金の支給を受けているときは、同表に定める額から当該障害見舞金を減額した額とする。

(死亡の推定)

**第8条** 災害の際現にその場所にいた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(災害障害見舞金の受給資格)

**第8条の2** 災害障害見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を有しているものとする。

(1) 災害により法別表に定める程度の障害（以下「障害」という。）を有する者（以下「障害者」という。）となったこと。ただし、障害者の故意又は重大な過失により障害を有することとなったときを除く。

(2) 令第2条の3の規定において準用する令第2条の規定に該当しないこと。

(3) 障害者が、第3条第2号に掲げる要件を有していること。

(災害障害見舞金の支給額)

**第8条の3** 災害障害見舞金の区分及び額は、別表第2の2のとおりとする。

(災害援護資金の貸付対象)

**第9条** 災害援護資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を有している世帯の世帯主とする。

(1) 市内において救助の行われる自然災害又は令第3条に規定する自然災害により次のいずれかに掲げる被害を受けたものであること。

ア 療養期間が1月以上である世帯主の傷害（以下「世帯主の傷害」という。）

イ 住居又は家財の価格の3分の1以上である損害

（2）生活の立て直しのための資金とするものであること。

（3）第3条第2号に掲げる要件を有していること。

（4）世帯の所得が法第10条第1項に規定する要件を有していること。

（災害援護資金の貸付額）

**第10条** 災害援護資金の区分及び限度額は、別表第3のとおりとする。

（災害援護資金の貸付決定）

**第11条** 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、市長があらかじめ定めた期間に申請し、市長の決定を受けなければならない。

（災害援護資金の保証人及び利子）

**第12条** 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金の利子は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、次条第2項本文に規定する場合にあっては貸付けを受けた日から3年、同項ただし書に規定する場合にあっては貸付けを受けた日から5年を経過した後の期間について年1パーセントとする。この場合において、年当たりの割合は、じゅん年を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（災害援護資金の償還）

**第13条** 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 災害援護資金の償還は、貸付けを受けた日から3年を経過した後7年の元利均等払の方法による。ただし、市長は、被害の程度又は特別の事情により貸付けを受けた日から5年を経過した後5年の毎年元利均等払の方法にすることができる。

3 災害援護資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、前項の規定にかかわらず、いつでも繰上げ償還をすることができる。

4 借受人が第2項に規定する期日に償還できないときは、令第9条本文に規定する違約金を支払わなければならない。

（届出）

**第14条** 借受人は、災害援護資金の償還を完了するまでに次の各号のいずれかに該当した場合においては、速やかに市長に届け出なければならない。

（1） 氏名、住所その他重要な変更があったとき。

(2) 保証人を立てた場合は、当該保証人の氏名、住所その他重要な変更があったとき。

(災害援護資金の貸付取消し等)

**第15条** 市長は、災害援護資金の貸付けの決定を受け、又は貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その決定を取り消し、又は災害援護資金の全部若しくは一部を一時に返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

(2) 償還を怠ったとき。

(3) その他不適当と認めたとき。

2 第13条第4項の規定は、前項の規定により災害援護資金の全部又は一部を一時に返還させる場合において準用する。

(償還方法の変更等)

**第16条** 市長は、被害の程度又は特別の事情により借受人及び保証人が第13条第2項に規定する期日までに債務を償還できないと認めるときは、償還期間の延長をし、又は法第14条第1項及び令第9条ただし書の規定により債務の償還若しくは違約金の支払を免除することができる。この場合において、償還期間の延長に係る利子の計算については、令第13条第2項の規定によるものとし、報告等については法第16条の規定によるものとする。

(被害の程度の認定)

**第17条** この条例に規定する被害の程度の認定は、市長が行う。

(支給審査委員会)

**第18条** 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、立川市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置く。

2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

**第19条** この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、昭和51（1976）年4月1日から施行する。

附 則（昭和51（1976）年12月15日条例第58号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51（1976）年9月7日以後の自然災害から適用する。

**附 則**（昭和53（1978）年6月26日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53（1978）年1月14日以後の自然災害から適用する。

**附 則**（昭和56（1981）年6月13日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和55（1980）年12月14日以後の自然災害から適用する。

**附 則**（昭和57（1982）年9月20日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和57（1982）年7月10日以後の災害から適用する。

**附 則**（昭和62（1987）年3月6日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和61（1986）年7月10日以後の自然災害から適用する。

**附 則**（平成4（1992）年3月31日条例第13号）

1 この条例は、平成4（1992）年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の立川市災害被災者等援護条例第9条第1号ア、第10条第2項及び別表第3の規定は平成3（1991）年5月26日以後の自然災害から、同条例別表第2及び別表第2の2の規定は同年6月3日以後の自然災害から適用する。

**附 則**（平成23（2011）年10月7日条例第11号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の立川市災害被災者等援護条例第6条第1項の規定は、平成23（2011）年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

**附 則**（平成24（2012）年6月20日条例第19号）

この条例は、平成24（2012）年7月9日から施行する。

**附 則**（令和元（2019）年6月17日条例第5号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の立川市災害被災者等援護条例第9条、第12条、第14条及び第16条の規定は、平成31（2019）年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

**附 則**（令和2（2020）年2月21日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

区分		災害見舞金の額
療養期間が1月以上の傷害		1人につき 20,000円
住居の損害	全壊、全焼又は流失 (以下「全壊等」という。)	50,000円
	半壊、半焼又は床上浸水 (以下「半壊等」という。)	30,000円
	床下浸水等	10,000円

別表第2 (第7条関係)

区分		災害弔慰金の額
令第1条第1項に規定する自然災害 (以下「法適用災害」という。) による死亡	死亡者が、その遺族の生計を主として維持していたとき。	5,000,000円
	その他のとき。	2,500,000円
法適用災害以外の災害による死亡		300,000円

別表第2の2 (第8条の3関係)

区分		災害障害見舞金の額
法適用災害による障害	障害者が、その属する世帯の生計を主として維持していたとき。	2,500,000円
	その他のとき。	1,250,000円
法適用災害以外の災害による障害		150,000円

別表第3 (第10条関係)

区分	災害援護資金の限度額
世帯主の傷害	1,500,000円
家財の3分の1以上の損害 (以下「家財の損害」という。)	1,500,000円
住居の半壊等	1,700,000円
住居の全壊等又は住居の半壊等であってこれと同程度とみられる特別の事情があるもの	2,500,000円
世帯主の傷害及び家財の損害	2,500,000円
世帯主の傷害及び住居の半壊等	2,700,000円
住居の全体が全壊等又はこれと同程度とみられる特別の事情があるもの	3,500,000円
世帯主の傷害及び住居の全壊等	3,500,000円

## 立川市地域防災計画策定 市民会議

### ～ その日のために！～ サバイバル立川 30 の提言

#### 1. 減災への挑戦

##### 防災への意識

**提言 1 市民・事業所、地域は、自ら危機意識を高め、災害対応能力を向上させます。**  
市は、市民会議の提言に基づき防災対策を早急に実行すべきです。

#### 2. 自らの住まい・まちを安全に

##### ① 建築物の耐震化

**提言 2 市民・事業所は、積極的に建築物の耐震化に取り組みます。**  
市は、耐震診断を強力に支援するとともに災害時要援護者が居住する住宅や避難路沿いの住宅の耐震補強を支援すべきです。

**提言 3 市は、公共施設の維持・管理に努め、天井等の耐震性についても、定期的な点検及び改修・修繕を行うべきです。**

##### ② 備品・家具などの転倒防止、ブロック塀などの安全性向上

**提言 4 市民・事業所は、自ら家具の転倒防止やガラスの飛散防止を積極的に実施し、大地震でも安全な部屋づくりを行います。**  
市は、高齢者や障害者など災害時要援護者の住居の安全対策を積極的に支援すべきです。

**提言 5 市民・事業所は、日頃から、ブロック塀や石塀の耐震補強や生垣化等を進めます。**  
市は、通学路や避難路沿いのブロック塀や石塀の耐震補強や生垣化等を要請すべきです。

### 3. 地域で取り組む防災力の向上

#### ① 人材育成、市民防災組織等の充実

**提言 6** 市民（地域や事業所）は、日頃から防災・減災等の講座・研修への参加、各家庭での防災教育の実施に取り組み、防災に係わる技術や知識を習得します。

**提言 7** 地域は、災害に強い地域をつくるために、地域の小学校・中学校や市民・スポーツ団体等と連携して「自ら命を守り、地域を守る人づくり」を目指して、防災訓練・防災教育を行います。  
学校は、地域、子育て関連団体と連携しながら、「命を守り、地域を守れる子ども」を育てる防災教育を行うべきです。

**提言 8** 市民は、すべての地域で市民防災組織をつくり、女性や要援護者、外国人の視点等、さまざまな場面に対応できる多様な防災リーダーや防災ボランティアとなる人材を自らも育成していきます。  
市は、市民に市民防災組織への理解と活動への参加を積極的に働きかけ、また、育成した人材等にフォローアップの機会や活躍の場を設けるべきです。

#### ② 事業所・商店街等の防災体制

**提言 9** 事業所・商店街は、被害を最小限に抑えるための防災計画・事業継続計画を策定し、緊急時の体制整備や各事業所・商店街等に適した防災対策を推進します。  
市は、防災講座等を通して事業所・商店街等の自助対策のための情報提供を行うべきです。

**提言10** 事業所・商店街等は、防災イベントや訓練を通して、地域（市民防災組織など）と災害時の連携体制を整えます。  
市は、「防災協力モデル商店街（仮）」を指定し、商店街の防災組織づくりを支援すべきです。  
また、協定内容が災害時に円滑に実施できるよう、関係各課と事業所・個店が連携した防災イベント・訓練の開催を支援すべきです。

③ 各種対応訓練（災害、要援護者、避難所運営、帰宅困難者等）の充実

**提言11** 地域（市民防災組織など）は、親子世代や災害時要援護者の意見を取り入れながら、子供、障害者、高齢者など誰でも参加できるように目的に応じた防災訓練を実施し、訓練結果を踏まえて内容の見直し等訓練内容の改善を行います。

市は、地域や災害時協定を締結している事業所、関連団体などと協力して地域の防災訓練が実践的となるよう支援し、災害時の体制を検証するべきです。

また、参加者の拡大を図るための広報や、防災訓練が防災教育の場、防災リーダーの育成・活用の場となるよう支援を行うべきです。

#### 4. 市民、事業所、行政の連携のしくみづくり

① 情報収集・情報体制の整備

**提言12** 災害時には情報が命です。

市民は、各自が必要とする情報と収集方法について理解を深め、必要に応じた事前の対策を行います。

地域は、各地域単位で必要となる情報の収集方法と発信方法について検討・対策を行います。

市は、災害時に受発信する正確な情報と受発信方法の整理・検証を行い、必要に応じて事前の周知活動や体制の拡充・多重化、ボランティア団体との連携を図るべきです。

**提言13** 市と地域は、互いに連携しながら避難所を拠点とした地域ニーズの把握や、ICT（情報通信技術）の進展に伴い、情報の受発信方法の多様化を含めた検討を行います。

**提言14** 市は、災害時要援護者や外国人等への多様な情報伝達手段を整備するとともに、防災訓練を通じて、実効性を検証すべきです。

② 災害時要援護者対応の充実

提言15 市は、「立川市災害時要援護者避難支援マニュアル」や「災害時要援護者避難支援プラン全体計画」の周知を行い、災害時要援護者支援への理解を図るべきです。

提言16 地域は、市が作成した「立川市災害時要援護者避難支援マニュアル」に基づき、福祉関連のボランティア（見守りネットワークなど）や事業所の協力を得て地域の要援護者の安否確認や避難の支援体制を整えるとともに、日頃からの関係性を築きます。  
地域と事業所は、市と連携した実践的な訓練等の取組を通して支援体制を強化します。

提言17 市民は、日頃から“助け上手・助けられ上手”的な関係をつくり、災害時は可能な限り支えあうよう努力します。  
市は、関係各課や地域福祉コーディネーター等と協力し、支援制度や取組について分かりやすく地域へ伝え、支援者の拡大や、関係機関等と連携した支援体制の拡充を行うべきです。

③ 避難所・避難者対策の拡充

提言18 市民は、災害時も自宅に留まれるよう、自宅の耐震化や家具の転倒防止、在宅生活に必要になる食料・物資の備蓄等の対策を行います。  
地域や事業所は、各々連携しながら、一時的な避難や情報交換等を行う集会スペースを確保します。  
市は、地域や事業所、ボランティア団体、外部支援者等と連携し、女性等への配慮を行いながら、在宅避難者への支援体制を構築するべきです。

提言19 市は、民間施設との協定締結等により、福祉避難所の数と機能の拡充を図り、搬送する体制を整備すべきです。

④ 避難所運営体制の整備（運営組織、災害時要援護者、ペット、訓練等）

提言20 地域は、避難所運営マニュアルについて、要援護者へのケアや女性・子育て世帯への配慮、ペットへの対応方針、運営体制の見直し等を行います。

地域・事業所は、市やボランティア団体等と連携しながら避難所運営マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練を行い、その結果得た知見をマニュアルに反映していきます。また、災害時に円滑に対応できるようなノウハウの学習や連携体制の構築を行います。

提言21 市は、地域の自主的な避難所運営をサポートするため、学校や事業所、ボランティア等と連携して避難所運営組織の活性化に向けた支援を行うべきです。

また、医療機関との連携や災害ボランティアコーディネーターの育成により福祉避難所でのケア、ペット対策等の充実を図るべきです。

提言22 ペットを飼育している市民は、ペットの自助対策を行い、愛好家同士の支え合いによりペットの保護に努めます。

市は、飼い主や動物保護団体等の民間団体と連携して災害時のペットの保護に関するしくみを構築し、避難のガイドラインを示すべきです。

⑤ 飲料水・食料・備蓄品の確保

提言23 市民は、各家庭や個人において、概ね7日分の飲料水・食料・トイレ、その他個別に必要とする備蓄品の種類や数量を把握し、効率的な備蓄方法などの工夫を行いながら、備蓄を推進します。

地域は、自主防災活動に必要な救出・救助・消防用資機材の確保や飲料水・食料、日用品の備蓄を行います。

事業所は、従業員や来館者のために必要な備蓄品の種類や数量を把握し、備蓄を行います。

提言24 市は、避難所の特性や保管場所を考慮した備蓄品の充実を図り、個人や避難所で備蓄できないものについては、事業所等との連携や協定等により確保を行うべきです。

また、災害時の対応と併せた備蓄のしくみづくりについて、地域や事業所等へ普及啓発を行うべきです。

提言25 市は、学校に設置した備蓄倉庫の校舎外への配置を進めるべきです。

また、市民や地域による初期消火や救出・救助活動を行うための資機材備蓄倉庫を、できる限り身近で利用しやすい場所に配置すべきです。

⑥ 帰宅困難者対策の充実

提言26 事業所は、災害時に従業員等がむやみに移動を開始しないよう、一斉帰宅を抑制します。

また、従業員等が職場に待機できるよう、建物の安全性を高め、備蓄等の対策を行います。

帰宅困難者が集中する可能性のある駅周辺の事業所・商店街は、市と協力して従業員・来館者の安全対策や帰宅支援対策（情報提供、避難誘導、帰宅支援マップの作成・配布等）を実施します。

提言27 市は、帰宅困難者対策について地域や事業所に分かりやすく周知し、災害時には地域や事業所と連携して的確な情報を発信することにより、帰宅困難者の発生を抑制するべきです。

また、日頃より関係団体や事業所、学生との連携を図り、帰宅困難者が地域の支援者として活動できる体制を整えるべきです。

## 5. 新たな防災の推進

### 新たな防災の推進

**提言28** 市は、地域防災計画を具体的に実行するためのアクションプランを作成し、計画的かつ強力に防災対策を進めるべきです。

**提言29** 市は、地域防災計画の推進状況を適宜公表するとともに、市民・事業所が、進捗を見守っていけるよう「（仮称）市民による地域防災計画推進チーム」を設置すべきです。

**提言30** 市は、これらの提言を確実に実行するために「（仮称）立川市防災対策基本条例」を策定すべきです。

市民は、市と協働して立川市民の命を守る条例の内容を検討していきます。

## 検討体制と検討経過（平成26（2014）年2月～平成26（2014）年7月）

### 防災計画策定市民会議

#### ○全体会

第1回	平成26（2014）年2月 3日	委員長の選任／計画見直しについて 現計画策定市民会議による提言の検証 各分科会検討事項の現状と課題について 提言書の構成について 各分科会での議論のまとめと調整会議での検討結果について 新たな提言について 調整会議での検討結果について／新たな提言について
第2回	6月 13日	
第3回	7月 30日	

#### ○調整会議

（各分科会の代表6人が出席）

第1回 5月15日  
各分科会での議論のまとめ  
提言書の構成について  
提言書の内容に関する意見交換

第2回 6月30日  
全体会での議論のまとめ  
提言書の内容に関する意見交換

#### ○第1分科会

第1回	2月 25日	現計画策定市民会議による提言の検証 課題の検討「市民防災組織等の充実」 「事業所等防災体制の整備」 「災害時要援護者対応の充実」
第2回	3月 14日	課題の検討「災害時要援護者対応の充実」 「帰宅困難者対策の充実」 「各種対応訓練の充実」
第3回	4月 7日	その他提言検証 第1分科会の検討成果のまとめ

#### ○第2分科会

第1回	2月 19日	現計画策定市民会議による提言の検証 課題の検討「避難所の拡大」 「避難所運営体制の整備」
第2回	3月 19日	課題の検討「情報収集・提供体制の整備」 「食料・飲料水・備蓄品の確保」
第3回	4月 14日	その他提言検証 第2分科会の検討成果のまとめ

市民会議委員（平成26（2014）年検討当時）

区分		氏名	備考
学識経験者	委員長	中林 一樹	明治大学大学院特任教授
		伊村 則子	武蔵野大学教授
		横田 雄一	立川消防署警防課長
		稻垣 景子	横浜国立大学特別研究教員
団体推薦		井上 英徳	立川市商店街振興組合連合会
		豊泉 豊	立川市消防団
		金子 利津子	立川市赤十字奉仕団
		松本 富士子	立川市手をつなぐ親の会
		池永 一夫	立川市老人クラブ連合会
		佐藤 良子	市民防災組織
		福島 正人	<u>特定非営利活動法人立川災害ボランティアネット</u>
		森 美由紀	立川市肢体不自由児・者父母の会たつのこ
		湯浅 明	立川市自治会連合会
		丸山 慎一	立川市社会福祉協議会
		中島 孝昌	立川市商工会議所
		福原 憲生	立川市立小学校長会
公募市民		大西 都	
		杉之原 峰子	
		田中 彰	
		砺波 正博	
		成田 ツルミ	
		西山 寿一	
		根津 敦子	
		新井 明子	
		江夏 馨	
		齋藤 恵子	
		佐々木 亨代	
		庄司 亮	
		高橋 明子	
		武江 俊江	
		平井出 祐宏	
		渡会 弘恭	